



山梨県立博物館

研究紀要

第8集

2014

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

鋳物師屋遺跡における縄文時代中期の植物圧痕……………中山 誠二 保阪 太一	1
遺跡出土馬に見られる銜痕について……………植月 学	15
明治45年3～4月皇太子(大正天皇)山梨行啓について(一)……………小畑 茂雄(縦組21)	40
甲斐国湖水伝説の成立について……………西川 広平(縦組11)	50
古代・中世甲斐国交通関係文献史料(補遺)……………海老沼真治(縦組1)	60



山梨県立博物館

研究紀要

第8集

2014

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum



図版 1 木造明王形立像 鎌倉時代（13世紀） 苗敷山穂見神社蔵



图版 2 铜造虚空藏菩萨坐像 鎌倉時代 (13 世紀) 法善寺藏



图版 3 紙本墨摺稻積地藏菩薩像

江戸時代 寛政元年 (1789) 山梨県立博物館蔵 (大木家文書)



図版4 機山館を出発する東宮 皇太子（大正天皇）行啓写真より



図版5 行啓写真のガラス乾板



図版6 東宮殿下降臨記念絵はかき (甲州文庫)より



図版7 甲府駅から機山館への経路 東宮殿下奉送迎に関する書類(若尾資料)より

鋳物師屋遺跡における縄文時代中期の植物圧痕

中山 誠 二
保 阪 太 一

1 はじめに

レプリカ法による植物圧痕の研究は、近年急速に全国に広がりを見せている⁽¹⁾。筆者らがフィールドとする中部高地においても、縄文時代から弥生時代にかけての資料蓄積が進み、圧痕資料から植物利用を探索する研究が進展している。特に、山梨県北部にある八ヶ岳や茅ヶ岳山麓地域では、縄文時代中期にダイズ属、アズキ亜属などの利用が広まっていた実態が徐々に明らかになってきている⁽²⁾。このようなマメ科植物の利用が、標高の低い同時期の甲府盆地においても認められるのか。また、他の植物利用の痕跡が認められるのか。そうした問題を明らかにするために、鋳物師屋遺跡の縄文時代中期の土器を対象に圧痕調査、分析を行った。本稿では、その結果を報告したい。

2 遺跡の概要と分析資料

鋳物師屋遺跡は、山梨県南アルプス市櫛形町下市之瀬地内の標高280～290mの地点に所在する⁽³⁾。付近は、甲府盆地西側の櫛形山を水源とする諸河川と、その北側の御勅使川が形成した大扇状地とが一体になり、複合扇状地をなしている。遺跡は、この複合扇状地の南西端部で、漆川・市之瀬川が谷を降りきってつくる小扇状地上に位置する。

本遺跡及び隣接する杢木遺跡での調査の結果、縄文時代中期中葉の竪穴住居跡32軒、屋外埋甕5基、土坑55基、ピット群

17ヶ所の他、162軒の平安時代住居跡などが発見されている。縄文時代の集落は、直径40mほどの円形空間を挟んで東西に並ぶ住居跡群と土坑群によって構成される。集落の時期は、五領ヶ台式期～井戸尻式期にわたるが、五領ヶ台式及び井戸尻式期の住居跡は各1～2軒で、集落の主体は中期中葉の新道式～藤内式に集中する。出土遺物の中には、ほぼ完全な形で出土した大形円錐形土偶、踊る人物像を描いた有孔罎付土器、猿形土偶や棚畑型土偶頭部など注目される遺物が多く含まれる。本遺跡の縄文時代の遺物は、当時の信仰や精神世界を示す重要な資料として、国の重要文化財に指定されている。

今回、圧痕調査を行った資料はIMJ35・IMJ95を除いてすべてが、92号住居址から出土した藤内式を主体とする土器である(図3～5)。この住居址は、遺跡のK-11区にあり、同時期の集落の西半部に位置する(図2)。本住居址からは、総重量70kgを超える土器片の出土が報告されている。今回の圧痕調査では、それらを含む2,876点を肉眼観察し、1次選考した97点のレプリカ分析について報告をする。



図1 鋳物師屋遺跡の位置図



図2 鋳物師屋遺跡全体図

3 試料の分析方法

本研究では、縄文土器の表面に残された圧痕の凹部にシリコン樹脂を流し込んで型取りし、そのレプリカを走査電子顕微鏡（SEM）で観察するレプリカ法と呼ばれる手法を用いる。

土器圧痕のレプリカ作成にあたっては、福岡市埋蔵文化財センターの比佐陽一郎・片多雅樹氏により、多量な試料を迅速に処理できる手法が開発されている⁽⁴⁾。今回用いた手法は、『土器圧痕のレプリカ法による転写作業の手引き（試作版）』による。

作業は、①圧痕をもつ土器試料の選定、②土器の洗浄、③資料化のため写真撮影、④圧痕部分の実体顕微鏡での観察、⑤圧痕部分に離型剤を塗布し、シリコン樹脂を充填、⑥転写したレプリカを土器から離脱、⑦レプリカを走査電子顕微鏡用の試料台に固定、⑧走査電子顕微鏡（ニコン製のQuanta600）を用いて転写したレプリカ試料の表面観察、という手順で実施した。

なお、離型剤にはアクリル樹脂（パラロイドB-72）をアセトンで薄めた5%溶液を用い、印象剤にはJMシリコンを使用した。

4 同定結果（表1、図6～8）

IMJ06-2（図6 1～4）

藤内式期の深鉢形土器底部で、内面に植物種子圧痕が確認された。

種子圧痕は、長さ8.9mm、幅4.7mm、現存厚3.0mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑で、一部が剥離し、しわ状となる部分が認められる。形状、大きさはダイズに類似するが、臍が未確認であるためマメ科（Fabaceae）とする。

IMJ11（図6 5～8）

藤内式期の深鉢形土器把手で、把手部外面にある窪み部分に圧痕が確認された。

種子圧痕は、長さ6.5mm、幅4.2mm、厚さ2.8mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑であるが、一部凹凸

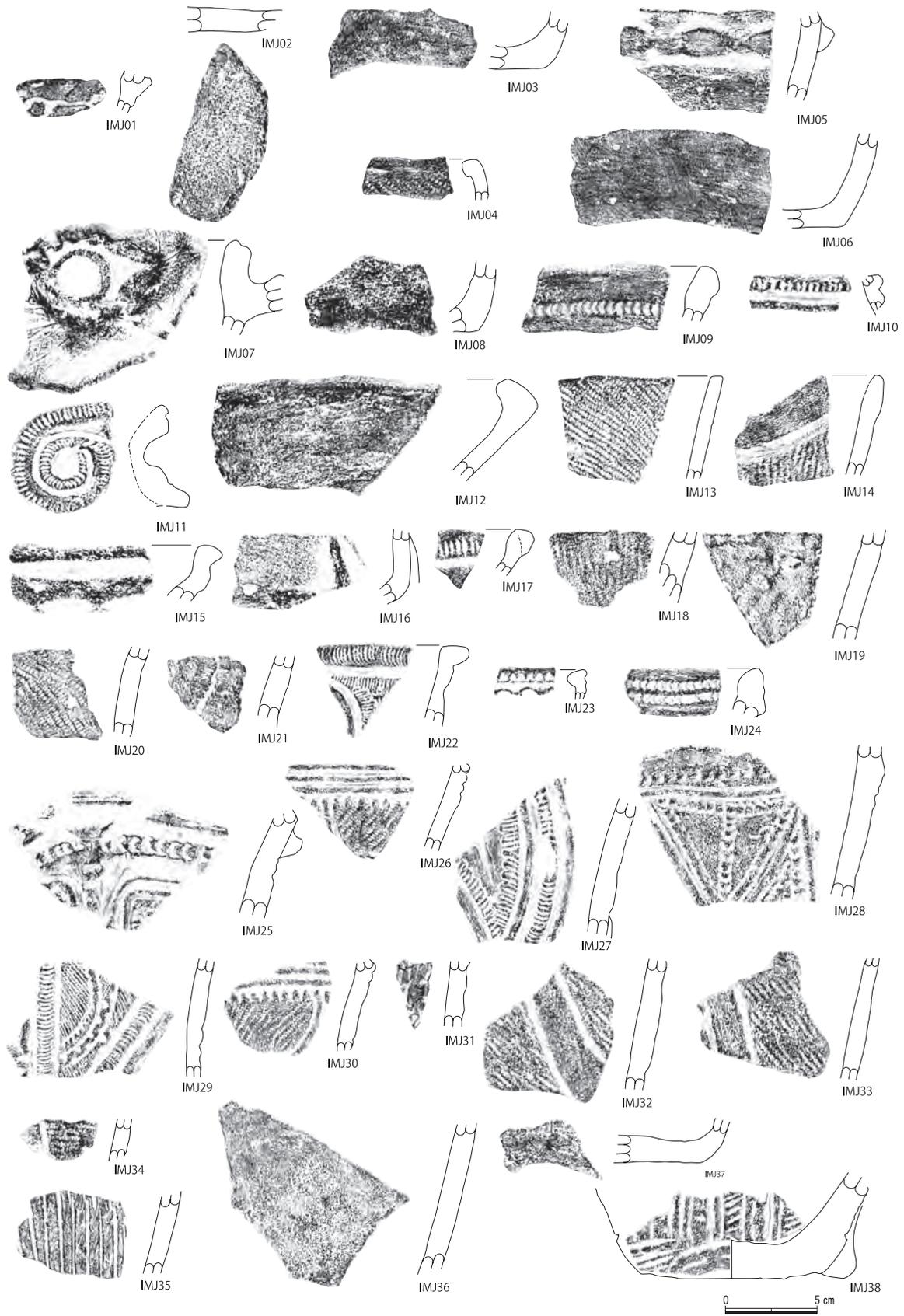


図3 鋳物師屋遺跡圧痕土器 1

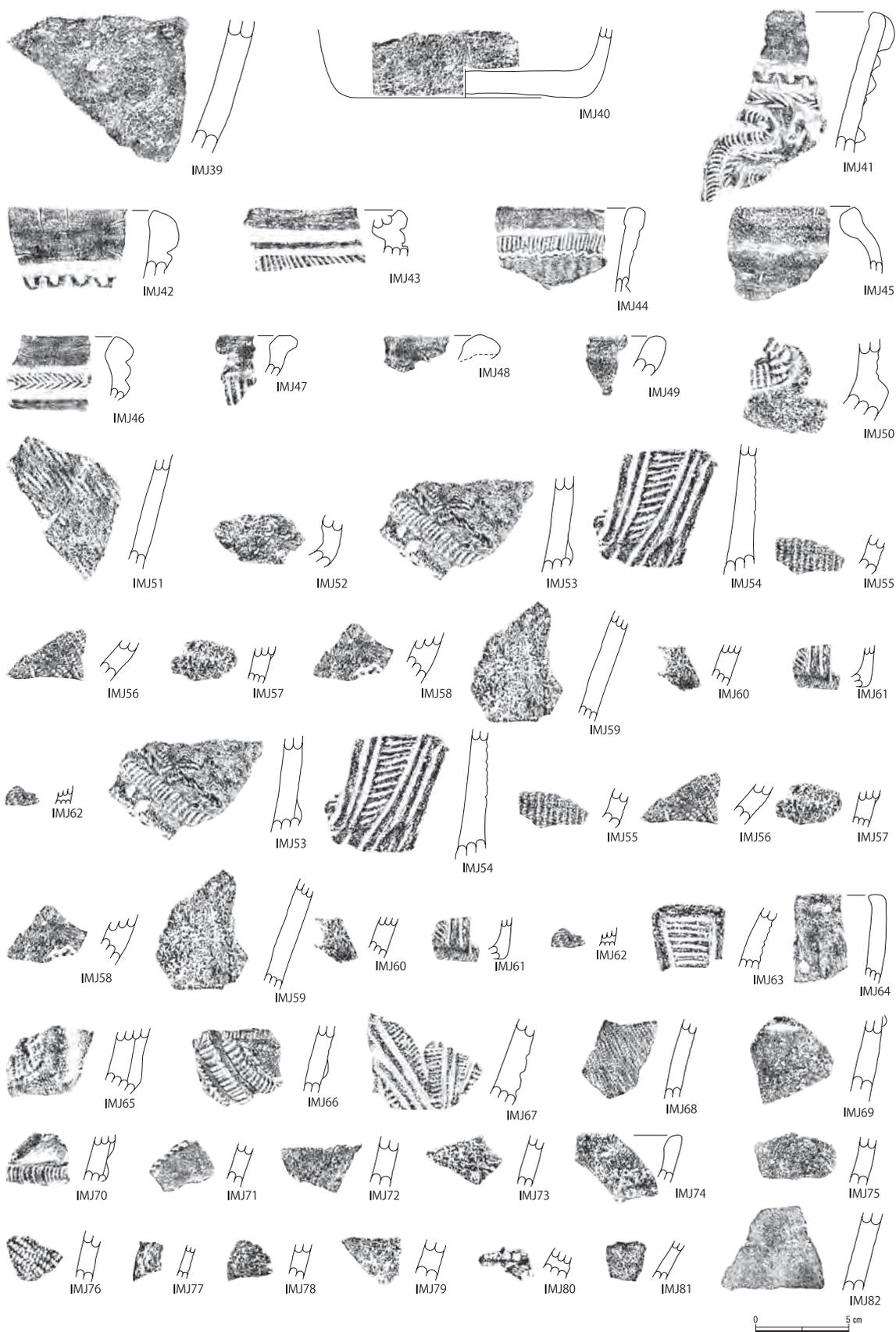


図4 鋳物師屋遺跡圧痕土器 2

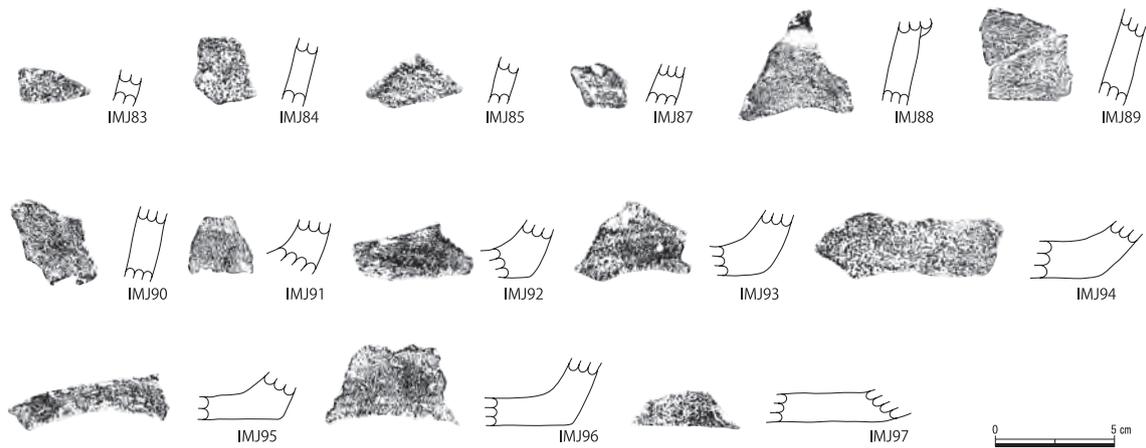


図5 鋳物師屋遺跡圧痕土器 3

が認められる。形状、大きさはダイズに類似するが、臍が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

IMJ18 (図6 9~16)

縄文を地文とする藤内式期の深鉢形土器胴部片で、外面に植物種子圧痕が確認された。

種子圧痕は、長さ9.8mm、幅5.8mm、厚さ4.0mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑で、臍と幼根部の盛り上がりが見事に認められる。臍は、長さ3.8mm、幅1.4mmの楕円形の臍縁で囲まれ、内部中央を縦方向に臍溝が走る。形状、大きさ、露出型の臍などから、ダイズ (*Glycine max*) と判断される。

IMJ23-2 (図6 17~20)

鋸歯状沈線を施す藤内式期の深鉢形土器口縁部片で、内面口唇に植物種子圧痕が確認された。

種子圧痕は、長さ2.5mm、幅1.4mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は長軸に直交して、イボ状隆線で覆われる。形状、大きさ、表皮の特徴から、スイカズラ科のニワトコ (*Sambucus racemosa* L.) と判断した。

IMJ28 (図6 21~24)

半截竹管の押し引きによる区画文を施す藤内式期の深鉢形土器胴部片で、断面に圧痕が確認された。

圧痕は、長さ8.4mm、幅4.0mm、厚さ4.0mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑で、臍と幼根部の盛り上がりが見事に認められる。臍は、長さ3.0mm、幅0.9mmの楕円形で囲まれ、内部中央を縦方向に臍溝が走る。形状、大きさ、露出型の臍などから、ダイズ (*Glycine max*) と判断される。

IMJ42 (図7 1~4)

刻みをもつ隆帯を施す藤内式期の深鉢形土器口縁部片で、断面に圧痕が確認された。

圧痕は、長さ5.0mm、幅3.5mm、厚さ3.5mmの両端部が平坦な俵形を呈する。小口面の形状は、曲線的な三角形をなす。表皮は平滑である。形状、大きさはアズキに類似するが、臍構造が未確認のためマメ科 (Fabaceae) とする。

IMJ48 (図7 5~8)

無文の口縁部片で、断面に圧痕が確認された。

圧痕は、長さ2.2mm、幅2.1mm、厚さ1.8mmの扁平な円形を呈する。表皮は平滑で、中央部が大きく窪む。同定の鍵となる特徴が認められず不明種とした。

IMJ64-2 (図7 9~16)

口縁内部がやや内屈する無文の深鉢形土器口縁部片で、外面に種子圧痕が確認された。

種子圧痕は、長さ5.0mm、幅3.1mm、厚さ3.2mmの端部が平坦な俵形を呈する。中央から端部に偏って臍と

表1 鋳物師屋遺跡圧痕分析一覧

番号	試料名	遺構名	注記番号	部位	時期	型式名	植物圧痕の有無	植物同定
1	IMJ01	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
2	IMJ02	92号住居址	IM92住21726	深鉢 底部	縄文中期中葉		×	
3	IMJ03	92号住居址	IM92住21932	深鉢 底部	縄文中期中葉		×	
4	IMJ04	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
5	IMJ05	92号住居址	IM92住21844	深鉢 胴部	縄文中期中葉	井戸尻式	×	
6	IMJ06-1	92号住居址	IM92住21300	深鉢 底部	縄文中期中葉	藤内式	×	
7	IMJ06-2	92号住居址	IM92住21300	深鉢 底部	縄文中期中葉	藤内式	○	マメ科 (Fabaceae)
8	IMJ07	92号住居址	IM92住21330	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
9	IMJ08	92号住居址	IM92住	深鉢 底部	縄文中期中葉	藤内式	×	
10	IMJ09	92号住居址	IM92住21878	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
11	IMJ10	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
12	IMJ11	92号住居址	IM92住19801	深鉢 把手部	縄文中期中葉	藤内式	○	マメ科 (Fabaceae)
13	IMJ12	92号住居址	IM92住21611	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
14	IMJ13-1	92号住居址	IM92住21855	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
15	IMJ13-2	92号住居址	IM92住21855	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
16	IMJ14	92号住居址	IM92住22234	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
17	IMJ15	92号住居址	IM92住20649	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
18	IMJ16	92号住居址	IM92住21270	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
19	IMJ17	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
20	IMJ18	92号住居址	IM92住19886	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	○	ダイズ (<i>Glycine max</i>)
21	IMJ19	92号住居址	IM92住19912	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	○	木片
22	IMJ20	92号住居址	IM92住10833	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
23	IMJ21	92号住居址	IM92住21947	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
24	IMJ22	92号住居址	IM92住19821	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
25	IMJ23-1	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
26	IMJ23-2	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	○	ニワトコ(<i>Sambucus racemosa</i> L.)
27	IMJ24	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
28	IMJ25	92号住居址	IM92住19754	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
29	IMJ26	93号住居址	IM93住22113	深鉢 胴部	縄文中期中葉	五領ヶ台式	○	不明種
30	IMJ27	92号住居址	IM92住21957	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
31	IMJ28	92号住居址	IM92住19765	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	○	ダイズ (<i>Glycine max</i>)
32	IMJ29	92号住居址	IM92住21881	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
33	IMJ30	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
34	IMJ31	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
35	IMJ32	92号住居址	IM92住22234	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
36	IMJ33	92号住居址	IM92住22234	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
37	IMJ34	92号住居址	IM92住22234	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
38	IMJ35	93号住居址	IM93住21795	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
39	IMJ36	92号住居址	IM92住20635	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
40	IMJ37	92号住居址	IM92住21622	深鉢 底部	縄文中期中葉	藤内式	×	
41	IMJ38	92号住居址	IM92住22317	深鉢 底部	縄文中期中葉	藤内式	×	
42	IMJ39	92号住居址	IM92住19832	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
43	IMJ40	92号住居址	IM92住22234	深鉢 底部	縄文中期中葉	藤内式	×	
44	IMJ41	92号住居址	IM92住21894	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
45	IMJ42	92号住居址	IM92住20584	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	○	マメ科 (Fabaceae)
46	IMJ43	92号住居址	IM92住19936	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
47	IMJ44	92号住居址	IM92住20560	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
48	IMJ45	92号住居址	IM92住21879	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
49	IMJ46	92号住居址	IM92住21916	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
50	IMJ47	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	

51	IMJ48	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	○	不明種
52	IMJ49	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
53	IMJ50	92号住居址	IM92住21849	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
54	IMJ51	92号住居址	IM92住22234	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
55	IMJ52	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
56	IMJ53	92号住居址	IM92住19772	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
57	IMJ54	92号住居址	IM92住20555	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
58	IMJ55	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
59	IMJ56	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
60	IMJ57	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
61	IMJ58	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
62	IMJ59	92号住居址	IM92住20628	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
63	IMJ60	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
64	IMJ61	92号住居址	IM92住20527	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
65	IMJ62	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
66	IMJ63	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
67	IMJ64-1	92号住居址	IM92住19943	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
68	IMJ64-2	92号住居址	IM92住19943	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	○	アズキ (<i>Vigna angularis</i>)
69	IMJ65	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
70	IMJ66	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
71	IMJ67	92号住居址	IM92住20521	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	○	マメ科 (Fabaceae)
72	IMJ68	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
73	IMJ69	92号住居址	IM92住20645	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
74	IMJ70	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
75	IMJ71	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
76	IMJ72	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
77	IMJ73	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
78	IMJ74	92号住居址	IM92住	深鉢 口縁部	縄文中期中葉	藤内式	×	
79	IMJ75	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
80	IMJ76	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉	藤内式	×	
81	IMJ77	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
82	IMJ78	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
83	IMJ79	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
84	IMJ80	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
85	IMJ81	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
86	IMJ82	92号住居址	IM92住21312	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
87	IMJ83	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
88	IMJ84	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
89	IMJ85	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
90	IMJ86			深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
91	IMJ87	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
92	IMJ88	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		○	シソ属 (<i>Perilla</i> sp.)
93	IMJ89	92号住居址	IM92住22240	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
94	IMJ90	92号住居址	IM92住22311	深鉢 胴部	縄文中期中葉		○	シソ属 (<i>Perilla</i> sp.)
95	IMJ91	92号住居址	IM92住	深鉢 胴部	縄文中期中葉		×	
96	IMJ92	92号住居址	IM92住	深鉢 底部	縄文中期中葉		○	不明種
97	IMJ93-1	92号住居址	IM92住19906	深鉢 底部	縄文中期中葉		×	
98	IMJ93-2	92号住居址	IM92住19906	深鉢 底部	縄文中期中葉		○	不明種
99	IMJ94	92号住居址	IM92住21038	深鉢 底部	縄文中期中葉		○	マメ科 (Fabaceae)
100	IMJ95	137号住居址	IM137住29370	深鉢 底部	縄文中期中葉		×	
101	IMJ96	92号住居址	IM92住21306	深鉢 底部	縄文中期中葉		×	
102	IMJ97	92号住居址	IM92住22209	深鉢 底部	縄文中期中葉		×	

種瘤が認められる。臍は、長さ1.6mm、幅0.6mmの舟底状となり、臍溝は認められない。表皮は平滑である。形状、大きさ、被膜型の臍構造から、アズキ (*Vigna angularis*) と判断される。

IMJ67 (図7 17～20)

半截竹管による隆帯区画の内部を三叉状沈線、並行沈線で充填する藤内式期の深鉢形土器胴部片で、内面に圧痕が確認された。

圧痕は、長さ5.1mm、幅3.0mm、厚さ3.0mmの両端部がやや平坦な俵形を呈する。表皮は平滑である。形状、大きさは、アズキに類似するが、臍構造が未確認のためマメ科 (Fabaceae) とする。

IMJ88 (図7 21～24)

無文の土器胴部片で、内面に圧痕が確認された。

種子圧痕は、長さ2.2mm、幅2.0mm、厚さ1.7mmで、平面形は基部がやや細い円形で、側面は基部がやや細く、イチジク状をなす。不整六角形の網状隆線が外皮全体を覆う。大きさ、形態や表皮の特徴からシソ属 (*Perilla* sp.) と判断される。

IMJ90 (図8 1～7)

無文の土器胴部片で、断面に圧痕が確認された。

種子圧痕は、長さ2.1mm、幅2.1mm、厚さ1.8mmで、平面はほぼ円形で、側面基部がやや細いイチジク状を呈する。不整六角形の網状隆線が外皮全体を覆い、臍 (着点) の一部が観察される。大きさ、形態や表皮の特徴からシソ属 (*Perilla* sp.) と判断される。

IMJ92 (図8 8～11)

無文の土器底部片で、外面に圧痕が確認された。

圧痕は、長さ2.6mm、幅2.2mmで、側面基部がやや細いイチジク状を呈する。表皮は全体的に凹凸が認められる。同定の鍵となる特徴が認められず不明種とした。

IMJ93-2 (図8 12～15)

無文の土器底部片で、外面に圧痕が確認された。

圧痕は、長さ2.5mm、幅2.3mm、厚さ2.1mmで、側面基部がやや細いイチジク状を呈する。表皮は若干の凹凸が認められる。同定の鍵となる特徴が認められず不明種とした。

IMJ94 (図8 16～19)

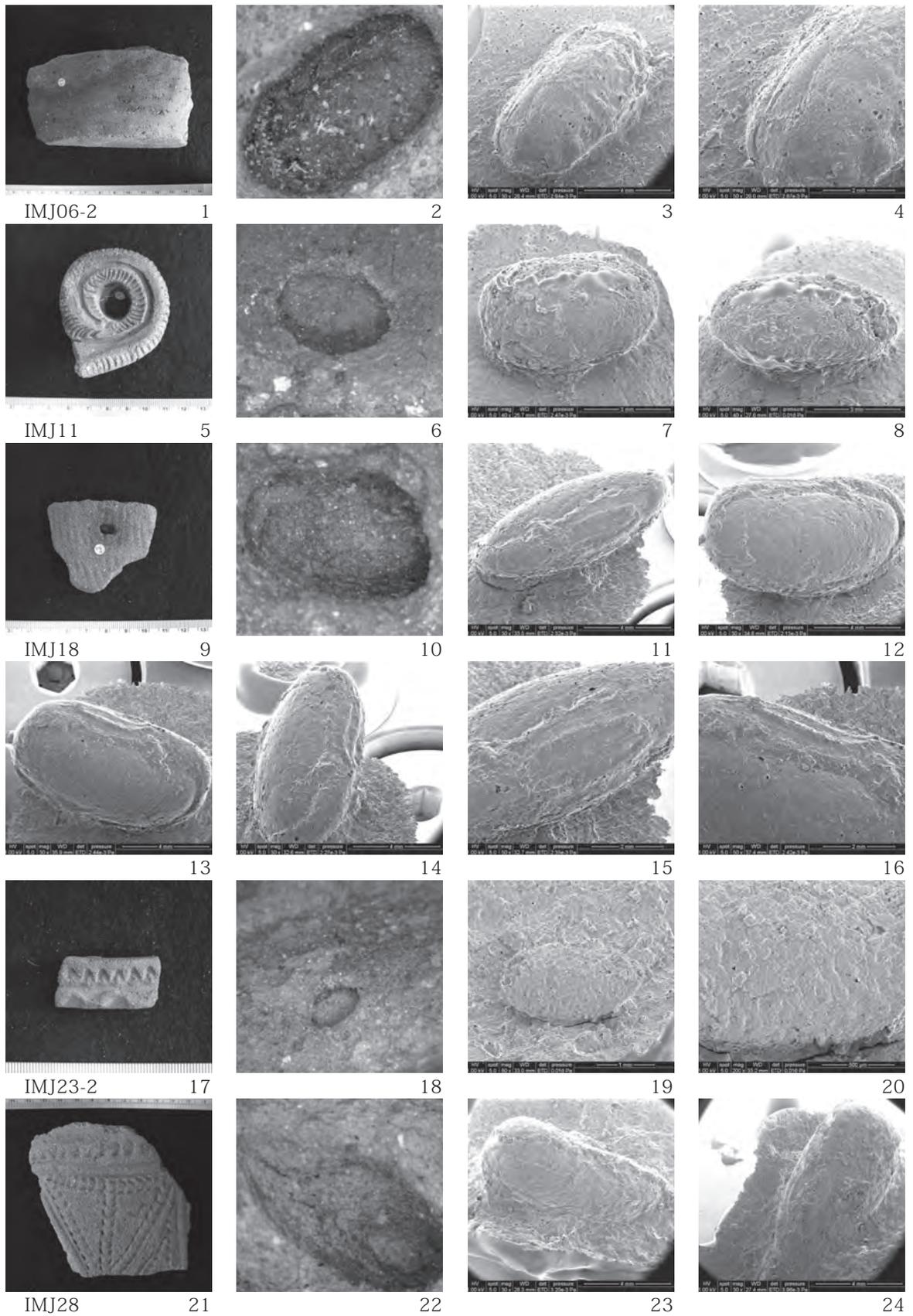
深鉢形土器底部片で、内面に圧痕が確認された。

圧痕は、長さ10.1mm、幅4.5mm、厚さ3.8mmの扁平な楕円形を呈する。表皮は平滑であるが、一部凹凸が認められる。形状、大きさはダイズに類似するが、臍が未確認であるためマメ科 (Fabaceae) とする。

5 小結

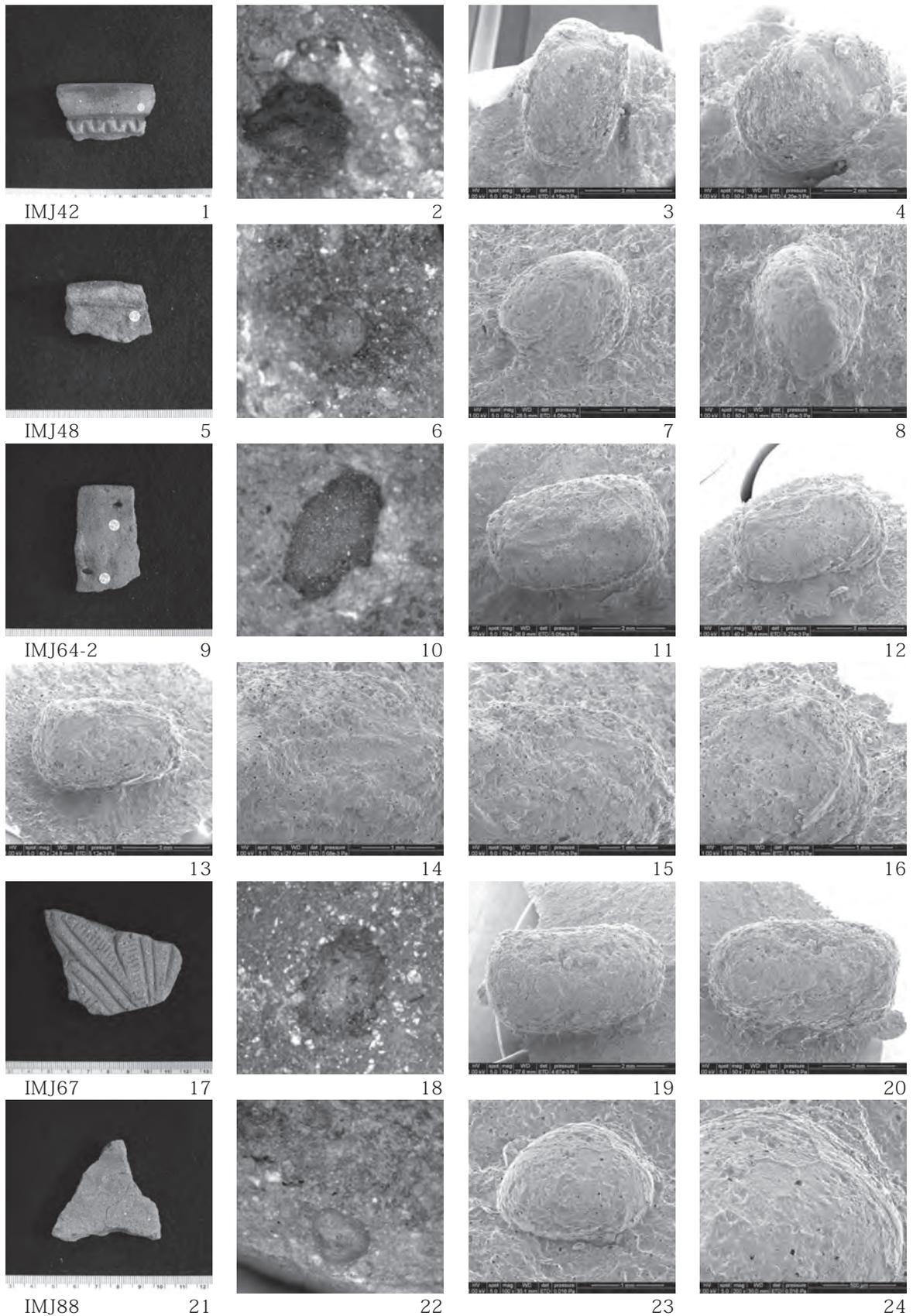
鋳物師屋遺跡の圧痕土器は、概ね縄文時代中期中葉の藤内式に比定される土器群である。圧痕分析の結果、マメ科 (Fabaceae) 5点、ダイズ (*Glycine max*) 2点、アズキ (*Vigna angularis*) 1点、シソ属 (*Perilla* sp.) 2点、ニワトコ (*Sambucus racemosa* L.) 1点、不明種4点が確認された。マメ科とした試料には、ダイズおよびアズキに類似した2種類の形状のものがある。

本県の圧痕調査では、これまで八ヶ岳山麓から七里ヶ岩の台地上と茅ヶ岳山麓地域の標高500～1000mの地域でダイズが多く確認されてきたが、本遺跡の事例は甲府盆地の低地部では初めての検出例となる。つまり、縄文時代中期中葉 (約5000年前) には、甲府盆地内においてもダイズ属、アズキ垂属のマメ科の



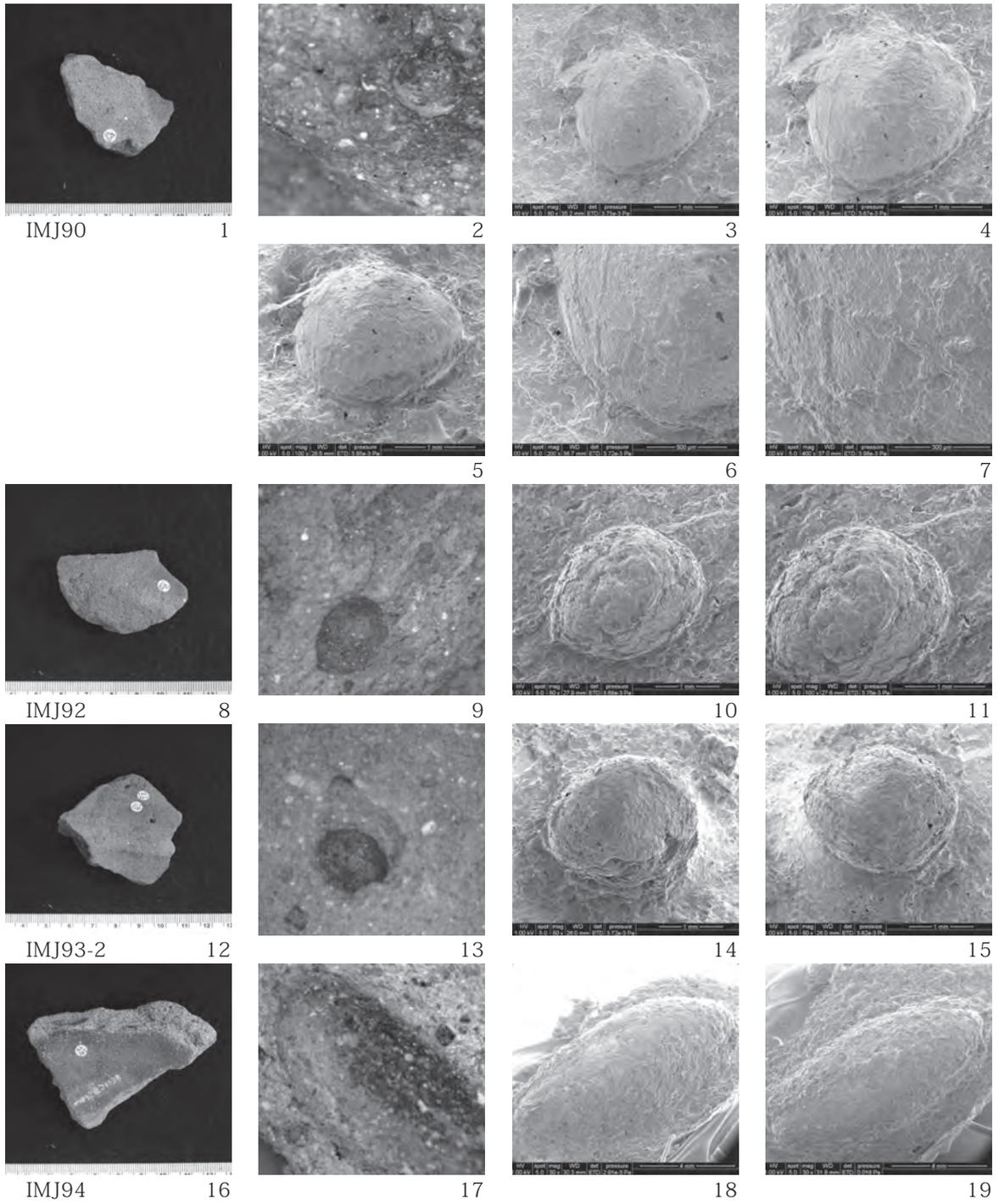
土器写真：1.5.9.17.21
 圧痕実体顕微鏡写真：2.6.10.18.22
 圧痕 SEM 画像：3.4.7.8.11~16.19.20.23.24

図6 鋳物師屋遺跡土器圧痕 1



土器写真：1.5.9.17.21
 压痕实体顕微鏡写真：2.6.10.18.22
 压痕 SEM 画像：3.4.7.8.11~16.19.20.23.24

図7 鋳物師屋遺跡土器压痕 2



土器写真：1.8.12.16
 压痕实体顕微鏡写真：2.9.13.17
 压痕 SEM 画像：3~7.10.11.14.15.18.19

図8 鋳物師屋遺跡土器压痕 3

利用が広がっていた状況が理解できる。

ダイズの計測値は、IMJ18で長さ9.8mm、幅5.8mm、厚さ4.0mm、IMJ28で長さ8.4mm、幅4.0mm、厚さ4.0mmで、野生ツルマメ (*Glycine max subsp.soja*) より大形の種実である。筆者はこれらの小形扁平型の形態を「栽培初期段階のダイズ」と呼んでいるが⁽⁵⁾、同時期の八ヶ岳山麓や茅ヶ岳山麓の資料と比較しても、ほぼ同様の形態と大きさを示す。

アズキ亜属の種実炭化物は、県内においても甲府市上の平遺跡⁽⁶⁾、大月市大月遺跡⁽⁷⁾、都留市中谷遺跡⁽⁸⁾などで出土しているが、圧痕調査においても釈迦堂遺跡、一の沢遺跡などで⁽⁹⁾確認されており、広範囲にわたる安定的な利用状況が窺える。

シソ属は、山梨県では縄文時代前期前葉期中越式の土器以降、前期後半の諸磯式期にも検出例が多い。鋳物師屋遺跡の事例は、中期でもエゴマなどのシソ属が重要な植物であったことを示している。エゴマは、種実内に脂質が多く含まれ、食用の他にも、灯用や漆の混和剤などの油として多様な利用形態が想定される。

ニワトコは、圧痕の事例としては山梨県で初例である。青森県三内丸山遺跡第6鉄塔地区で縄文時代前期のニワトコ属果実の集積部が検出され、果実の直接食用または果汁をしぼって利用したことが推定されている⁽¹⁰⁾。また、三内丸山遺跡の出土例では、ニワトコを用いた醸造の可能性も指摘される⁽¹¹⁾。鋳物師屋遺跡でのニワトコの種実圧痕の検出は、同様の利用を示すものとして注目しておく必要がある。

鋳物師屋遺跡の圧痕調査から、縄文時代中期中葉の植物利用の一端が明らかになった。土器圧痕として残される植物は、遺跡から出土した炭化植物遺存体などと比較しても、特定の植物に集中する傾向がある。その偏重傾向が、貴重な食料源となる植物の保存施設周辺での土器製作を示すのか、あるいは特定植物を選択的に土器の中に混入させているのかは、意見の分かれるところである。しかしながら、そうした植物が縄文人の身近にあり、生活の中でも欠かせない存在であったことは揺るぎの無い事実であろう。今後は、植物遺存体などの定量的な検出状況も比較検討し、より詳細な植物利用の実態を描き出していく必要がある。

なお、本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究B「日韓内陸地域における雑穀農耕の起源に関する科学的研究」(研究代表者：中山誠二、課題番号22320166)の研究成果の一部である。

註

- (1) 丑野 毅・田川裕美 1991 「レプリカ法による土器圧痕の観察」『考古学と自然科学』24 日本文化財科学会 pp.13-35
- (2) 中山誠二 2010 『植物考古学と日本の農耕の起源』同成社
- (3) 櫛形町教育委員会 1995 『鋳物師屋遺跡』櫛形町文化財調査報告書7
- (4) 比佐陽一郎・片多雅樹 2006 『土器圧痕のレプリカ法による転写作業(試作版)』福岡市埋蔵文化財センター
- (5) 中山誠二 2009 「縄文時代のダイズ属の利用と栽培に関する植物考古学的研究」『古代文化』61-3 古代学協会 pp.40-59、前掲(2)中山2010。
- (6) 笠原安夫・藤沢 浅 1986 「上の平遺跡住居址から出土した炭化種子の同定」『研究紀要』3 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター pp.69-79
- (7) 松谷暁子 1997 「大月遺跡から出土した炭化植物について」『大月遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第139集 山梨県教育委員会 pp.115-117
- (8) 松谷暁子 1996 「中谷遺跡出土炭化種子について」『中谷遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第116集 山梨県教育委員会 pp.177-179

- (9) 一の沢遺跡、釈迦堂遺跡のアズキ亜属圧痕については、現在、調査報告書を作成中である。
- (10) 辻 圭子・辻誠一郎・南木睦彦 2006 「青森県三内丸山遺跡の縄文時代前期から中期の種実遺体群と植物利用」『植生史研究』特別第2号 日本植生史学会 pp.101-120
- (11) 辻誠一郎 2005 「縄文時代における果実酒酒造の可能性」酒史研究22 日本酒造史学会 pp.21-28

遺跡出土馬に見られる銜痕について

植 月 学

1 研究の目的と背景

筆者は最近、静岡県富士市柏原遺跡から出土した古代馬の下顎歯に銜使用の痕跡の可能性がある摩耗痕を確認し、報告した⁽¹⁾。本稿では他の古代～中世遺跡出土標本についても同様の検討をおこない、銜痕を認定する際の問題点を整理した上で、今後どのような議論が可能かについて展望を述べてみたい。

銜痕とは Bit wear の訳語である（「銜による摩耗痕」がより正確だが、本稿では銜痕と略す）。馬に銜を装着していた証拠として、特に依然として論争が続く馬の家畜化の年代と起源地に関連して議論されてきた。この痕跡に注目し、本格的な研究をおこなったのは Anthony と Brown である⁽²⁾。彼らは馬が銜を噛むことにより下顎第2前臼歯（P₂）の咬合面が摩耗し、bevel と呼ぶ咬合面の斜角が認められると主張した（図1左）。咬合面に残された微細な擦痕の電子顕微鏡による観察も根拠としている。この二つの方法をもとに、ウクライナのデレイフカ遺跡に埋納されていた紀元前4000年の馬頭骨のP₂に銜の痕跡が認められたことから、この段階ですでに馬が家畜化されていたと論じた。しかし、デレイフカ遺跡の馬頭骨はその後の炭素14による年代測定で紀元前8世紀以降のスキタイ期のものであることが判明し、家畜化の開始をめぐる議論とは関わりがなくなってしまう⁽³⁾。彼らは家畜化の起源をめぐる同様に議論的となっているカザフスタンのボタイ遺跡（3400–2700B.C.）から出土した馬にも bevel が認められたとした。ボタイ遺跡で銜が出土していない点については、現生馬に皮や縄、骨製の銜を装着して実際に bevel が認められたという実験考古学的研究の結果により説明している⁽⁴⁾。Anthony らの主張に対しては、bevel は自然の咬耗異常によっても引き起こされるので家畜化の証拠とはならないという反論も提出されている⁽⁵⁾。

近年、別の視点から銜痕を分析し、その有効性を論じたのが Bendrey である⁽⁶⁾。彼はP₂の咬合面ではなく、銜痕と直に接する近心縁の摩耗痕に着目した（図1右）。銜を装着されていた現生馬と、飼育はされていたが、銜は装着されていなかったモウコノウマのP₂近心縁における摩耗痕の比較がおこなわれた。その結果、前者ではP₂近心縁が銜とこすれ合うことにより臼歯最外部を覆うセメント質が摩耗して内部のエナメル質が露出し、さらに摩耗が進行するとその内側の象牙質までが露出する可能性があることを明らかにした（図2、3）。後者ではこうした露出は明確ではなかった。同様の露出痕はイギリスの鉄器時代遺跡出土の標本でも確認されたという。この方法はその後ボタイ遺跡の馬に対しても適用され、象牙質までが露出する顕著な銜痕をとどめる標本が1点確認された。結果は野生馬との中手骨のプロポーシヨンの差や、同遺跡出土土器からの馬乳脂肪酸の検出と合わせて馬家畜化の証拠とされた⁽⁷⁾。

我が国において古墳時代の家畜馬導入初期から銜が使用されていたことは遺跡出土の馬具から明らかである。したがって、国内遺跡出土馬にも上記のような銜痕が残されている例があるはずである。筆者が富士市柏原遺跡出土の古代標本において銜痕とした痕跡も Bendrey の方法にしたがって認定したものであった。

しかし、1遺跡、1標本のみの確認であったことから、認定には疑問も残った。そこで、以下では他の遺跡から出土した馬歯についても Bendrey や Anthony らの方法による観察をおこない、我が国の遺跡出土馬での有効性について検討をおこなう。

2 資料

調査した資料は山梨県と長野県に存在する古代から中世の下記6遺跡である。

- (1) 佐久市聖原遺跡 (古代?)⁽⁸⁾
- (2) 佐久市南近津遺跡 (古代~中世)⁽⁹⁾
- (3) 佐久市大豆田遺跡 (古代~中世)⁽¹⁰⁾
- (4) 佐久市前藤部遺跡 (中世?)⁽¹¹⁾
- (5) 南アルプス市大師東丹保遺跡 (鎌倉)⁽¹²⁾
- (6) 山梨市三ヶ所遺跡 (15世紀)⁽¹³⁾

上記の他に筆者が所蔵する現生標本2個体も用いた。いずれも競走馬として飼育されていた西洋系馬種で、山梨県内で食肉加工された個体である。また、柏原遺跡の結果も改めて示した。

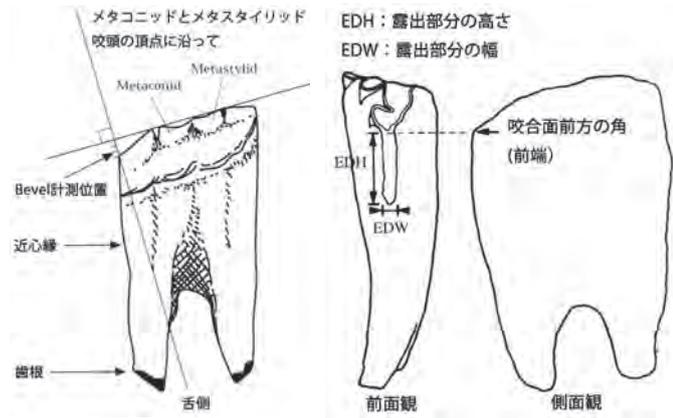


図1 計測の方法

左: P₂咬合面の bevel の計測 (註2文献に加筆)
右: P₂近心縁のエナメル質露出の計測 (註6文献に加筆)

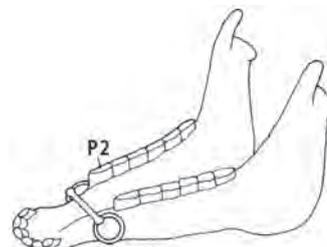


図2 下顎における銜の位置 (註6文献に加筆)



図3 P₂咬合面

3 方法

下顎第2前臼歯 (P₂) について (1) Bendrey の方法⁽¹⁴⁾ によるエナメル質の露出、(2) Brown & Anthony の方法⁽¹⁵⁾ による bevel の値を観察、記録した。具体的方法は以下の通りである。

(1) エナメル質の露出の記録

本来の方法ではセメント質が摩耗し、エナメル質や象牙質が露出した部分の形状や高さ・幅を記録する。今回の標本には象牙質まで露出したものはなかった。また、エナメル質についても問題がある。出土標本ではセメント質は土中での分解により遺存していないか、部分的にしか遺存していない場合が多い点である。したがって、厳密に Bendrey の基準に照らして判定できる標本は少ない。しかし、エナメル質には元々摩耗し、露出していたことに起因すると推測される部分的な光沢が認められた。そこで、本稿では以下のような観察項目を設けた。

- i) セメント質遺存状況 遺存状況が悪ければエナメル質露出の有無は判断できないことになる。
- ii) エナメル質露出状況 セメント質の遺存が良好でかつエナメル質が露出している場合は「エナメル」、セメント質は消失しているものの、エナメル質の一部に摩耗によると考えられる光沢がある場合は「光沢」、光沢が弱い場合は「微光沢」、いずれの痕跡も認められない場合は「なし」⁽¹⁶⁾。
- iii) 露出/光沢の形状 Bendrey は銜非装着馬でもエナメル質露出は認められるが、露出が P₂ の頬側にも及ぶのに対し、銜装着馬では露出が平行の帯状を呈することにより区別できるとする。これに準じてエナメル質露出や光沢が見られる範囲の形状を記録した。
- iv) 計測 露出/光沢部分の高さと幅を0.1mm単位で計測した。銜と関係ない露出は頬側や舌側などにも及

表 観察・計測結果

遺跡	年代	No.	注記	左右	長	幅	高			推定 月齢 ※1	推定 年齢 ※1	Bevel	セメント 質遺存		エナメル質の露出						判定※2 (A):(B):(C)	備考			
							舌	中	頬				状況	幅	高			形状 (C)							
															近心縁 (A)	舌側	頬側		近・舌 (B)						
柏原	古代	1	11	左	35.0	14.4	-	27	-	124.7	10.4	-	○	×	エナメル?	未	15.0	未	-	未	平行	○	-	○	咬合面近心縁上方に突出
南近津	古代	2	M38 骨6	左	31.5	13.3	43	47	46	52.3	4.4	1.2	後半	×	微光沢	2.2	9.1	9.2	-	-0.1	?	○	×	?	
		3	M38 No13	右	30.0	13.8	14	16	16	178.6	14.9	2.3	○	後半	エナメル?	3.9	9.5	7.1	2.2	2.4	平行	○	×	○	近心縁エナメル露出するか、舌側前縁も露出する
大豆田	古代	4a	No6	左	30.0	13.4	23	25	25	133.8	11.1	0.7	×	×	光沢	3.3	10.1	8.3	1.9	1.8	平行	○	×	○	舌側の光沢の高さは近心では低い、中心では近心縁に近い高さ
		4b	No6	右	31.3	13.4	21	24	24	138.4	11.5	1.2	×	×	光沢	3.9	9.2	8.2	2.0	1.0	平行	○	×	○	
		5	No44	右	32.9	14.7	42	45	44	58.1	4.8	3.4	×	×	なし	-	-	-	-	-	×	×	×		
		6	M1 骨13	右	33.0	13.6	-	-	46	55.2	4.6	0.5	後半	不明	光沢	3.5	6.3	埋没	-	-	平行	○	×	○	舌側は土壌付着
大師東 丹保	鎌倉	7	II No1616	右	31.3	13.5	27	31	31	107.6	9.0	-2.1	後半	後半	光沢	3.7	10.5	5.8	-	4.7	平行	○	×	○	咬合面近心縁上方に突出
		8a	IV No8557	左	31.1	14.1	30	29	30	116.0	9.7	1.9	×	×	光沢	3.2	7.0	4.8	-	2.2	平行	○	×	○	
		8b	IV No8557	右	31.3	14.5	25	28	29	120.3	10.0	1.4	×	×	光沢	3.2	8.8	4.7	-	4.1	平行	○	×	○	
		9	III No983	左	33.0	13.4	48	50	50	44.3	3.7	1.4	×	×	微光沢	3.1	6.9	8.0	-	-1.2	?	○	×	?	
三ヶ所	15世紀	10	No1	右	32.1	13.4	47	-	51	41.8	3.5	1.2/2.8	×	×	なし	-	-	-	-	-	×	×	×	風化進む	
現生 標本	-	11	No1	右	32.7	14.0	植立	-	-	-	4.0	1.0	○	○	エナメル	2.34±	4.9	2.7	0.0	2.2	三角	×	×	○	
		12	No2	左	38.0	15.1	植立	-	-	-	-	2.9	○	○	エナメル	2.7	8.7	3.8	0.0	4.9	平行	○	×	○	
聖原	古代?	13	M38	右	30.2	13.0	48	48	47.5	49.6	4.1	0.0	×	○	エナメル	3.8	19.5	10.4	-	9.1	平行	○	×	○	
前藤部 鎌倉・ 室町?		14	D906 No1	右	31.9	14.2	29	-	27	120.3	10.0	1.0	○	○	エナメル	3.3	7.6	5.0	0.0	2.6	平行	○	×	○	セメント質残存標本のみ観察。光沢の観察はしていない
		15	D906 No3	右	31.2	15.7	植立	-	-	-	-	2.8	○	○	エナメル	2.6	8.4	7.0	0.0	1.4	平行	○	×	○	
		16	D811	右	31.8	13.4	40	43	43	64.2	5.4	1.0	○	○	エナメル	2.4	5.8	5.1	0.0	0.8	平行	○	×	○	

単位はすべてmm。「-」=計測不可。露出の計測はいずれも最大部でおこなった。

※1 西中川 駿・松元光春(1991)の推定式による(西中川 駿・松元光春 1991「遺跡出土骨同定のための基礎的研究」『古代遺跡出土骨からみたわが国の牛、馬の渡来時期とその経路に関する研究』(平成2年度文部科学省科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書 164-188頁))。

※2 判定基準(A):5mm以上、(B):3.6mm以上、(C):平行。太字は銜痕の基準を満たす結果。斜体は光沢。

ぶ場合があるので、比較のために頬側、舌側の露出/光沢も計測した。Bendreyによれば舌側の露出は特に高齢の個体で顕著で、咀嚼による摩耗と推測されている。

(2) Bevel の記録

P2咬合面の長軸(前後)方向に定規を当てた基準線とエナメル質咬合面近心縁との落差を計測した。なお、定規の傾きはエナメル質上面の凹凸によって誤差が生じる場合がある。誤差が大きく、1mm以上ある場合は最大値と最低値を併記した。

4 結果(表・図4・5)

セメント質が良好に残る現生標本ではエナメル質の露出が確認できた。壮齢個体(No.12)では露出部分の高さが8.7mmに達し、帯状を呈する。舌側にも露出は見られるが、より小さい(3.8mm)。若齢個体(No.11)では両者の露出高の差はより小さい(高さ4.9mm。舌側では2.7mm)。

Bendrey が示した銜によるダメージと銜なしでも生じ得るその他ダメージの判別基準は以下の通りである。

- (A) 露出部分の高さが5mm以上ある
- (B) 頬側/舌側と近い値、もしくはより小さい値ではないこと
- (C) 形状が平行な帯状(parallel-sided band)を呈する

No.12は3基準とも満たし、No.11は(A)(B)を満たす。両個体ともに競走馬であったことから、確実に銜を装着していたはずである。以上により本手法の妥当性と観察者に左右されない客観性が追認できた。

遺跡出土標本では明確なエナメル質露出と判定できる標本は少なかったが、聖原遺跡(No.13)と前藤

部遺跡 (No.14～16) ではセメント質が残存し、かつエナメル質の露出が確認できた。聖原例は上記3基準すべてを満たす。前藤部例は3点とも (A) と (C) は満たすが、(B) の近心縁と舌側の露出高の差が顕著でない。(B) について Bendrey は頬側／舌側との露出程度の差について具体的な基準値はあげてない。ここでは確実に銜を装着していた現生2個体の近心縁と舌側の露出高の差の平均 (3.6mm) を一応の基準とした。なお、今回の観察結果によれば頬側のエナメル質露出範囲は一般に小さい (=セメント質遺存が良い傾向にある) ので、頬側との比較は取り上げない。

筆者が旧稿においてエナメル質露出の例とした柏原遺跡例 (No.1) は舌側のセメント質が完全に消失しており (頬側はほぼ完存)、厳密には上記基準の (B) (C) の判定はできない。同様に、南近津遺跡 (No. 3) もエナメル質露出の可能性があるが、舌側セメント質の遺存が不良で判然としない。

その他の標本ではセメント質が消失しているため、露出の判定はできない。エナメル質露出の痕跡と推測される光沢は10点中8点で確認できた (光沢: 6、微光沢: 2)。次に上記 (A) ～ (C) の基準に照らして判定すると、(A) については8点とも該当、(C) は微光沢以外の6点が該当、(B) は2点のみが該当した。なお、いずれの基準についても露出を光沢と読み替えている。

Bevel については Anthony らが銜使用結果の基準とした3mmを超えるのは1個体のみであった (No.5)。本標本はエナメル質の露出も光沢も確認できず、Bendrey の方法では銜痕が明瞭でない標本である。逆に銜痕の明瞭な標本では現生標本 (No.12) と前藤部遺跡 (No.15) では3mmに近い値を示したが、その他の標本はいずれも0～1mm程度であった。エナメル質露出の可能性が高い No.1では近心縁はむしろせり上がる。その他のエナメル質露出、光沢標本もいずれも3mmに満たない。したがって、本手法は少なくとも Bendrey の方法による結果とは整合しない。Bendrey の研究でも bevel の計測値はやはり近心縁の摩耗状況とは整合しなかったという。彼も指摘するように bevel = 咬合面の斜角は咬耗異常の影響を受けている可能性があり、上顎第2前臼歯 (P²) の咬耗状態も考慮する必要がある。実際に近心縁が上方に突出する例である No.1は、P²の咬合面近心縁が逆に異常にすり減っており、咬耗異常による斜角の例と考えられる。したがって、本手法は銜痕を識別する方法としてはやや精度が劣ると考えられる。

5 考察

(1) 銜痕の認定

今回の分析ではエナメル質露出と判断できる出土例が4点確認できた (聖原遺跡1点、前藤部遺跡3点)。聖原遺跡では観察した11点中1点のみセメント質が残存していたが、その1点でエナメル質が露出していた。前藤部遺跡では観察した3点すべてでセメント質が残存しており、かつエナメル質露出が確認できた。したがって、国内の出土標本でもセメント質さえ残存していればかなりの割合でエナメル質露出を確認できる可能性がある。聖原遺跡例 (No.13) は近心縁の露出高が舌側に比べて顕著、かつ帯状を呈し、Bendrey の基準に照らして確実な銜痕とみなすことができる。これに対して、前藤部遺跡の3例のように近心縁と舌側のエナメル質露出高の差が顕著でない場合は、銜痕であるかは確実でない。こうした痕跡は咀嚼など銜使用以外の要因によっても生じ得るためである⁽¹⁷⁾。銜痕とその他の痕跡を区別する絶対的な基準は存在しない。今後さらに検討例を増やした上で、遺跡ごとの露出形状と数値の傾向により銜使用の頻度を判断していく必要がある。

(2) 光沢は銜痕か

今回の分析の問題点として、セメント質遺存不良な標本が多い点があげられる。筆者のこれまでの経験

でも国内遺跡出土例でセメント質が良好に遺存している標本はまれである。そこで、今回はエナメル露出の結果と推測される光沢も判断基準に用いた。光沢はエナメル質露出に比べて基準としてはやや不明瞭である。しかし、図4・5に示したように、光を当てるとその部分だけが明確に光を反射する。近心縁や頬側の光沢がある部分（例：No. 7、8）は現生標本の露出部分とよく似ていて、これが元々露出していた範囲であることを示唆する。逆に光沢のない部分は現生標本でセメント質に覆われている部分に類似し、元々セメント質に覆われていた範囲と推測される。

光沢が本来のエナメル質露出部分を表すとすれば、(A)の基準により高さが5mm以上ある8点すべてが銜使用による摩耗の可能性がある。近心縁の摩耗が舌側に比べて大きく、両者の差が現生標本（No.12）の値（約5mm）に近いNo. 7と8bは銜による可能性が特に高い。しかし、エナメル質露出と異なり、現生標本で銜使用との関係が確認されている訳ではない。光沢を銜痕とみなせるかについても今後さらに検討例を増やし、エナメル質露出標本と光沢部分の形状・計測値を比較した上で議論する必要がある。

おわりに

本稿では馬下顎第2前臼歯の近心縁に見られるエナメル質の露出に加えて、その痕跡と考えられるエナメル質の光沢によっても銜の使用を判定できる可能性があることを論じた。最後に、本分析手法が国内の遺跡でどのような課題を解決しうるかについて展望を示しておきたい。まず、日本列島の遺跡で出土する馬は、海外から持ち込まれた家畜馬およびその子孫からなる。仮に人の手を逃れて再野生化した馬がいたとしても、そのような個体が遺跡から出土する可能性は極めて低い。したがって、当然ながら起源地のように銜痕を基準に野生／家畜の判定をおこなう意義は小さい。

しかしながら、家畜であることを前提として、馬具の種類について検討する材料とはなり得るのではないかと考えている。背景には松井章によって報告された大友氏館跡出土の中世馬具の存在がある⁽¹⁸⁾。この鹿角製の道具は「オモゲー」と呼ばれる民具と同じ機能を持つことが国内や海外の事例をもとに論証されている。オモゲーは口の両側を棒状の馬具ではさみ、顎の下方の孔に通した手綱を引くことで弛張し、御者の意志を伝えて制御する。この種の馬具を使用した場合は口内に銜を咬ませないので、銜痕は残らない。オモゲーは騎乗用に使われる銜とは異なり、主に人が前方から引く荷駄馬に使用されたという。

本稿で分析をおこなった遺跡は若齢の個体を除けばいずれも銜痕らしき痕跡が認められた。もし風化などの理由ではなく、遺存状態が良いにもかかわらず同様の痕跡が確認できない遺跡、個体があれば、それらは銜を装着していなかった＝騎乗以外に主な用途があった可能性が生じる。もちろん、このことによるのみ荷駄馬として用いられたと判断するのは危険だが、馬の体高や年齢構成、遺跡の性格などと合わせて馬の使役方法を総合的に考察する際の材料とはなり得るだろう。今後他の遺跡にも同様の手法を適用していくことで、本手法の有効性や時代差、地域差についてさらに検討を重ねていきたい。

謝辞

ギュンデム ジャン・ユムニ氏（Batman 大学）には銜痕の観察方法についてご教示いただいた。櫛原功一氏（帝京大学山梨文化財研究所）、小林眞寿氏（佐久市教育委員会）、藤村翔氏（富士市教育委員会）には資料の分析に際し便宜を図っていただいた。佐久市教育委員会、富士市教育委員会、山梨県立考古博物館、山梨市教育委員会には所蔵資料の分析を許可していただいた。末筆ながら記して感謝申し上げる次第である。本研究は JSPS 科研費・若手研究 (B)「遺跡出土馬の系統分類のための基礎的研究」(23701018) による成果の一部である。

註

- (1) 植月 学 2013 「富士市柏原遺跡から出土した馬歯」『富士市内遺跡発掘調査報告書—平成22・23年度—』 富士市教育委員会 pp.144-148
- (2) Anthony, D.W. and Brown, D.R. 1989. Looking a Gift Horse in the Mouth: Identification of the Earliest Bitted Equids and the Microscopic Analysis of Wear. in Crabtree, P.J., Campana, D. and Ryan, K. (eds.), *Early Animal Domestication and its Cultural Context*. MASCA Research Papers in Science and Archaeology Volume 6 Special Supplement. Philadelphia: MASCA. pp. 99-116.
なお、邦訳された文献としては以下がある。アンソニー、デーヴィッド（本郷一美訳） 1996 「馬の家畜化と乗馬の起源」 末崎真澄編『馬と人間の歴史』財団法人馬事文化財団 pp.182-195
- (3) Anthony, D. W. and Brown, D. R. 2003. Eneolithic horse rituals and riding in the steppes: New evidence. in Levine, M. A., Renfrew, C. and Boyle, K. V. (eds.), *Prehistoric Steppe Adaptation and the Horse*. Cambridge: McDonald Institute. pp. 55-68.
- (4) Brown, D. R. and Anthony, D. W. 1998. Bit wear, horseback riding and the Botai site in Kazakstan. *Journal of Archaeological Science* 25, pp.331-347.
- (5) Levine, M. A. 1999. The origins of horse husbandry on the Eurasian Steppe. in Levine, M. A., Rassamakin, Y. Y. , Kislenco, A. M., and Tatarintseva, N. S. (eds.), *Late Prehistoric Exploitation of the Eurasian Steppe*. Cambridge: McDonald Institute. pp.5-58.
- (6) Bendrey, R. 2007. New methods for the identification of evidence for biting on horse remains from archaeological sites. *Journal of Archaeological Science* 34, pp.1036-1050.
- (7) Outram, A. K., Stear, N. A., Bendrey, R., Olsen, S., Kasparov, A., Zaibert, V., Thorpe, N. and Evershed, R. P. 2009. The earliest horse harnessing and milking. *Science* 323, pp.1332-1335
- (8) パリノ・サーヴェイ株式会社 2005 「聖原遺跡の自然科学分析報告」『聖原』第5分冊 佐久市教育委員会 pp.140-206。M38号溝出土ウマ遺体は同報文では「時期不明」とされているが、溝からは古代の土師器・須恵器が多量に出土しており、同時期に属する可能性が高い。
- (9) 佐久市教育委員会蔵
- (10) 佐久市教育委員会蔵
- (11) 宮崎重雄 1999 「前藤部遺跡出土の獣骨類について」『栗毛坂遺跡群 前藤部遺跡』 佐久市教育委員会 pp.259-267。2遺構はいずれも共伴遺物がなく時期不明。遺跡からは古代～近代の遺物が出土しているが、時期の明らかなその他のウマ遺体はいずれも鎌倉・室町時代に属し、2遺構のウマも同時期に属する可能性が考えられる。
- (12) 西本豊弘 1997 「大師東丹保遺跡Ⅱ・Ⅲ区出土の動物遺体」『大師東丹保遺跡Ⅱ・Ⅲ区』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第132集 pp.342-346、西本豊弘・姉崎智子 1997 「大師東丹保遺跡Ⅳ区出土動物遺体」『大師東丹保遺跡Ⅳ区』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第133集 pp.43-45、植月 学 2011 「出土馬歯計測値比較のための基礎的研究」『動物考古学』28 pp.1-22
- (13) 植月 学 2010 「1号土坑の馬遺体」『三ヶ所遺跡』 山梨市・山梨市教育委員会・(財)山梨文化財研究所 pp.33-34
- (14) 註(6)に同じ
- (15) 註(2)に同じ
- (16) 聖原遺跡、前藤部遺跡についてはセメント質が残存する標本についてのみ観察をおこなった。セメント質消失標本に対する光沢の観察はおこなっていない。
- (17) 註(6)に同じ。
- (18) 松井 章 2010 「豊後府内遺跡出土のオモゲーとその問題点」『坪井清足先生卒寿記念論文集—埋文行政と研究のはざままで—』 pp.1276-1284



No.1 エナメル質が帯状に露出。舌側はセメント質が遺存しない。



No.7 帯状の光沢。舌側にも光沢。



No.2 微光沢。頬側後部のみセメント質遺存。



No.8a 帯状の光沢。舌側にも光沢。



No.3 エナメル質が帯状に露出。舌側のセメント質は部分的に遺存。



No.9 微光沢。舌側により大きい微光沢。



No.4a 帯状の光沢。舌側前半にも光沢。



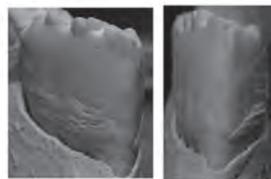
No.10 光沢なし。風化が進む。



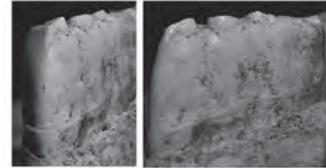
No.5 光沢なし。



No.6 光沢あり。頬側後部のみセメント質遺存。舌側は土付着により不明。



No.11 現生。限定的なエナメル質露出。



No.12 現生。帯状のエナメル質露出。

(No.1~10)

(No.11,12)

図4 馬歯観察結果(1) ※スケールは5cm



No.13 エナメル質が帯状に露出。舌側の露出高との差は顕著。



No.14 エナメル質が帯状に露出。舌側の露出高との差は顕著でない。



No.15 エナメル質が帯状に露出。舌側の露出高との差は顕著でない。



No.16 エナメル質が帯状に露出。舌側の露出高との差は顕著でない。

図5 馬歯観察結果(2) ※スケールは5cm

- (7) 「皇太子殿下山梨県下行啓通知」(国立公文書館蔵「公文雑纂」明治四十五年～大正元年 第二十一巻 宮内省・外務省)
- (8) 前掲註(1)原『大正天皇』によれば、明治三十五年(一九〇二)の信越北関東巡啓では五月二十日出発の約一か月前の四月十六日に各県知事に通知しており、微行の場合は概ね一～三か月前に正式な通知が各県に出される慣例と見られる。
- (9) 「東宮殿下奉迎送に関する書類」山梨県立博物館蔵(若尾資料)
- (10) 前掲註(9)「東宮殿下奉迎送に関する書類」
- (11) 前掲註(9)「東宮殿下奉迎送に関する書類」
- (12) 「奉迎送二関スル書類 一」(山梨県立図書館蔵「山梨県行政文書」4-1M45-1(1))
- (13) 「奉迎送二関スル書類 一」(山梨県立図書館蔵「山梨県行政文書」4-1M45-1(1))
- (14) 「奉迎送二関スル書類 其ノ一」(山梨県立図書館蔵「山梨県行政文書」4-1M45-2(1))
- (15) 「皇太子殿下還御御発着割中御変更ノ件」(国立公文書館蔵「公文雑纂」明治四十五年～大正元年 第二十一巻 宮内省・外務省)
- (16) 宮内庁『明治天皇紀 第十二』昭和五十年
- 三月二十六日 皇太子、近衛歩兵第一旅団幹部演習を覧んがため山梨県下に行啓せんとするを以て、是の日請暇のため参内せらる、明日発す、駕を甲府市に駐むること八日、日に出でて演習を覧、又県庁・連隊・学校・工場等を臨覧し、四月四日還啓せらる、此の間扈從の東宮大夫、日々の状況を侍從長に電報し、以て奏すること例の如し
- 四月五日 皇太子、昨日山梨県より還啓せるを以て、是の日参内せらる
- 四月九日 皇太子参内、山梨県より齎し還る所の土産を獻り、尋いで明日沼津御用邸に行啓、同じく皇后に土産を獻り、十二日帰京せらる
- (17) 甲府商業会議所『東宮殿下行啓紀念写真帖』(大正元年) 山梨県立博物館蔵(頼生文庫)
- (18) 「写真絵はがき類 行幸啓」山梨県立博物館蔵(甲州文庫)
- (19) 「実測甲府市街全図」山梨県立博物館蔵(頼生文庫)
- (20) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月二十八日号
- (21) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月十九日号、なお大緑門は皇太子還啓後の四月七日に撤去された。
- (22) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月二十七日号
- (23) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月二十七日号
- (24) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月二十七日号
- (25) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月二十七日号

- (26) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月三十日号
- (27) 土屋岩保(つちやいわほ) 一八七四～一九二八 祝村(甲州市) 出身の医師、地方病研究者
- (28) 「皇太子殿下行啓紀念帖」大正二年 山梨県立博物館蔵(甲州文庫) 四三頁
- (29) 成島治平(なるしまじへい) 一八六五～一九四〇 龍岡村(韮崎市) 出身 のち甲府市長
- (30) 「山梨日日新聞」明治四十五年四月一日号
- (31) 前掲「皇太子殿下行啓紀念帖」五六頁
- (32) 「山梨日日新聞」明治四十五年四月三日号
- (33) 皇太子(大正天皇)の詩歌への関心や作風については、前掲註(1)古川『大正天皇』四六～五一頁に詳しい。
- (34) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月二日号
- (35) 地方行啓での大正天皇の気ままな行動や予定変更については、前掲註(1)原『大正天皇』に詳しい。
- (36) 明治三十五年(一九〇二)の信越北関東行啓か。
- (37) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月十一日号
- (38) 「山梨日日新聞」明治四十五年三月十一日号 皇太子が地方行啓での報道紙を欲しがることについては、原武史が前掲註(1)『大正天皇』九〇～九二頁に指摘している。
- (39) 韮崎市教育委員会編『韮崎の石造物』(一九八八年)、甲府市市史編さん委員会編『甲府市史調査報告書4 甲府の石造物』(一九九三年)、山梨県立都留高等学校史『百年の階』編纂委員会『山梨県立都留高等学校史 百年の階』(二〇〇〇年)があるが、『韮崎の石造物』には翻刻の掲載がないので本稿に掲載した。なお、高森山の「皇太子嘉仁親王駐駕之処」は、佐藤八郎『山梨県の漢字碑』(一九九八年)に収録されているが、誤植等があるため本稿で掲載した。
- (40) 当初の皇太子の地方行啓は、東宮輔導であった有栖川威仁親王が皇太子の地理歴史実地見学と健康増進のために企画したものであることは、前掲註(1)原武史『大正天皇』に詳しい。
- (41) 前掲註(1)ディキンソン『大正天皇 一躍五大洲を雄飛す』六九頁

(山梨県立博物館)

四 本稿における総括

紙面の都合により学校への行啓、行啓期間中開催された様々なイベント、献上もしくは購入した土産や観覧した文化財、行啓後に県内各市町村で行われた記念事業等については、次稿にて紹介する。

本稿では、「行啓写真」のうち、市街地や演習地である郊外などの風景写真を中心に、皇太子行啓を見てきたが、高精細な写真であることから、行啓や当時の山梨県の様子など、多くの情報を読み取ることが出来、行啓以外の資料としても有用であると考えられる。

最後にここまでの皇太子山梨行啓の考察について次のように整理したい。

- ① 皇太子は九日間の日程で身体的な変調をきたすことはなかった。
- ② 皇太子の思いつきなどによるスケジュールの変更は起きなかった。
- ③ 様々なものに興味関心を持ち、肉体的だけでなく精神的な活動も活発に過ごした。

①については、特に変調の記録や報道はなく、スケジュールの変更もなかったことから、肉体的不調は生じなかった可能性が高い。②については、宮内省から事前に通知された行啓日程と実際のタイムスケジュールと実際の日程消化がほぼ変更がなかったことから指摘できる。③については、本稿でも山梨県の景色や工場に興味を深く示す皇太子を紹介したが、次稿にて学校等への行啓で皇太子が示した関心などを考察していきたい。

以上のように、皇太子（大正天皇）は熱心に見学することはあっても、初期の地方行啓のように行程を逸脱することなどはなく、健康に日程を消化したことがうかがえる。その点では皇太子時代最後の地方行啓であることから、行啓のシステムが

ほぼ完成されていたことと、皇太子自身の馴れや成長もあるのかもしれない。また、ディキンソンが指摘しているように、⁽¹⁾ 鉄道や人力車という大衆の目に触れやすい移動手段を用いていることが、山梨県民にとって皇太子をより近い存在に感じさせたであろうことも、「行啓写真」から読み取ることができる。次稿では、行啓の実態をより広く考察し、山梨県にとつての皇太子行啓の歴史的な位置づけを更に明らかにしていきたい。

註

- (1) 近年の大正天皇研究を扱ったものとして、原武史『大正天皇』（朝日新聞出版 二〇〇〇年）、同『可視化された帝国―近代日本の行幸啓―』（みすず書房 二〇〇一年）、古川隆久『大正天皇』（吉川弘文館 二〇〇七年）、フレドリック・ディキンソン『大正天皇―一躍五大洲を雄飛す』（ミネルヴァ書房 二〇〇九年）などが挙げられる。
- (2) 前掲註(1)原『大正天皇』、『可視化された帝国―近代日本の行幸啓―』
- (3) 原は前掲註(1)『大正天皇』の注で「天皇制」の語がコミンテルンの制作によるものと坂本多加雄の指摘をひきつつ、同書では「近代日本の天皇を君主とする政治体制を意味する用語」として「近代天皇制」を用いると説明している。
- (4) 前掲註(1)原『可視化された帝国―近代日本の行幸啓―』によれば、明治三十三年（一九〇〇）に節子妃（貞明皇后）を伴って伊勢神宮等を公式訪問して以来、日露戦争を挟んで日本全国に軍事演習視察を含めると二十三回の行啓を実施している（地方見学が目的に含まれるのは十四回）。公式行事として行われたのは、伊勢行啓のほか、明治四十年の山陰（京都・鳥取・島根）、同四十四年の北海道のみで、あとはすべて微行で実施されている。なお、山陰と北海道は知事・長官・議会等の行啓招請があったが、山梨県については、皇太子の行啓を招請している形跡は、現在のところ確認できない。
- (5) 昭和三十四年刊行の『日川村誌』が日川中学校への行啓と村内からの献上品を掲載しているが、それ以外の関連自治体史では取り上げられていない。自治体史以外では、山梨県立都留高等学校史『百年の階』編纂委員会『山梨県立都留高等学校史 百年の階』（二〇〇〇年）が都留中学校への行啓について紹介している。
- (6) 演習見学を含めると、山梨行啓直後の明治四十五年（一九一〇）四月から五月にかけて、滋賀および三重県に行啓している。



図21 35 御台覧の舞鶴城二の丸における学生武術仕合



図22 48 御台覧の機山館前にての小学校生徒の運動 その六

ことは少ないが、盆栽を好んだ皇太子であることから、神社境内の松などの大木・古木に関心を示したと思われる点と、龍岡からの富士山や英からの南アルプスなど、残雪を冠する山岳の写真を好んだのではないかと推測される。

②皇太子の興味と言動

景色にも強い関心を示した皇太子は、行啓先で様々なものに興味を示し、その興味から発せられた言葉がいくつか記録されている。

三月二十八日の葦崎方面の演習視察では、立ち寄った高森山の所有者である千野家と侍医の土屋岩保が縁戚関係にあると知り、土屋に対して「久シブリナルベシ会フテコイ」と、暫時暇を与えた。⁽²⁶⁾ 土屋侍医が千野家に赴くと、当家から養子に出た成島治平が行啓について詠んだ歌を作っていたので、戻った土屋侍医はその旨を皇太子に伝えると、「成嶋治平ハ何処ノ者力」と問い、「昨日作りタル同人ノ詩ヲ推敲セズ草稿ノ俚差シ出ヌ様申聞ケヨ」と伝えた。成島は甲府での炬火行列準備のため

に不在で提出が遅れ、皇太子は「成嶋ノ詩ハマダ届カヌカ」と問い、また浄書すべきかとの奉伺に対して「本人自筆ノ俚ニテ苦シカラス」と答えた。皇太子の周囲への気安さや文芸への関心を示すエピソードだが、こうした経緯もあり、龍岡村の高森山には、後述の記念碑が建てられている。

三月三十日午後の甲府城二の丸での武術仕合台覧では、皇太子の疲れを慮^{おもんまか}って急いで競技を進めようとする係りの姿を見て、侍従に「非常に面白^{ゆつ}いから緩^{ゆる}くりやつて見せよ」と伝え、剣道・柔道・銃剣道の試合を熱心に観戦している。⁽³⁰⁾

四月一日の甲府城内での運動会の台覧では、「殿下御一言に『ウマシ』との御詠ありたるやに拝承せり」とされ、生徒たちが手にする旗のうち、甲府市旗について「児童が携^{たずさ}ふる国旗の他の旗は何旗なりや」との質問を発している。⁽³¹⁾

四月二日の矢嶋製糸場では、工女に対して繭糸を取り終わったあとの「其蛹は何にするか」と下問したところ、工女は恐懼しながらも「鯉の餌に致します」と答え、直々の言上も咎めず晴れやかに笑ったと報じられている。⁽³²⁾

その他、行啓した各学校でも皇太子は数多くの言動をしていることが分かっているが、紙面の都合もあるので次稿に譲るが、これらの言動を見ても、感想や興味を持ったことについて、質問者との立場や関係、質問内容の必然性を顧慮せずに、すぐ言葉が発してしまう点からは、原武史が指摘している皇太子の思ったことをそのまま口にしてしまう傾向を垣間見ることができるといえる。その一方で、詩歌への非常な関心の高さや、柔道などの競技、製糸業などの産業技術的なものへの関心や、成島や矢嶋製糸場の工女に対して見せた言動などからは、同時代の山梨県の人々に、雲の上に君臨する明治天皇の抽象的な君主像とは違った、身近な大正天皇の人間像を印象付けたと考えられる。

(3) 皇太子行啓が山梨県にもたらしたもの

①県民の皇太子イメージ

前項で触れた「身近な大正天皇」像であるが、皇太子の山梨行啓以前から、山梨

写している一面も指摘できる。

(2) 行啓地での皇太子の言動と行動

①山梨の景色を楽しむ皇太子

「行啓写真」には、皇太子が見たものの写真、皇太子自身の写真のほかに、皇太子が撮影を依頼した写真が数点ある。こうした写真には、ガラス乾板のキャプシオンに「御思召ニヨル」と補記されている。

三月二十八日の陸軍演習視察のために向かった龍岡村(葦崎市龍岡町)では、眺望の良い高台(高森山)の上に野立所があったので、皇太子はその景色を喜び、甲府商業会議所のカメラマンに富士山などの眺望や麓の唐土神社の撮影を依頼したが、山梨日日新聞に次のように記されている。

(二十)

廿八日東宮殿下御勅使^{みだい かわら} 行啓の際の御野立所が風景に富んで居たことは昨紙



図17 9 龍岡村唐土神社側面全景 (思し召しにより)



図18 14 上野村蹴裂神社一城林から大塚村を望む(思し召しにより)



図19 16 上野村蹴裂神社一城林御昼餐所(思し召しにより)



図20 41 英学校より西方の白嶺を望む(思し召しにより)

に記してあるが、殿下にも大に此風景を愛でさせられ、御側に立つた侍従に対

し附近の写真撮る様にとの御下命があつたので、侍従は早速甲府商業会議所の写真隊に之を依頼し同隊は非常な光栄として御引受けした。写真の種類は唐土神社前面より高森丘御野立所観望、御昼餐所、御野立所、御野立所より八ヶ岳観望、御野立所より富士山観望及び唐土神社側面全景等であるさうな⁽²⁶⁾

なお、高森山の頂上には後述する成島治平の書および撰の記念碑があり、皇太子の駐駕の地であることを伝えている。

その他、三月二十九日に訪れた上野村(市川三郷町上野)と三十一日の英村(笛吹市石和町中川ほか)においても、撮影を希望した模様で、いずれの地にも行啓記念碑がたてられている(後述)。

皇太子のリクエストで撮影された写真はそれほど多くないことから、指摘できる



図16-1 71 桜町四丁目を通過する東宮（大正天皇）



図16-2 83 駒橋発電所より東宮還御の光景



図16-3 現在の桜町四丁目附近

③その他

その他、皇太子を写したもののうち、「71 桜町四丁目を通過する東宮（大正天皇）」は、これまで紹介したものと異なり、行啓に伴う奉送等の動員のない、街中を通行する様子を収めたものである。ガラス乾板に記されたキャプションには「四月三日 桜町四丁目御通過ノ光景」とあり、進行方向は商家の並びから北方向と分かるので、竜王村方面に陸軍の演習視察と農林学校を訪れた帰りと考えられる。撮影地点は、写真の表題にもあるとおり甲府市桜町四丁目、精美堂・松林軒豊嶋・印伝屋・早川道具店などが軒を連ねていることが見て取れることから、四丁目の北端から南西方向を見た構図であると思われる（現在の甲府市中央一・四丁目、ホテル・ドリーミーイン附近）。皇太子自身の様子は、走行中であるためかブレてしまっており、進行方向ではなく、斜め横に視線を向けて街並みを眺めているように見えること程度しか確認できない。沿道の様子については、学校生徒など奉送者の動員のない場合に

車列の背景に、岩殿山と発電所に建てられた緑門が写っている程度である。

これらの皇太子の写真を見ると、人力車上の皇太子自身については、新聞等の報道にもあるとおり、奉送する人々や街並みに対して関心や視線を寄せたり会釈をしたりしているようであり、天候も不順で余寒のあるなか、足元に毛布を巻きつつも幌で覆われずに顔を露わに沿道の人々の中を進む様子から、山梨県行啓時点での健康状態には問題がなく、また、多くの山梨県民に次の天皇である皇太子の顔と姿を印象づけていたであろうことは指摘できよう。一方で、奉送する人々については、県庁などからの指示等があるにしても、それほど規律のとれた奉送をしているようには見受けられない。今回の行啓は微行でもあることから、学校等の行啓先には、前述の「殿下奉迎送二関スル事項」等の規制が設けられ「整えられた」奉送迎が準備される一方で、皇太子が移動する沿道にはそれほど整然とした観衆が居るわけでもないことが見て取れ、「行啓写真」はそうした生の山梨県民の皇太子への視線を

は、それほどの観衆が集まった訳ではないことが分かる。写真に写っている範囲では、精美堂前には「興石水晶店」の絆纏を着た者をはじめとした店員が揃って奉送している一方で、印伝屋と松林軒などでは、そうした態勢をとっていない。

「83 駒橋発電所より東宮還御の光景」については、やはり走行中であるため、皇太子の様子はよく読み取れない。また、発電所構内から出たばかりであるためか、沿道の奉送者もそれほど多くは写されていない。皇太子らの

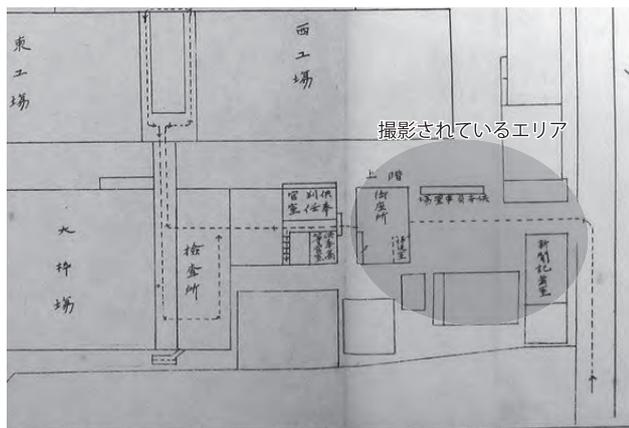


図14-3 「草薙合資会社/図其ノ一」(「東宮殿下奉迎送に関する書類」(若尾資料)部分)

御下問あり」と伝えるほか、次のように記している。

それより工場内にていと御熱心に千四百名の工女が線手を動かして、繰糸をなすを御覧あらせられ、ケンネル器の糸の掛方及び工女の数等につき御下問あり。糸の掛方については橋本技師より詳細に御奉答申し上げ、工女の数に就ては熊谷知事より千四百八十余名と申し上げたるに、畏くも殿下には一々御うなづかせ給ひつゝ、それよりデニール検定器にて少女が生糸の織度の調査をなしつゝあるを御巡覧あらせられ御下問を賜はりたるにより、橋本技師より奉答し束糸部についても種々御下問あり。橋本技師一々奉答申し上げ、畏くも束ねられたる生糸を親しく御手に執り給ひ御覧あらせられたり。

このように新聞に伝えるところでは、皇太子は熱心に工場内を見学し、実際に生産された生糸を手にとったり、技術的な事柄について質問をするなどの強い関心を寄せていることが記されている。

②甲府城（機山館、甲府中学校）

甲府城を出入りする姿を収めているのは、「34 甲府中学校より東宮還御の光景」「52 機山館を出発する東宮（大正天皇）」の二点。前者は三月三十日午後を訪れた当時城内茶屋曲輪にあった甲府中学校（現在の山梨県立甲府第一高等学校）から出



図15-1 34 甲府中学校より東宮還御の光景



図15-2 52 機山館を出発する東宮（大正天皇）

発している風景であるが、白い笠の車夫に引かれた皇太子の人力車を含め、車のスピードを上げているためか、ぶれているためにその様子をうかがうことはできない。その一方で、奉送する甲府中学校生徒をはじめとする数多くの人々の様子は割合確認することができ、門前の生徒達は腰を曲げて礼はしつつも、その多くは頭を垂れずにおり、皇太子らの姿を目にしている様子がうかがえ、内堀を挟んで待ち構える人々は、お辞儀もせずにもその姿を見ようとしている様子が見て取れる。

「52 機山館を出発する東宮（大正天皇）」は、ガラス乾板への記載には「四月二日殿下御出門ノ光景」とあり、この日の昼餐は連隊で食べているので、同日朝八時二十分の出門直後の様子で、甲府駅から列車に乗り、日川中学校へ向かう際の様子である。こちらの写真でも奉送する小学校生徒は、深く礼をするというよりは、皇太子やその一行に視線を注いでいるといった様子であり、皇太子自身は生気のある表情には見えないものの、小学校生徒の堵列に視線を向け、左手は心持ち上げて会釈を与えようとするかに見える。

「102 春日尋常小学校生徒の旗行列」には、桜町と春日町の横丁に整列する春日尋常小学校の生徒たちの姿が写されている。写真の通り最奥部突き当りには甲府館と思われる建築があり、甲府館直前の電柱に「春日町」の標記があり、写真右側には「国産 月の雫・仁丹」といった商品名の看板と共に、高岡屋、二文字屋、澤田屋むさしやといった商家が立ち並ぶ様子を見ることが出来る。

このように、「行啓写真」からは、その高精細ゆえに各町の景観の細部まで判然とし、皇太子行啓奉迎の状況とともに、明治末期の甲府の町や人々の姿を詳細に見ることが出来る。そこには、電柱、馬車鉄道、洋風建築など、市街が近代化をしている様子を見せつつも、江戸時代以来の街並みや、町ごとの個性を見ることができ、また、緑門や提灯などの装飾などからも、皇太子行啓に沸く活気のある甲府の街の姿を感じさせる。そうした設営の程度や、奉迎の人々や様相などからも、当時の甲府市近辺の経済的な景況や、行啓における市民の温度などを見ることができよう。

なお、皇太子（大正天皇）は、基本的に腕車（人力車）で移動しており、皇太子はおそらくこうした甲府の街の姿を肌で感じ、また甲府の人々も、相当数が皇太子の姿を目撃しているに違いないと言える。次章から次稿にかけては、こうした甲府市内の景観からだけでなく、学校・工場・連隊などへの行啓、奉迎のためのイベント等を通じて、皇太子の関心の向かう先を明らかにし、一方で、山梨県民にとっての皇太子イメージや皇室観の形成について論じていきたい。

三 山梨県における大正天皇の動向と県民の反応

(1) 写真のなかの皇太子（大正天皇）

① 草薙製糸場

「行啓写真」には、肖像写真のほかに、宿舍・機山館や行啓先の出入りシーンなど、皇太子が被写体となっているものが六点ある。まずは三月三十日の午前中に訪れた甲府市太田町の草薙製糸場に関わる二点を見てみる。



図14-1 30 草薙社より東宮還御の光景



図14-2 31 草薙合資会社製糸工場から東宮還御の光景

えており、「宮」「県」の小旗が取り付けられ、車が区別されていたことが分かる。

この草薙製糸場行啓の折の様子については、山梨日日新聞が奉送迎や工場内での皇太子の様子を「社長の御案内知事及び橋本技師の御附添にて工場を台覧其際種々

いずれの画面上も、白い笠をか

ぶつた車夫に引かれている人力車に乗車しているのが皇太子であろうと思われ、人力車の幌の覆いは畳まれたままであり、その姿をさらしたまま奉送を受けている様子が見て取れる。「30 草薙社より東宮還御の光景」

は、日章旗を交叉して掲げた草薙製糸場の玄関（図面「草薙合資会社ノ図其ノ一」を見ると御座所に設定された建物）から、帝国陸軍の軍装に菊花大綬章と思しき勲章を帯び、膝に毛布を掛けた皇太子が出發する様子を写している。「31 草薙合資会社製糸工場から東宮還御の光景」は別アングルからの出發の様子。同じく白笠の車夫の人力車に乗車した皇太子が、やや不鮮明ながらも、挙手の会釈を見送る人々に向けている様子が見て取れる。同写真画面の右側には、供奉員らが乗車する人力車が控

かに緑町の末を望めば、混雑せる人の波と軒頭の日章旗と其下に並べる提灯とに目も眩き心地す。特に井筒商店の盛装してウエルカムの金文字耀き出でたるは異彩を放てり。」と記されている。⁽²⁵⁾



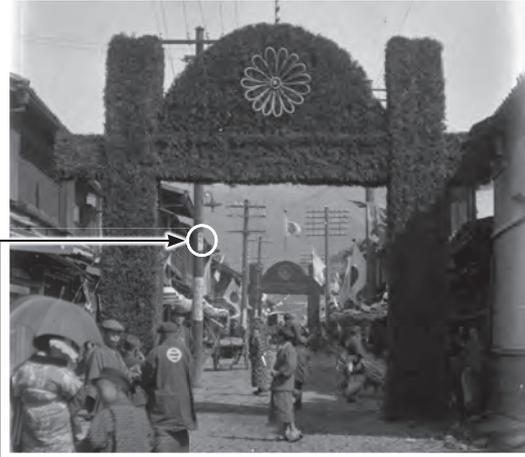
(上) 図12-1 36 甲府柳町通りの町内装飾
(左) 図12-2 現在の柳町附近 (遊亀通り)



(上) 図13-1 102 春日尋常小学校生徒の旗行列
(左) 図13-2 春日町の標記
(右) 図13-3 現在の桜町横丁



(上) 図10-1 100 甲府八日町の奉迎緑門
 (右) 図10-2 現在の八日町附近 (城東通り)
 (左) 図10-3 八日町二丁目の標記と奥村旅館の看板



(上) 図9-1 99 甲府魚町の奉迎緑門
 (右) 図9-2 現在の魚町通り
 (左) 図9-3 魚町二丁目の標記

こう側には南アルプスが聳え、道路には馬車鉄道の線路、両側の軒には「常」「盤」の町名をあしらった提灯がつるされており、右側には「水晶」の看板や「皇太子行啓記念絵葉書取扱店」などの表記が見えるもの、店名などは判然としない。

③ 甲府市内各町の景観 (写真4、5、17、36、69、74、102、112)

「行啓写真」には、緑門の設置個所近辺以外にも、皇太子行啓に飾り立てられ奉迎の人々で賑わう市街地の様子も数多く写されている。

「36 甲府柳町通りの町内装飾」には、甲府市柳町二丁目が数多くの人々で賑わう様子が写されており、画面左の電柱には「柳町三丁目」の町名標記があり、道路には馬車鉄道のレール、道路右奥には有信銀行のドーム型屋根を望むことが出来、柳町二丁目の北東端から南向きに撮影されていることがわかる。また、道路左の商家手前には井上文房堂の、右手前には浅川紙店のもと思われる看板も写っており、道路右の商家の並びには、一際目立つ緑門を模したディスプレイを施した「井筒商店」の姿もあり、その様子は新聞にも「柳の糸の長く続ける柳町の街頭に立ちて遙



(上) 図11-1 101 甲府常盤町の奉迎緑門
 (下) 図11-2 現在の常盤町 (城東通り)



図7-1 3 甲府駅前の奉迎大緑門



図7-2 現在の甲府駅南口

角で其れへまた九尺宛の袖が附いて、其幅の全長十五間余。是れが出来上つてイルミナーションを装置したら停車場内の一奇観であらう。

各町の緑門設置状況についても、その新聞報道に町内の情景を見てみると、桜町は「桜町の装ひ」と題して、桜座前に緑門が建てられ、「戸毎に日章旗を掲げたるが陽気な街を吹く春風にチラチラとして美しく」の様を描写している。

写真からは、「奉迎」の扁額には「桜三四」と付されており、右側には「さくら町四丁目 おとまり宿 ふじや」という看板、向かって左の門柱の影には桜座と思われる幟が数多く見えることから、設置位置を特定することが可能となっている。

魚町では、写真にも見えるとおり、ふたつの緑門が設置されている。このことについて、新聞には「何事に就ても人後に列するを厭ふ負性質の魚町連は上下二箇所に緑門を樹てたり」といった市場町の気風ゆえのことと記している。



(上) 図8-1 98 甲府桜町の奉迎緑門
(右) 図8-2 現在の桜町通り
(左) 図8-3 ふじやの看板

画面中央やや左下に見える電柱の町名標記には「魚町二丁目」の記載が確認でき、通りの両側に「氷」の看板が見えるなど、魚市場近辺であることがよくわかる写真である。

八日町については「華やかな八日町」と題して、「軒頭翻々たる日章旗を掲げ其の下に桜花模様提灯を下げ町の中央には意匠を凝らしたる緑門厳然として樹立し奉迎の二文字墨痕鮮かに印されたる扁額あり」と記している。

門口中央には、冠雪した南アルプスを見ることができ、門口右手に特徴的な尖った屋根の若尾銀行、画面下の路面には馬車鉄道の線路があり、画面左には奥村旅館の看板と「八日町二丁目」の町名標記が確認できる。

常盤町については、「常盤町の緑門」と題して「拝観者の寄せては返す人波は皆一度常盤町の緑門を潜らざる可からず緑門の上には日章旗高く翻る」とあり、その混雑ぶりを指摘しているものの、特に緑門の意匠についての解説はない。緑門の向



図5-2 現在の旧甲府城大手門附近



図5-1 33 甲府中学校全景



図6-2 現在の遊亀橋附近



図6-1 73 舞鶴公園遊亀橋付近で帰京の東宮を奉送する群集

府城内堀の様子を見ることが出来る。「73 舞鶴公園遊亀橋付近で帰京の東宮を奉送する群集」は、城内から遊亀橋を挟んで桜町方面を望む構図となっている。機山館を宿舎とした皇太子は、朝宿舎を出ると舞鶴橋を渡って旧甲府税務署南東角を東へ曲がり、現在の東横イン北東角を南へ桜町通りを進んで、紅梅町を経由して、甲府駅や錦町の山梨県庁に向かった（巻頭図版7）。紅梅町よりも甲府城寄りに東西の桜町一丁目の通り（現在の東京電力甲府支店等のある通り）があるのに遠回りしたのは、日程に県庁への行啓があつたので、県庁に立ち寄るルートが定例の通行ルートになつたものと思われる。

②甲府市内各町の緑門（写真3、98、99、100、101）
奉迎にあつたの緑門は、甲府駅前と機山館前のほか、各町内にも設けられ、その様子が新聞にも記されている。

緑門しつらを設へたるは、常盤町郡役所前八日町二丁目桜町三丁目四丁目魚町二丁目三丁目若松町及び舞鶴公園入口等にして、各町戸毎の国旗掲揚と提灯を懸け連ねたる大国旗を交叉こうさしたるは同じ事ながら、更に太田町にて提灯の上に短冊つけたる花傘を立てたるは美し。或は近習町にて桜の造り花挿さしほ挟みたる桜町連雀町魚町等にて、紫や赤き小旗を挿したる等亦また華やかなり。⁽²⁰⁾

甲府駅前には、高さ一六メートル、直径一・八メートルの菊花紋をあしらつた緑門が三月二十五日頃までに建設され、新聞には左記のような記事が掲載された。

□甲府停車場の大緑門

東宮殿下御入峽に付いて甲府停車場前に建てられる緑門は高大のものである。一番高い処が五丈四尺、其れに取付ける菊の御紋は径六尺、其下に高さ三尺五寸長さ一丈の奉迎と書した大額面を懸け、其額下が二丈二尺、緑柱は六尺五寸

(3) 「行啓写真」に見る甲府市内

前項で触れたように、「行啓写真」は高精細の画像資料であり、詳細な画像情報を得ることが出来る。また、ガラス乾板に記されたキャプションの情報と勘案することで、撮影箇所をある程度特定することも出来る。

図3は、大正時代の甲府市街の地図に、ランドマークとなる建築等の名称、関連する町名を補足し、撮影地点を特定した写真の番号とカメラアングルの方向を付したものである。

① 甲府城・機山館 (写真6・33・73)

甲府城とその郭内の機山館を写した写真は三点(被写体に大正天皇が含まれるものについては後述)。それぞれ、同じ地点の現在の状況写真を付した。宿舎となった機山館の姿を城内広場(鍛冶曲輪かじぐるわ)から収めた「6 機山館全景」は、焼失して現存しない建築の意匠や近くに建てられたあずまやを確認できる。「33 甲府中学校全景」は、甲府城築屋曲輪南東角にあった追手門附近の様子を写しており、昭和初期の県会議事堂並びに県庁の旧甲府中学校跡地への移転に伴って埋め立てられる甲



図4-1 6 機山館全景



図4-2 現在の甲府城

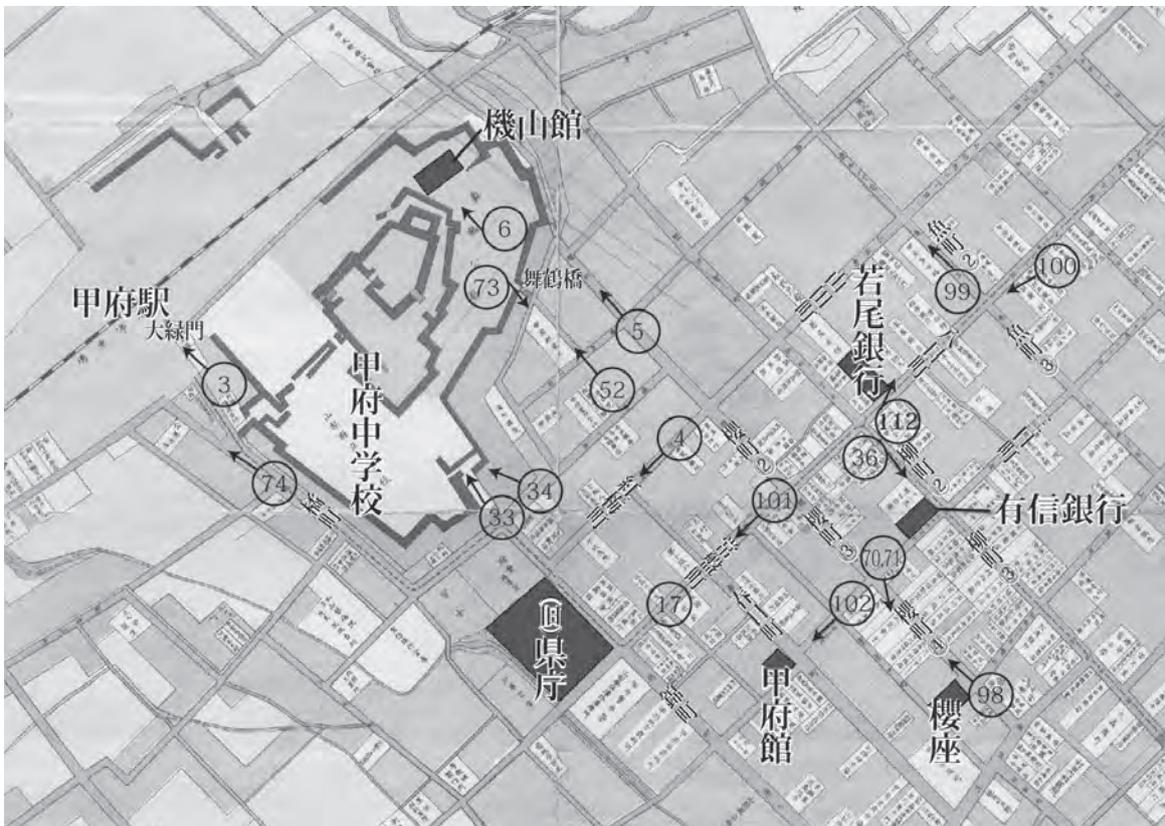


図3 「行啓写真」撮影地点位置図

表3 行啓写真リスト

番号	写真名称	法量	ガラスキャプション	写真1	写真2				
64	御台覧の甲府連隊による器械体操其三	163×214				163×214	四月二日 連隊兵士器械御台覧 其三	○	
65	東宮(大正天皇)肖像写真	164×215	(表記なし:東宮(大正天皇)肖像写真)	○		164×215	四月二日 師範学校御台覧	○	○
66	開院宮載仁親王肖像写真	164×214	(表記なし:開院宮肖像写真)	○		164×214	師範学校	○	○
67	甲府駅前奉迎大線門	163×214	甲府停車場前/大線門	○		163×214	四月二日 師範学校生徒運動御台覧	○	○
68	小学生が奉迎の列をなす甲府紅梅町通り	151×200	三月二十七日 殿下御着前小学生徒/端別紅梅町通り	○		164×214	四月二日 古城趾内御野立所	○	○
69	小学生が奉迎の列をなす甲府桜町通り	153×213	三月二十七日 御着前桜町通り奉迎/小学校生徒	○		164×215	四月二日 元城屋町殿下御通過前/奉迎者	○	○
70	機山館全景	152×214	三月二十七日 機山館全景	○		164×215	四月二日 炬火行列桜町通過/光景	○	
71	葦崎駅前奉迎線門	163×215	三月二十八日 葦崎停車場前/線門	○		159×218	四月三日 桜町四丁目御通過/光景	○	
72	龍岡村唐土神社境内御昼餐所	163×215	三月二十八日 北巨摩郡龍岡村御昼餐所正面	○		153×214	四月三日 農林学校御座所	○	
73	龍岡村唐土神社側面全景(思し召しにより)	164×214	三月二十八日 北巨摩郡龍岡村唐土神社側面全景(御座所ニヨリ)	○		152×217	四月四日 舞鶴公園内ヨリ殿下御帰京/奉送者群集	○	
74	龍岡村高森丘御野立所の遠望	164×215	三月二十八日 北巨摩郡龍岡村高森丘御野立所/遠望	○		153×208	四月四日(五) 殿下御帰京/光景	○	
75	龍岡村唐土神社御昼餐所より高森丘御野立所を望む	163×214	三月二十八日 北巨摩郡龍岡村唐土神社ヨリ高森丘御野立所望ム	○		153×212	四月四日 談露館前 開院宮随員武官	○	
76	押原村押越の演習御野立所付近	164×215	三月二十九日 中巨摩郡押原村演習御野立所付近	○		150×215	四月四日 猿橋停車場前奉迎/群集	○	
77	上野村龍製神社一城村御昼餐所正面全景	164×215	三月二十九日 西八代郡上野村一城村御昼餐所/正面全景	○		150×217	四月四日 駒橋発電所前/奉迎線門	○	
78	上野村龍製神社一城村から大塚を望む(思し召しにより)	164×214	三月二十九日 上の村一城村ヨリ大塚村望ム(御座所ニヨリ)	○		152×215	四月四日 発電所正面	○	
79	上野村龍製神社一城村御昼餐所側面	164×215	三月二十九日 西八代郡上野村一城村御昼餐所側面	○		163×215	(表記なし:駒橋発電所)	○	
80	上野村龍製神社一城村御昼餐所(思し召しにより)	164×214	三月二十九日 上の村一城村御昼餐所(御座所ニヨリ)	○		149×215	四月四日 発電所御座所	○	
81	甲府常盤町通りの夜間の雑踏	164×215	三月二十九日(常盤) 町通り夜間/雑踏	○		164×214	四月四日	○	
82	甲府太田町公園における炬火行列	152×211	四月二日 炬火行列太田町公園集会/光景其一	○	○	153×217	四月四日 発電所	○	
83	山梨県庁	154×217	山梨県庁	○		153×217	四月四日 発電所ヨリ殿下御還御/光景	○	○
84	山梨県庁内御座所	164×215	三月三十日 山梨県庁内御座所	○		164×215	三月三十日 台ヶ原北原方日行在所/門前	○	
85	台覧に向い山梨県庁内に陳列の古器物古書	164×213	三月三十日 県庁内古器物古書/陳列 其四	○		164×214	三月三十日 台ヶ原日行在所/庭園	○	
86	台覧に向い山梨県庁内に陳列の加賀美光書	163×214	三月三十日 県庁内古器物/陳列 其二	○		163×214	三月三十日 台ヶ原日行在所の応接間	○	
87	台覧に向い山梨県庁内に陳列の献納品 その一	163×215	三月三十日 県庁内献納品陳列 其一	○		164×214	三月三十日 円野村遠来旧御小休所 御居間	○	
88	台覧に向い山梨県庁内に陳列の献納品 その二	164×215	三月三十日 県庁内献納品陳列 其二	○		164×215	四月二日 県病院 院内侍従御進退御還御/光景	○	
89	台覧に向い山梨県庁内に陳列の国産品 その一	164×214	三月三十日 県庁内国産品/陳列 其一	○	○	164×214	四月二日 一ノ宮侍従奉迎/光景	○	
90	台覧に向い山梨県庁内に陳列の国産品 その二	164×215	三月三十日 県庁内国産品/陳列 其二	○		164×214	四月二日 一ノ宮侍従奉迎/光景	○	
91	山梨県庁内に陳列の東宮(大正天皇)御用品	164×215	県庁内殿下御用品	○		164×214	四月二日 県病院内侍従休息所	○	
92	草薙製糸の蔵の富士山	120×164	(表記なし:草薙製糸蔵の富士山)	○		163×214	四月五日 行在所(上野原) 庭園	○	
93	草薙製糸のデニール検査	120×164	(表記なし:草薙製糸デニール検査)	○		153×212	四月五日 上の原日行在所/御座所	○	
94	草薙社より東宮還御の光景	163×214	草薙社還御/光景	○		120×164	(表記なし:機山館庭園内に御手植の扁柏)	○	
95	草薙製糸工場から東宮還御の光景	164×214	四月(ママ)三十日 草薙製糸工場ヨリ殿下還御/光景	○		120×163	(表記なし:甲府連隊構内松)	○	
96	甲府商業学校前の奉迎者の行列	164×214	三月三十日 甲府商業学校前奉迎者/行列	○		120×164	(表記なし:山梨県庁構内広葉杉)	○	
97	甲府中学校全景	153×213	三月三十日 甲府中学校全景	○		150×215	電力会社ノイルミネーション	○	
98	甲府中学校より東宮還御の光景	163×214	四月(ママ)三十日 中学校ヨリ殿下還御/光景	○		120×165	桜町/線門	○	
99	御台覧の舞鶴城二丸における学生武術仕合	164×215	四月(ママ)三十日 舞鶴公園内武術御台覧/光景	○		120×164	甲府魚町の奉迎線門	○	
100	甲府柳町通りの町内装飾	153×215	柳町通り/町内装飾 三月三十一日	○		120×164	甲府八日町の奉迎線門	○	
101	英高等尋常小学校御昼餐所全景	152×214	三月三十一日 英学校内御昼餐所全景	○		120×164	常盤町通り/線門	○	
102	英高等尋常小学校にて台覧の盆栽	151×215	三月三十一日 英学校内御台覧/盆栽	○		120×164	春日尋常小学校生徒の旅行行列	○	
103	英高等尋常小学校御野立所を後方より望む	150×215	三月三十一日 英小学校附近演習御野立所 後面	○		152×218	御料牛乳提供の乳牛敷島号	○	
104	英高等尋常小学校御昼餐所演習地へ出発の光景	156×215	三月三十一日 英学校ヨリ演習地へ行啓/光景	○		164×214	東宮(大正天皇)の愛馬 藤園	○	○
105	英学校より西方の白嶺を望む(思し召しにより)	150×214	三月三十一日 英学校ヨリ西方白嶺望ム(御座所ニヨリ)	○		151×217	東宮(大正天皇)肖像の絵はがき類	○	
106	英高等尋常小学校付近の奉迎の群集	153×215	三月三十一日 英学校前/奉迎/群集 其二	○		155×214	(表記なし:奉迎の提灯)	○	
107	誓願寺境内演習御野立所	152×215	四月一日 誓願寺境内演習御野立所	○		153×217	(表記なし:徽章)	○	
108	甲府商業学校御野立所	150×214	四月一日 商業学校内演習御野立所ニ取用ノ一棟	○		120×164	(表記なし:御下賜の菊花紋章付花瓶)	○	
109	御台覧の機山館前にて小学校生徒の運動その一	164×214	四月一日 機山館前御台覧小学校生徒/体操 其一	○		163×215	(表記なし:県庁構内)	○	
110	御台覧の機山館前にて小学校生徒の運動その二	150×214	四月一日 機山館前小学校生徒御台覧 其四	○		120×163	若尾家本部 その一	○	
111	御台覧の機山館前にて小学校生徒の運動その三	164×214	機山館前庭小学校生徒御台覧 其五	○		120×164	若尾家本部 その二	○	
112	御台覧の機山館前にて小学校生徒の運動その四	154×214	四月一日 機山館前小学校生徒/運動御台覧 其六	○		120×163	甲府八日町通り	○	
113	御台覧の機山館前にて小学校生徒の運動その五	153×214	四月一日 機山館前小学校生徒体操御台覧 其八	○		116×164	甲府城本丸付近から愛宕山を望む	○	
114	御台覧の機山館前にて小学校生徒の運動その六	152×214	四月一日 機山館前小学校生徒体操御台覧 其九	○		120×164	三条夫人の位牌	○	
115	御台覧の機山館前にて小学校生徒の運動その七	149×215	四月一日 機山館前小学校生徒運動御台覧 其十	○		120×164	三条夫人墓所(円光院)	○	
116	機山館を出発する東宮(大正天皇)	163×214	四月二日 殿下御出門/光景	○	○	120×164	武田義信墓所(東光寺)	○	
117	御召列車の外部	163×214	四月二日 御召宮庭(ママ)列車/外部	○	○	120×164	加々美桜場(加賀美光書)墓所	○	
118	御召列車の内部(御座所)	163×214	四月二日 御召列車/内部御座所	○		120×163	武田勝頼墓所(法泉寺)	○	
119	御召列車の内部	163×215	四月二日 御召列車内部	○		120×164	東光寺仏殿(薬師堂)	○	
120	日下部駅前奉迎線門	164×214	四月二日 日下部駅前/奉迎線門	○	○	120×164	住吉神社(甲府市)	○	
121	日川中学校にての奉迎者の群集	164×214	四月二日 日川中学校奉迎者/群集	○		120×163	玉諸神社(甲府市)	○	
122	日川中学校正門付近	164×214	四月二日 日川中学校	●●●		120×163	●尾塚(創撰)	○	
123	甲府連隊兵士の奉迎	163×215	四月二日 連隊兵士/奉迎	○		120×164	庄塚の碑(甲府市)	○	
124	甲府連隊将校の奉迎	163×215	四月二日 四十九連隊門前将校/奉迎	○		120×163	信立寺(甲府市)の梅	○	
125	連隊練兵場内御野立所	163×214	四月二日 連隊練兵場内御野立所	○		120×164	惠惠院の信玄手植の梅(甲府市)	○	
126	御台覧の甲府連隊による器械体操その一	163×214	四月二日 連隊内器械体操御台覧 其一	○	○	120×164	一蓮寺(甲府市)	○	
127	御台覧の甲府連隊による器械体操その二	164×215	四月二日 連隊内器械体操御台覧 其二	○	○	120×164	渡唐天神像(一蓮寺蔵)	○	

※判読不能な文字は●とした。 ※写真集1は『東宮殿下行啓記念写真集』、写真集2は「行啓写真アルバム」

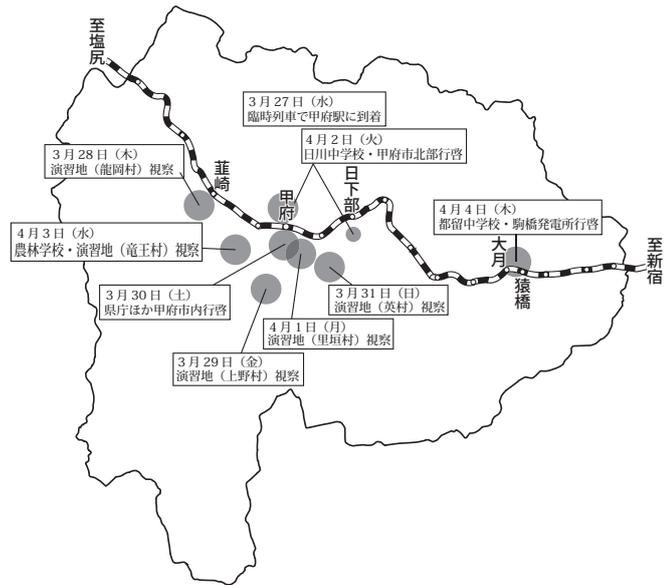


図2 行啓地地図

あったものの、予定された通りの箇所を台臨し、演習視察を行っている。予定変更は、御所への還御の前日である四月三日に、行啓供奉の波多野敬直大夫より還御の時間が一時間遅れることが東京に伝えられているが、これも一時間程度であり、還御の奉迎対応のための連絡と思われる。

皇太子は出発前日の三月二十六日に父である明治天皇に暇乞いのために参内している。また、行啓から帰還した翌日の四月五日には、還啓の報告のために参内し、九日に改めて山梨県の土産品を携えて明治天皇のもとに参内している。

二 行啓写真について

(1) 資料の概要

今回発見された行啓写真原板(以下「行啓写真」と呼ぶ)は、甲府商業会議所(現在の甲府商工会議所)が「其筋の認可」(県庁の許可)を得て、『東宮殿下行啓記念写真集』を製作するために撮影したもので、会議所から甲府市桜町瀧田長、若松町

内田長次郎、太田町田原近次郎らの写真師に依頼のうえ撮影されたものと考えられる。総数は一二七枚で、大判のガラスが使用されたガラス乾板のネガであり(巻頭図版5)、ガラス乾板の右端に写真の説明が書き入れられている(表3中の「ガラスキャプション」参照)。

「行啓写真」の内容は、東宮職から拝借したと思われる皇太子および閑院宮載仁親王の肖像のほか、訪れたり通過した街や駅、学校、製糸工場、御野立所から見た風景、宿舎から見たイベント、献上品や特産品、御買上用品、文化財の展示状況といった、皇太子が見た山梨の姿を写したものの(一部には皇太子自身も被写体となっている)ほか、侍従を差遣した明治十三年(一八八〇)の明治天皇巡幸ゆかりの地、甲府近辺の寺社旧跡、御手植の樹木や御料牛乳用の乳牛や愛馬などと多彩なものとなっている。

(2) 『東宮殿下行啓記念写真集』など刊行物との関連

皇太子行啓に関する写真資料については、甲府商業会議所が刊行した『東宮殿下行啓記念写真集』のほか、記念絵はがき(巻頭図版6)が残っており、皇太子の肖像写真や東宮新御所、宿舎の機山館、緑門や来訪先の学校等が写っているが、今回の「行啓写真」との関連性はない。

『東宮殿下行啓記念写真集』については、ほとんどの写真が「行啓写真」に含まれるものの、「行啓写真」にない写真も掲載されている。また、『東宮殿下行啓記念写真集』の概略版とも言うべき行啓写真アルバム(以下「行啓写真アルバム」)が平成二十五年に個人宅から発見された。表3行啓写真リストに示すように、これらの資料との比較により、「行啓写真」は『東宮殿下行啓記念写真集』の原本ではあるものの、そのすべてが残存しているわけではないが、写真集に使用されなかった写真も含まれており、後述する画質の高さからも、明治末期の画像資料としても非常に重要であることが指摘できる。

表2 皇太子（大正天皇）山梨行啓日程表

日付	時刻	場所	出入り	距離・滞在時間	移動手段	欄外
御日程						
三月二十七日（水）	第一日					
	午前 十時五十分	東宮御所	御出門			
	同 十一時十五分	新宿停車場	御発車		臨時汽車	
	午後 四時十五分	甲府停車場	御著車			
	御泊	甲府市舞鶴城公園内	機山館	十丁		
三月二十八日（木）	第二日					
	演習御覧	龍岡方面			甲府龍岡間 四里、 韭崎迄汽車 八里、 韭崎龍岡間御乗馬 一里余	
三月二十九日（金）	第三日					
	演習御覧	市川大門方面			甲府市市川大門間 三里半、押原村東 北端迄御人力車其 先御乗馬	
三月三十日（土）	第四日					
	午前 八時三十分	御旅館	御出門			体操御覧
	同 八時三十五分	山梨県庁	御着	八丁		
	同 十時	県庁	御発	一時二十五分間		
	同 十時五十分	県立高等女学校	御着	八丁		
	同 十一時	女学校	御発	五十五分間		
	同 十一時五十分	草薙合資会社	御立寄	六丁		
	同 十一時十五分	合資会社	御発	十分間		
	同 十一時三十分	還御	御発	十四丁		
	午後 一時	御昼餐				
	同 一時十五分	御旅館	御出門			
	同 一時四十五分	市立甲府商業学校	御著	十七丁		
	同 二時	商業学校	御発	三十分間		
	同 二時三十分	県立甲府中学校	御著	七丁余		
	同 二時四十分	中学校	御発			
	同 二時四十分	還御				
	○還御後御旅館接続地ニ於テ武術試合御覧					
三月三十一日（日）	第五日					
	演習御覧	上黒駒 英村間	御乗馬			
四月一日（月）	第六日					
	演習御覧	甲府東南端	御乗馬			
四月二日	第七日					
	午前八時二十分	御旅館	御出門			
	同 八時三十分	甲府停車場	御発車		臨時汽車	
	同 八時五十分	日下部停車場	御著車	七哩四		
	同 九時二十分	県立日川中学校	御著	二十八丁		国幣中社浅間神社 御使ノ事
	同 九時五十分	中学校	御発	三十分間		
	同 十時十五分	日下部停車場	御発車		臨時汽車	
	同 十時三十分	甲府停車場	御着車			
	同 十時四十五分	矢島製糸工場	御立寄	七丁		
	同 十一時	製糸工場	御発	十五分間		
	同 十一時十分	歩兵第四十九連隊	御著	八丁		
	御昼餐			三時四十分間		
	午後三時	連隊	御発			
	同 三時十分	師範学校	御着	九丁半		楼上ヨリ付属小学 校生徒ノ運動御覧
	同 三時五十分	師範学校	御発	四十分間		
	同 四時十分	古城址	御覧	二十丁		
	連隊長ヨリ説明申上ケ但雨天ノ節ハ 御覧御止メ連隊ニ於テ説明被聞召			三十分間		
	同 四時四十分	古城址	御発			
	同 五時	還御		二十四丁		
四月三日	第八日					
	午後	演習御覧 竜王村方面 県立農林学校	御乗馬 御覧			
四月四日	第九日					
	午前七時五十分	御旅館	御出門			
	同 八時	甲府停車場	御発車		臨時汽車	
	同 十時六分	大月停車場	御着車	二十八哩		
	同 十時十二分	県立都留中学校	御著	九丁		
	同 十時四十五分	中学校	御発車	三十三分間		
	同 十一時五十分	東京電燈株式会社				
	駒橋発電所		御著	三十丁		
	御昼餐			一時四十五分間		
	午後零時五十分	発電所	御発			
	同 一時	猿橋停車場	御発車	十丁	臨時汽車	
	同 三時三十分	新宿停車場	御着車			
	還御					
「奉迎送二関スル書類 其ノ一」（山梨県立図書館所蔵「山梨県行政文書」4-1M45-2(1)）より作成						

の天気予報、御召列車の試運転、警備体制など多岐にわたり準備が進められるな
このほか、道路や施設の改修、清掃・台覧予定地の消毒・健康診断、当該期間
の天気予報、御召列車の試運転、警備体制など多岐にわたり準備が進められるな
このほか、道路や施設の改修、清掃・台覧予定地の消毒・健康診断、当該期間
の天気予報、御召列車の試運転、警備体制など多岐にわたり準備が進められるな

か、三月十四日に東宮職から知事宛てに日程が、「追テ右ハ未タ公表スヘキモノニ
無之候条、秘密ニ御取扱相成度添テ申入候也」という注意書き付きで通牒され、
二十三日にそのスケジュールが正式に通牒されることとなる。
(3) 行啓のスケジュール
十四日に東宮職から山梨県庁側に告げられたスケジュールは、表2のように発着
時間や移動手段を含めて伝えられた。
この「御日程」表には、汽車や乗馬など、移動手段やその距離・所要時間なども
記され、皇太子の体調や、奉迎準備に對しての配慮がうかがえる。また、乗馬や汽
車以外の場合は、ほぼ御用人力車で移動している（一部徒歩）。
「御日程」と実際のスケジュール進行を比較しても、天候等による微細な変更は

一 皇太子（大正天皇） 山梨行啓の概要

(1) 皇太子山梨行啓の決定

皇太子の山梨への行啓は、明治四十五年（一九一二年）三月二十七日（水）から四月四日（木）にかけての九日間の日程で行われた。その目的は陸軍近衛師団幹部演習視察と地方見学を兼ねたもので、多くの地方行啓と同様に公式行事ではなく微行^⑦として実施された。

その実施についての正式決定は、三月二十三日に東宮大夫から通知されているが、山梨県への行啓が明らかとなったのは、二月十四日付の山梨日日新聞が伝える行啓内定の報道で、九日に上京した熊谷喜一郎知事^⑧が十三日に内示を受けたものとしている。つまり行啓実施一か月半前の内定というタイトなスケジュールが設定されたことになる。実際には山梨県庁と東宮職の間に内談があったことと思われるものの、原武史氏『大正天皇』によれば、府県側が行啓の招請をしている例などを除けば、実施の一〜三か月前の内定をみている例が多い。十日付山梨日日新聞には「東宮御入峽説」と題した皇太子の山梨行啓の風聞を報道する記事に、「元来皇太子殿下の御旅行に就ては凡そ半年前位に御内定ありて徐々準備を整へしむるの慣例なるに、三月の御入峽を昨今に至り発表せらるゝは余りに急遽にして」とあるが、それほど内々の準備期間が県側に与えられていたとは思われない。山梨県行政文書や新聞報道を見る限り、東宮職や行啓先となる各郡市との調整や準備作業はこの時点からスタートすることになる。

(2) 行啓奉迎準備

皇太子行啓が内定し、県庁内での協議や予算措置が講じられ、宿舎は舞鶴城内の機山館^⑨が充てられることとなる。さらに県庁では東宮職の行啓地の下検分、台覧に供する特産品や古書画古器物等の文化財、献上品のとりまとめなどが進められた。

県庁内の行啓の実施体制は、柿沼竹雄内務部長を委員長とし、組織を総務と警務

表1 献上品台帳の集計表

	高齢者 (人)	主な品目	団体其 他 (人)	主な品目
東山梨郡	75	真綿、足袋、 巾着、織物	18	生糸、真綿、葡萄酒、栗
西山梨郡	20	肘突、巾着	9	真綿、清酒、蜂蜜
東八代郡	30	信玄袋、真綿、 鯉魚	19	真綿、葡萄酒、絵甲斐絹、 蜂蜜
西八代郡	18	半紙、座布団、 真綿	5	紙、枯露柿、足袋
南巨摩郡	1	座布団	8	雨畑硯、紙、椎茸、鯉
中巨摩郡	5	肘突、真綿	5	枯露柿、梨、蚕種標本、 牡丹杏罐詰、生糸
北巨摩郡	27	布類、真綿、 糸類	6	水晶鉢、逸見檀紙、盆栽、 乾柿
南都留郡	25	座布団、袋類、 財布	10	甲斐絹類、盆栽、山葵、 熊
北都留郡	0	-	7	甲斐絹類、山葵
甲府市	22	真綿、月の 雫、肘突	4	硯（加藤市長）、甲斐国 志（山梨教育会長熊谷県 知事）、葡萄酒・液（宮 崎光太郎）、水晶・印伝・ 栗・月の雫・枯露柿（甲 府商業会議所）
合計	223		91	

御臨場ノ際献上ノ部（事業所のみ抜粋）^{かせ}
 ・中巨摩郡国母村 草薙製糸工場 生糸18籠
 ・甲府市太田町 矢嶋製糸工場 生糸30籠
 ・東京電燈 電気噴水器、ヤマメ10籠、水掛菜2籠、盆栽4鉢
 ※「奉迎送二関スル書類 一」（山梨県立図書館所蔵「山梨県行政文書」
 4-1M45-1 (1)）より作成

の二部体制として、総務部は庶務・土木・会計の三係、警務部は警保・衛生の二係とされ、行啓関連事務にあたることとし、これらの体制とその事務分掌を定めた「奉迎事務取扱順序」が定められた。また、行啓に関する人員や施設、注意事項は「殿下奉迎送二関スル事項」として定められ、更に飲食・衛生等に関することについては「皇太子殿下行啓二関スル施設事項」として詳細に規定された。予算措置は、県臨時会が開かれず、県参事会の議決によることとした。また、行啓期間中には、県庁にて県内文化財や特産品を台覧することとなり、部長室を御座所、知事室を特産品展示、地方課を文化財展示、文書課を拝謁室にあてることになったため、当該部署の当面の県庁業務については、隣接する県会議事堂に一時移転して行われた。宿舎の機山館については、明治三十九年（一九〇六）の一府九県連合共進会にあわせて旧甲府（舞鶴）城稻荷曲輪^{いなりぐるわ}に建設された県公会堂施設で、築六年足らずの比較的新しい二階建ルネサンス風の壮麗な建築であったが、行啓に備えて改修が行わ

明治45年3～4月皇太子（大正天皇）山梨行啓について（一）

小畑 茂雄

はじめに



図1 大正天皇（1879-1926）

近年、大正天皇（在位 一九一二～一九二六）についての関心が高まっている^①。原武史氏の研究により、大正天皇の明治・昭和の両天皇のあいだに隠された、病弱で君主としての能力に欠くイ

メージを批判し、「近代天皇制」^③における大正天皇の位置づけの再考を促している。その指摘される大正天皇の健康面については、皇太子時代に澁漉な姿を国民の前に現した、沖繩県以外のすべての府県を訪れた旺盛な地方行啓から、活動的であり、また御真影以外の写真等でその姿を国民に現さなかった明治天皇との違いや、その行啓スタイルが戦後の昭和天皇の全国巡幸への雛形となった面を指摘している。一方、山梨県への行啓の詳細については戦前刊行の郡誌以外に触れたものは、管見の限りほぼ無いと言ってよく、山梨県の近代史研究のなかでも、重要視されてこなかった経緯がある。

山梨県は、大正天皇が皇太子時代に訪れたなかで最後に残された空白県であり、明治四十五年（一九一三）三月末から四月にかけて山梨県を訪れた約四か月後には明治天皇の崩御によって踐祚することになるため、結果的に山梨県は一連の皇太子時代の地方行啓の最後を飾ることとなった^⑥。このことから、山梨県の皇太子行啓を通じて、最も新しくかつ最後の健康的な皇太子時代の大正天皇のイメージを見ることができるとも言える。一方、山梨県は行啓の前年三月に、長年の懸案であった御料林約二九万町歩の恩賜が行われたことから、山梨県民にとっての皇室に対するイメージへの影響も考慮される。

この皇太子行啓については、行啓記念写真集などの画像や準備・運営関係の文献資料が残されているが、このたび行啓記念写真集に使用された写真原板が発見された。大判のガラス乾板であることから非常に高精度であり、皇太子の姿や、皇太子が見た当時の山梨県の姿を詳らかにしている。本稿では、この写真を中心に、皇太子山梨行啓の過程を明らかにし、山梨県における皇太子行啓の位置づけや、山梨県民が見た大正天皇像を明らかにしていきたい。

なお、大正天皇の本稿中の呼称については「皇太子」とし、資料からの引用の場合には適宜、「東宮」など資料上の呼称を使用する場合がある。また、用語については、便宜上「奉迎送」「台覧」「還御」等の皇室用語についても使用する。資料からの引用は、なるべく原文そのままとするが、適宜句読点とルビを補うこととする。

- (13) 大日本地誌大系四六『甲斐国志』第三卷(雄山閣 一九七一年)巻之八十四(仏寺部第十二)苗敷山宝生寺」項。
- (14) 前掲註(13)参照。
- (15) 前掲註(11)参照。
- (16) 前掲註(7)報告書 第二編第五章「仏像」(鈴木麻里子執筆箇所)。
- (17) 前掲註(7)報告書 第二編第五章「仏像」(鈴木麻里子執筆箇所)。
- (18) 大日本地誌大系四六『甲斐国志』第三卷(雄山閣 一九七一年)巻之六十六(神社部第十二)苗敷山権現」項。
- (19) 『甲州晰』巻之上「國母地藏酌裂明神之事」項(『甲斐叢書』第二卷 第一書房 一九七四年)。
- (20) 法城寺は、昭和二十年(一九四五)七月六日の甲府空襲により焼失し、当時の國母稻積地藏像は現存していない。
- (21) 『地藏菩薩靈驗記』巻第二 十四「修理古寺得靈驗事 曾我兄弟亡靈幻化事」(大島建彦監修『一四巻本 地藏菩薩靈驗記』上 三弥井書店 二〇〇二年)。
- (22) 前掲註(21)の註釈では、「甲州一条ノ高砂河原」を、一条郷の故地である甲府市中心部から南東の同市上町に及ぶ濁川流域、もしくは高砂河原がある南アルプス市(旧八田村)上高砂・下高砂に該当することを指摘している。後述するように、両者ともに旧釜無川東流路の流域に位置しており、説話の中で地名が一体化して伝わった可能性がある。
- (23) 『地藏菩薩三國靈驗記』巻九 三「甲斐國稻積地藏事」(大島建彦監修『一四巻本 地藏菩薩靈驗記』下 三弥井書店 二〇〇三年)。
- (24) 前掲註(23)参照。
- (25) 前掲註(23)の説話解説には、「法成寺」(法城寺)が法金剛院の末寺であったことは不明であるが、弘安八年(一二八五)四月二十八日に仁和寺の性仁法親王によって、稻積荘が法金剛院の根本寺領として寄進されたことを指摘している。
- (26) 『甲陽軍鑑』本篇巻一品第四(酒井憲二編纂『甲陽軍鑑大成』第一巻 本文篇上 汲古書院 一九九四年)。
- (27) 享保十七年(一七三二)頃に成立したとされる『甲州晰』巻之上には、「國母地藏酌裂明神之事」と題して、「甲斐國の往昔は、水海にて村里人家も少く候所、山梨郡東光寺村、東光寺之法城寺之國母地藏と、巨摩郡鰐澤村之枝郷、鬼島村之末柳川の洲崎に小宮有之、酌裂明神との方便を以、右山間の岩石を切開き給ふによりて、一國の水干落村里田畑も多く出来る由有之」と記されており、『甲陽軍鑑』の記述内容をふまえて、酌裂明神(酌裂明神)とセットになって湖水伝説が継承された状況が判明する。また、宝暦二年

- (一七五二)成立の『裏見寒話』巻之二「國母地藏」項(『甲斐叢書』六巻 第一書房 一九七四年)には、國母稻積地藏像と法城寺について、『甲陽軍鑑』の記載を引用するとともに、「薩陲は行基の作にして小佛也、大像のみくしに込置と云、(省略) 最初は上條に在しを信玄の時、上條の法城寺策彦和尚は信玄詩文の友なり、荒川を隔て參詣自由ならずとて塔岩村へ移し、其後又東光寺へ引たりと云、元は眞言宗、塔岩より禪宗となる」とあり、法城寺の甲府移転について説明がされている。このように、十八世紀前半に伝承されていた湖水伝説は、主に『甲陽軍鑑』の記載内容に依拠していたことがわかる。
- (28) 大日本地誌大系四五『甲斐国志』第二巻(雄山閣 一九七〇年)巻之四十四(古跡部第七)國母ノ郷」項。
- (29) 『山梨県史』資料編6中世3上県内記録(山梨県 二〇〇一年)1号。
- (30) 安達前掲註(3)著書、川崎前掲註(3)論文参照。
- (31) 前掲註(19)参照。なお、寛政年間(二七八九〜一八〇一)に成立した『甲陽隨筆』(『甲斐叢書』第二巻 第一書房 一九七四年)にも『甲州晰』とほぼ同内容の記載がある。
- (32) 『甲斐叢書』前輯四「苗敷山」項(『甲斐叢書』第六巻 第一書房 一九七四年)。
- (33) 山梨県立博物館蔵「甲州文庫」および「赤岡茂樹旧蔵資料 諸資料写」に所収。
- (34) 山梨県立博物館蔵「甲州文庫」に所収。本史料の作成年代の推定は、高達前掲註(6)論文を参照。
- (35) 山本前掲註(8)論文参照。
- (36) 高達前掲註(6)論文参照。
- (37) 山本前掲註(8)論文参照。

【追記】

本稿は、平成二十五年三月三十日から同五月二十七日まで開催した山梨県立博物館企画展「水の国やまなし―信玄堤と甲斐の人々―」の展示にあたり、同展を担当した西川が考察した結果をふまえて、論考にまとめたものである。執筆にあたり、苗敷山徳見神社、韮崎市教育委員会、法善寺の皆様にご協力を賜った。改めて感謝申し上げる。なお、本稿は科学研究費補助金(若手研究B)の交付を受けて行った研究成果の一部である。

(山梨県立博物館)

て、本来は別系の治水伝説であった国建明神の伝承が、国母稻積地蔵の縁起に取り込まれ、それによって苗敷仙人伝承と稻積地名伝説が結合したことを指摘している⁽⁸⁾。また、山本氏は、大地に恵みをもたらす国土の母神信仰を基盤にして、甲府盆地の開発における最大の難敵であった御勅使川と釜無川の水を鎮める信仰と、苗敷山を含んだ鳳凰三山周辺の山岳信仰の中で醸成された山の地蔵菩薩信仰が重なり合い、「流し御堂」や国母稻積地蔵像への信仰が形成されたことを指摘している⁽⁹⁾。

このように、高達・山本両氏ともに、二つの湖水伝説は、本来別系統であった信仰が相互に統合・影響しあったものとして位置付けているが、本稿で考察したように、湖水伝説は、川上の苗敷山周辺と川下の釜無川水系流域という一体性を持った地域において成立した同一の伝承を起源としつつ、十五世紀以降、両者がそれぞれ独立した伝説として継承されてきたと考えられる。

本稿の研究結果については、苗敷山および国母稻積地蔵の信仰圏の変遷や、関係地域内に伝わる由緒・縁起との比較など課題が残されている。今後は、これらの課題を治水・利水史研究と絡めながら考察していく必要がある。

註

- (1) 例えば、飯田文弥・秋山敬・笹本正治・齋藤康彦編『山梨県の歴史』(山川出版社 一九九九年)など。
- (2) 柴辻俊六「戦国期の水利灌溉と開発」、『民衆史研究』一一 一九七三年、後に同著『戦国大名領の研究―甲斐武田氏領の展開―』(名著出版 一九八一年)に再録。秋山敬「甲斐における中世近世初頭の川除普請とその担い手」(『武田氏研究』一七 一九九六年)。
- 笹本正治「古代・中世の治水」(『山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書』山梨県教育委員会 一九九八年)、後に同著『災害文化史の研究』(高志書院 二〇〇三年)に再録。
- 平山優「戦国期における川除普請の技術と人足動員に関する一考察―甲斐国を事例として―」(『武田氏研究』三一 二〇〇五年)。拙稿「中世甲斐国における井堰の開発―上条堰を対象として―」(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』一四「特集・治水と利水の考古学」二〇一〇年)、「戦国期における川除普請と地域社会―甲斐国を事例として―」

- (8) 『歴史学研究』八八九 二〇一二年)、いずれも後に同著『中世後期の開発・環境と地域社会』(高志書院 二〇一二年)に再録。「近世甲斐国における川除普請―鳥取藩・岡藩による御手伝普請をめぐる―」(『山梨県立博物館研究紀要』第七集 二〇一三年)など。
- (9) 安達満「近世甲斐の治水と開発」(山梨日日新聞社 一九九四年)、川崎剛「釜無川の流路変遷について」(『武田氏研究』一三 一九九四年)、今福利恵「御勅使川流路の変遷と地域の様相」(『信玄堤の再評価』山梨郷土研究会・山梨県考古学協会・武田氏研究会 二〇〇四年)など。
- (4) 田中大輔「近世釜無川右岸の治水体系―鏡中条村における検討―」(『山梨考古学論集V 山梨県考古学協会25周年記念論文集』山梨県考古学協会 二〇〇四年)、斎藤秀樹「堤防遺跡における桐木の変遷」(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』一四「特集・治水と利水の考古学」二〇一〇年)、畑大介「信玄堤と石材を用いた護岸施設」(『山梨県立博物館調査・研究報告』4 信玄堤研究の最新展開―甲斐の治水・利水と景観の変化―)山梨県立博物館 二〇一〇年)など。
- (5) 山梨の水に関わる代表的な祭礼として御幸祭があげられるが、この成立状況を考察した論者は、平山優「戦国期甲斐国一・二・三宮祭礼について」(『信濃』四三巻一 一九九一年)、後に同著『戦国期大名領国の基礎構造』(校倉書房 一九九九年)、堀内真「御幸祭について」(『山梨県史研究』五 一九九七年)があげられる。
- (6) 高達奈緒美「甲斐国国母地蔵の伝承と資料―翻刻 国母地蔵縁起二種」(『甲斐路』五七 一九八六年)。
- (7) 苗敷山総合学術調査報告書『苗敷山の総合研究』(『山梨県山総合学術調査研究会 二〇一一年)。
- (8) 山本義孝「苗敷山周辺の山岳信仰」(前掲註(7)報告書 第三編第五章)。その他、萩原三雄監修『図説 韋崎・巨摩の歴史』(郷土出版社 二〇〇〇年)には、数野雅彦「国母地蔵伝説と『地蔵菩薩靈驗記』および信藤祐仁」(『苗敷山と穂見神社』)が掲載されており、それぞれに伝来する湖水伝説の概要を紹介している。また、功刀吉彦「苗敷山穂見神社の研究」(自費出版 一九九三年)は、苗敷山の山麓に居住する立場で、穂見神社の由来を叙述している。
- (9) 前掲註(7)報告書 第二編第四章「建築物」(渡辺洋子執筆箇所)。
- (10) 前掲註(7)報告書 第二編第五章「仏像」(鈴木麻里子執筆箇所)。
- (11) 『甲斐国社記・寺記』第二巻(山梨県立図書館 一九六八年) 通巻第二二巻。
- (12) 前掲註(7)報告書 第二編第五章「仏像」(鈴木麻里子執筆箇所)。

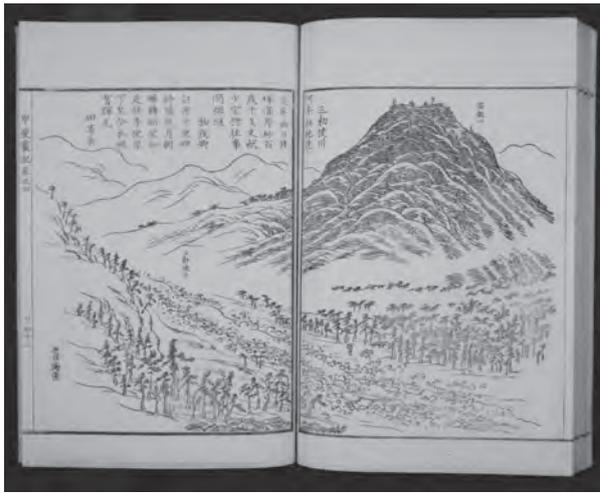


図2 『甲斐叢記』前輯四「苗敷山」項挿図（山梨県立博物館蔵）

史料6によると、苗敷山の山頂の社に「国母地藏」と「国建神」が祀られており、「国建神」は行基とともに南方の山地を切り開いて湖水を流し、甲斐の国土を開いたという。ここでは苗敷山の伝説の中に国母稻積地藏が登場し、苗敷山の本地仏である虚空蔵菩薩と一体のものとして伝承されてきたことがわかる。また、挿図（図2）からも、苗敷山と国母稻積地藏ゆかりの御勅使川を一体の地域とする認識が存在していたことがうかがわれる。

一方、宝永二年（一七〇五）に書写されたと伝わる「国母地藏由来記」³³には「当国開闢之神国建大明神ト奉白シモ、本地ヲ白セハ地藏菩薩ニテマシマス」と記されているほか、十八世紀後半に記されたと考えられている「上条地藏大菩薩略縁起」³⁴にも「駒ヶ嶽に苗敷仙人といへる翁ありて、ながく大士の仏餉となさんと始て地に五穀の種子を播し玉ふ、苗敷山に安座し玉ふ虚空蔵菩薩是也、今国中の人作りの神とあがむ」とあり、国母稻積地藏の縁起中にも、苗敷山ゆかりの神仏が登場する。

ところで、虚空蔵菩薩は天を統べる神として地藏菩薩と一対となつて信仰されてきたことや、虚空蔵菩薩を金剛界大日、地藏菩薩を胎蔵界大日として同体とする説が存在すること、また鎌倉期以降、浄土思想の中で虚空蔵菩薩Ⅱ天Ⅱ極楽への導者、地藏菩薩Ⅱ地Ⅱ地獄からの救済者という観念が広まったことが指摘されている。³⁵

この指摘をふまえると、国

母稻積地藏と苗敷山の本地仏虚空蔵菩薩は、本来一対・一体のものとして信仰されており、それが水源である苗敷山上とその山麓、さらに釜無川水系流域にわたって、水神信仰と交わりつつ、湖水伝説として継承されてきたと考えられる。

なお、国母稻積地藏を祀った寺院が「法城寺」である一方、苗敷山の別当寺院は「宝生寺」である。この寺号の読みは類似しており、両寺は国母稻積地藏および本地仏虚空蔵菩薩を祀る本来同一の寺院であった可能性がある。

このように、苗敷山と国母稻積地藏にそれぞれ関係する湖水伝説は、本来苗敷山からその山麓を流れる須沢川・御勅使川・釜無川流域にかけて伝承されていた共通の甲斐国の国生み伝説を起源としたと考えられる。それが、旧釜無川東流路の消滅に代表されるような河川の流路変遷にともなう地域社会の再編成によって、川上の苗敷山周辺と川下の釜無川水系流域にそれぞれ分化して口伝されてきたのが、今日に伝えられる二つの湖水伝説となったのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿では、苗敷山に祀られた仏像について考察し、苗敷山の信仰および湖水伝説との関係について論じた。また、国母稻積地藏に関する湖水伝説の内容を整理するとともに、苗敷山の信仰や伝承との関係について考察した。

この結果、苗敷山と国母稻積地藏にそれぞれ関係する湖水伝説は、本来、苗敷山の本地仏である虚空蔵菩薩と国母稻積地藏を合わせて信仰の対象とし、苗敷山からその山麓を流れる須沢川・御勅使川・釜無川流域にかけて広まった共通の国生み伝説を起源として誕生したと考えられることを明らかにした。

それが、『地藏菩薩靈驗記』『地藏菩薩三國靈驗記』が成立した十五世紀以降、虚空蔵菩薩を祀る川上の苗敷山周辺と国母稻積地藏を信仰する川下の釜無川水系流域に徐々に分化して、二つの湖水伝説として体系化し継承されたのではないだろうか。

ところで、高逵氏は、苗敷山と国母稻積地藏にそれぞれ関係する湖水伝説につい

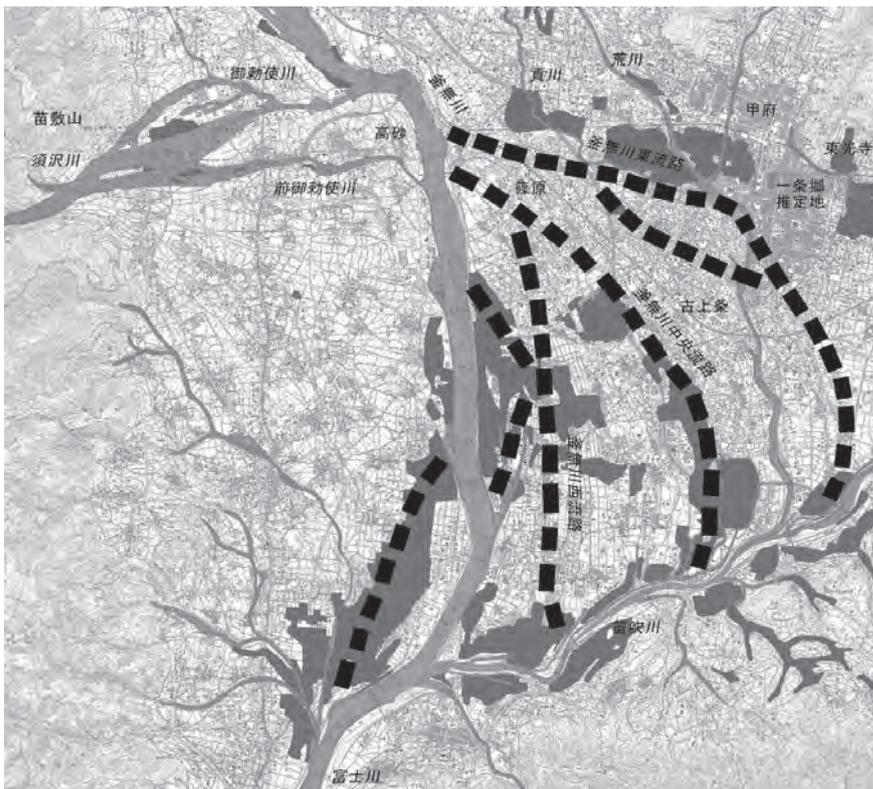


図1 甲斐国湖水伝説関係地図

※国土地理院発行の25,000分の1地形図「甲府北部」、「甲府」、「市川大門」、「韮崎」、「小笠原」、「鯉沢」を編集して使用した。
 ※塗りつぶして表した明治21年（1888）の川の流路及び荒地・深田の分布は、地図資料編集会編『正式二万分一地形図集成』中部日本1（柏書房 2002年）を参考にした。

蔵菩薩三國靈驗記』によると、国母稻積地蔵像を祀った「法成寺」（日輪堂）は、「篠原山」に所在したという。そして、『甲陽軍鑑』では、国母稻積地蔵像を「かみでう地蔵ぼさつ」と呼称しているように、本像は古上条に祀られていたことを示唆している。

これらの史料に記載された甲府移転以前における国母稻積地蔵像の所在地をまとめると、①須沢川、②高砂、③篠原、④古上条、⑤一条というようになる。この①

から⑤までの地域は、図1のとおり、いずれも御勅使川および同川と合流する釜無川の旧東流路沿いに展開していることがわかる。実際に『地蔵菩薩靈驗記』には、「甲州一条ノ高砂河原の所在地を「蒲無河（釜無川）が東西に流れる場所と記している。また、『地蔵菩薩三國靈驗記』には、「篠原山」の北方に大河が東西に流れ、その川下は西南に向かっていたことが記載されている。

釜無川東流路は、竜王（甲斐市）から東の方角に向い、荒川と合流した後、南西の方角に流れを変えて落合（甲府市）付近で笛吹川と合流しており、永禄三年（一五六〇）以前に竜王信玄堤が築造されて流路が閉め切られるまで存続していたと考えられている。⁽³⁰⁾『地蔵菩薩靈驗記』『地蔵菩薩三國靈驗記』に見える河川の説明は、まさしく釜無川東流路を表現していると考えて間違いないだろう。

そして、①は苗敷山の南西山麓を流れ御勅使川と合流していることから、国母稻積地蔵の信仰は、苗敷山麓の須沢川から御勅使川を経て釜無川に至る釜無川水系流域に展開しており、苗敷山の信仰との接点が確認される。

史料上においても、苗敷山と国母稻積地蔵にそれぞれ関係する湖水伝説には接点があがられる。すなわち、享保十七年（一七三二）頃に成立した『甲州噺』巻之上には、国母稻積地蔵に関する湖水伝説と併記して、苗敷山に関する湖水伝説が記載されている。⁽³¹⁾また、嘉永四年（一八五二）に編纂された『甲斐叢記』には、図2のような苗敷山と御勅使川が一体として描かれた挿図とともに、次のように記されている。

【史料6】⁽³²⁾

苗敷山 上條南割村 頂に社あり。 國母地蔵 又虚空蔵とも云は訛れるなり と國建神とを配祀する宝生寺といへる寺ありて、撰祀れり。寺領七石余あり。古き傳に國建神、行基菩薩と力を戮て南山を決鑿ち、湖水を涸して國土を闢き、稲苗を殖始し故に此山を苗敷と号とぞ。

ければ同国が衰微すると、十六世紀の甲斐国に生きた人々の間で認識されていたことがわかる。

その後、近世に入り、湖水伝説について詳細を記した史料として『甲斐国志』の記述が注目される。

【史料5】⁽²⁸⁾

稲積国母地藏ノ縁記ニ云フ、養老中行基菩薩本州ニ来タリ南山ヲ攀キ洪水ヲ治メシ時、地藏大士ノ像ヲ刻シテ篠原ノ岡ニ祭り法城寺ト号ス、治曆中斯羅三郎此ノ地ヘ移シ永禄中信玄古府ヘ移シ、後又板垣ノ郷東光寺ニ移シテ今ニ現在セリ、(省略) 甲州記追加ニ行基菩薩杖頭ニ地藏大士ノ像ヲ刻ミ篠原ノ岡ニ安置セシガ洪水ニ漂ヒ西郡上高砂ノ域ニ止マリシヲ、村人取りアゲテ祀之浮御堂ト号ス、後ニ弘法大師一尺余ノ像ニ横作シ杖頭ノ旧像ヲバ頭ノ内ニ収メ中郡古上条ニ遷シ置キ日輪法城寺ト勅額ヲ申シ下シ嵯峨ノ法金剛院ノ末寺トナス、淳和帝天長十年ノ事也トアリ、

史料5によると、法城寺は、養老年間(七一七〜七二四)に行基が国母稲積地藏像を造立して「篠原岡」に祀ったことが始まりであり、治暦年間(一〇六五〜一〇六九)には源義光(新羅三郎)が「国母郷」に、また永禄年間(一五五八〜一五七〇)には武田信玄が「古府」(甲府)に同像を移し、さらに、東光寺に移転して現在(『甲斐国志』が編纂された十九世紀初頭)に至ったという。

また、行基が造立した仏像は、洪水によって「篠原岡」から上高砂(南アルプス市)周辺に流れつき、地元住民が「浮御堂」に祀ったが、弘法大師(空海)が、天長十年(八三三)にこの像を模して一尺余(約三〇センチメートル)の仏像を造り、本来の像をその頭部に納め「中郡古上条」(甲府市)に移したという伝承が伝わっている。

史料5を史料2、3、4の記述と比較すると、『甲斐国志』の国母稲積地藏に関する記述は、『地藏菩薩靈驗記』『地藏菩薩三國靈驗記』『甲陽軍鑑』の内容を融合させ、またそれぞれの記述内容の整合性がとれるように調整して成立していることがわかる。

この一方、国母稲積地藏像は、『地藏菩薩靈驗記』『地藏菩薩三國靈驗記』に見える行基・空海といった高僧に加えて、源義光・武田信玄といった甲斐源氏の一族ゆかりの仏像として、移転を繰り返しながら受け伝えられてきたことや、行基が山を切り開いたことなど、これまでの伝承が変容して受け伝えられたことを確認できる。

なお、『甲陽日記』大永七年(一五二七)条には、「正月廿五辛亥、上条ノ地藏堂可取立トテ、南宮ノ西ノ地形平普請初」とあり、⁽²⁹⁾「上条ノ地藏堂」(法城寺)の甲府移転の状況が記されている。これは、先述した史料4に記されているように、甲斐国の統治者は法城寺を保護しなければ、同国が衰微すると認識されていたことを背景として、当時甲斐国を統治していた武田信虎が、甲斐国の国主として法城寺の保護を実行したことを表している。

このように、国母稲積地藏に関する湖水伝説は、地藏信仰と甲斐国の水害に関する伝承が十五世紀までに複数成立していた中で、十六世紀に湖水伝説としてその原型が成立し、さらに近世をとおしてこれらの伝承が融合・変容しつつ、十九世紀初頭までには今日伝承されている内容に確定したと考えられる。

三 結びつく二つの湖水伝説

以上、苗敷山と国母稲積地藏にそれぞれ関係する湖水伝説について考察した。本章では、二つの湖水伝説は相互に独自に発祥したものなのか、それとも共通の原型を有する伝説なのかを検討する。

第二章で考察したように、『地藏菩薩靈驗記』によると、「蒲無河」(釜無川)が東西に流れる「甲州一条ノ高砂河原」にあった地藏菩薩像を祀る「流レ御堂」は、本来、「頂沢川」(須沢川)の河畔にあった安通院の本堂であったという。また『地

たが、当時は、篠原山の北方に大河が東西に流れ、その川下は西南に向かっていたことが記載されている。

そして、行基は、地藏菩薩の姿を二寸二分の仏像に刻み、養老二年（七一八）三月二十四日に一間四方の草堂を建立し、仏像を本尊として祀った。それ以来、「湖水黄岡ヲ耕、彼ノ寺領ト名ケ、ソレヨリ民豊ニシテ、春ハカマドヲニギハイ、秋ハイネヲツミケレバ、人呼『稻積』トハ申シケル」とあるように、この仏像が「稻積地藏」と呼ばれ豊作をもたらす仏として崇拜されたことが記されている。

なお、本書によると、行基は草堂の名称を日輪堂と名付けたが、その後の経緯について次のように記されている。

【史料3】²⁴⁾

其後、淳和天皇ノ御宇ニ、彼ノ国洪水氾濫シテ、寺既ニ崩トス。故ニ、可治之由ヲ奏聞ス。依テ、天長十年二月十八日、弘法大師ニ勅シテ、『日輪法成之寺』ト額ヲナシ、水神ヲ祭ケレバ、水四谷ニ流シ、波瀾モ斯ニシヅマリケリ。サレバ法成寺トハ、其ノ心、水ヲ去ト成ト云フコ、ロナリ。其後、清和天皇ノ御宇ニ、国母染殿ノ后ノ御領ナレバ、御葬台法金剛院ノ末寺ニテアルベキ由ヲ宣下アリ。則、勅額ヲ下給ハル。

史料3によると、淳和天皇の時代に洪水があり草堂が荒廃したため、天長十年（八三三）二月十八日、「日輪法成之寺」と草堂の寺号を定めて水神を祀ったところ、洪水が鎮まった。さらに、清和天皇の時代（在位期間 天安二年「八五八」～貞観十八年「八七六」）、「法成寺」が、天皇の母である「国母染殿ノ后」（藤原明子）の所領内にあつたため、后ゆかりの法金剛院（京都市右京区）の末寺となったという。²⁵⁾

中でも、国母稻積地藏が祀られていた「法成寺」に水神を合わせて祀ったところ、洪水が鎮まったとの記述から、十五世紀段階で国母稻積地藏と水神への信仰が一体

化して継承されたことが判明し注目される。

なお、史料2の『地藏菩薩靈驗記』では「甲州一条ノ高砂河原にあつた」流し御堂、また史料3の『地藏菩薩三國靈驗記』では「篠原山」の「日輪堂」と、両者の説話の内容には差異が確認されるが、東西に流れる大河（蒲無河）の畔に地藏像を祀った堂舎が存在する点や、淳和天皇の時代に洪水の被害を受けたことが伝わっている点から、両者は共通の伝承から発生した説話であると判断される。

そして、これらの説話の内容を背景としつつ、国母稻積地藏と湖水伝説との関係が具体的に記されているのが、十六世紀後半の戦国時代に成立した『甲陽軍鑑』に見える次の記述である。

【史料4】²⁶⁾

ほうじようじハ、甲斐国、とつとむかしハ水うみなり、ときく。かみでう地藏ぼさつの御ちかひにて、南の山をきりて、一国の水、ことぐくふち川へおつるにより、甲州国中平地となりて、今かくのごとくなり。さるによりて、かみでう地藏堂とハ申せども、寺号をバ、「法城寺」と申。この文字は、「水去て土と成」と云ことハリ也。ほうじやうじやぶれバ、甲州ハすいびなり。末代迄も甲州持将ハ、此寺かみでう法城寺を建立あるべし。

史料4によると、甲斐国がかつて湖であつた時代に、法城寺の上条地藏菩薩（国母稻積地藏）の誓いによって甲斐国の南方の山地を切り開き、一国の水を悉く富士川に流したために、国中が平地になったという。

このような国母稻積地藏に関係する湖水伝説について、今日伝承されている内容に類似する原型が伝わるのは『甲陽軍鑑』を初見としており、同書が執筆された十六世紀段階に遡ることががわられる。²⁷⁾

また史料4からは、甲斐国の統治者たちが国母稻積地藏を祀る法城寺を保護しな

本地仏の虚空蔵菩薩像が焼失し、本像のみが現存するに至ったと考えられている。¹⁷⁾

先述したように、虚空蔵堂（奥宮本殿）の右の扉に祀られた国建大明神が明玉形立像に該当することから判断すると、本像は、左の扉に祀られた山代王子権現に該当すると考えられる。山代王子は国建大明神（六度仙人）の妻となった国玉姫の父であり、『甲斐国志』の「苗敷山権現」項には「上古国建ノ神南山ヲ決鑿シテ湖水ヲ乾シ中郡平地トナリシ時山代王子稲苗ヲ敷キ施シテ民ニ稼穡ノ道ヲ教ユ」と記されていることから、¹⁸⁾山代王子権現は、治水の神である国建大明神とともに農耕神として崇拜されたことがわかる。

それでは、苗敷山に伝わった湖水伝説は、いつ頃から確認されるのであろうか。宝生寺に関わる近世前期を遡る由緒書や文書類が存在していないため、苗敷山に係る湖水伝説の発祥時期は定かではないが、享保十七年（一七三二）に成立した『甲州噺』¹⁹⁾には、「巨摩郡甘利の西の方に苗敷山と云有、此山上に立せ玉ふ虚空蔵菩薩は、其節國中の水干瀉へ稲の苗を興へ給ふとて、一國の百姓毎年八月十三日に其年の新米をちいさき俵に拵へ持参致すよし、古来よりの語り傳御座候由申之」とあり、十八世紀前半段階において、既に古来よりの口伝として継承されていたことがわかる。

二 国母稻積地蔵と湖水伝説

前章では、苗敷山に係る湖水伝説について考察したが、湖水伝説にはもう一つ別のストーリーが存在する。それは、甲府五山に列する臨濟宗の古刹東光寺（甲府市）の塔頭であった法城寺に祀られていた「国母稻積地蔵」と呼ばれる地蔵菩薩像（巻頭図版3）に関する伝説である。²⁰⁾

国母稻積地蔵に関する最古の文献として注目されるのは、十一世紀に成立し、十五世紀以降に書写、追記された『地蔵菩薩靈驗記』に掲載されている次のような伝承である。

【史料2】²¹⁾

蒲無河ト云大河東西ニ流タリ。彼河ノ南ニ、四方一百余町バカリノ曠玄一条ナル白砂ノ河原アリ。水ニ漂波ニセカレテ砂高ク見ケレハ、人、高砂河原ト名付ケル。彼ノ中央ニ、流レ御堂ト号シテ、歳霜久キ古寺一字アリ。本尊ハ地蔵菩薩、六尺三寸ノ立像、木軀ノ彩色ニテマシマス。修理モ及十余年トゾ見シ。（省略）淳和天皇ノ御宇ニ、霖雨頻ニシテ、洪水山ヲ崩シ岡ヲ破ケレバ、彼ノ寺ハ、往古西山白根岳ノ麓ニ、頂沢川ノ旁ニ安通院ト号シテ、其山ニ深ク立玉フ。行基菩薩ノ御建立、濟度甚深ノ道場タリ。本尊ハ地蔵ニテ在ス。山深人居モ遠シテ、結縁ノ便モ乏クヤ思召ケン、彼ノ流レ洪水ノ為ニ推流レテ、遙ニ彼ノ河原ニ移テ立玉ヘバ、世人是ヲ流御堂ト白スナリ。

史料2には、三河国大浜（愛知県碧南市）に住み地蔵菩薩を崇拝した法師が、信濃国（長野県）の善光寺を参詣する旅中、駿河国（静岡県）の富士山麓で「甲州一条ノ高砂河原ニ立玉フ地蔵堂」の存在を知り、往復の途中で立ち寄った際の見聞が記されている。

すなわち、「蒲無河」（釜無川）が東西に流れる「甲州一条ノ高砂河原」²²⁾に「流レ御堂」と呼ばれる地蔵堂があり、六尺三寸（約一八九センチメートル）の彩色された木造の地蔵菩薩像が安置されていたが、この堂は本来、「頂沢川」（須沢川、南アルプス市）の河畔にあった行基建立と伝わる安通院の本堂であり、平安時代の淳和天皇の時代（在位期間 弘仁十四年「八二三」～天長十年「八三三」）に洪水に遭って流されたという。

また、十五世紀以降に書写され、『地蔵菩薩靈驗記』と一括されて近世に流布した『地蔵菩薩三国靈驗記』²³⁾には、行基が甲斐国の「篠原山」（甲斐市）という高さ五十余丈、東西七里、南北十里の山を霊場とし、その地で地蔵菩薩の化身と出会っ

言宗寺院の宝生寺が穂見神社の別当を務め、現在の奥宮本殿は虚空蔵堂と呼ばれていた。また、山頂付近からは古代の竪穴建物跡が出土しているほか、奥宮南側には応安二年（一三六九）銘の年記がある石造物が確認されており、古代・中世から苗敷山の信仰が受け継がれてきたことがうかがわれる。

現在の奥宮は、本殿・幣殿・拝殿が接続して一体となった建物となっており、元文元年（一七三六）建立の社殿を基本とし、明治三十六年（一九〇三）および昭和二十八年（一九五三）に大修復を施したと考えられている。⁹⁾ このうち本殿の身舎は、桁行三間で中央と左右の三つの間に分かれているが、右の間には、近年に至るまで木造明王形立像が祀られていた（巻頭図版1）。この像高は二二五・二センチメートルあり、調査の結果、鎌倉時代（十三世紀）の制作と考えられている。¹⁰⁾

『甲斐国寺記』に収録されている「宝生寺由緒書」には、穂見神社の本殿以下の社殿および虚空蔵菩薩像・明星天子像・不動明王像をはじめとする仏像が書き上げられているが、このうち本像は、由緒書に見える木造の不動明王像に該当すると判断されており、また、頭部が三つに腕が六本ある三面六臂の姿をしていることから、本像が竈の神、山神として祀られた三宝荒神を表していると考えられている。¹²⁾

一方、『甲斐国志』の「苗敷山宝生寺」項には、「虚空蔵堂・同拝殿 三間・六間、三扉中ハ本地虚空蔵、右ハ国建大明神、左ハ山代王子権現」と記されており、¹³⁾ 同寺の虚空蔵堂には三つの扉があり、虚空蔵菩薩が中の扉、国建大明神が右の扉、山代王子権現が左の扉に祀られていたと伝わっている。

先述したように、本像は奥宮本殿の右の間に祀られていたことから、『甲斐国志』の記述にしたがうと、本像は右の扉に祀られた国建大明神の像に該当すると考えられる。

国建大明神について、『甲斐国志』の「苗敷山宝生寺」項には次のように記されている。

【史料1】¹⁴⁾

昔シ洪水ノ時、鳳凰山ノ南下ニ仙窟アリ、神在丘ト云フ、六度仙人ト云フ者住メリ、蹴裂明神ト力ヲ戮セ南山ヲ鑿リ洪水ヲ漏シ播殖ノ地ヲ開キ惡毒鱗ヲ駆リテ五穀ノ種ヲ施セリ、故ニ山ヲ苗敷ト号ス、（省略）六度仙人ハ山代ノ里ニ住シ山代王子ノ女国玉姫ヲ娶リテ三男一女ヲ生ム、長ヲ風祭王子ト云ヒ、次ハ風間王子・雨宮王子・藤巻姫ナリ、地ヲ割キテ四郡トナシ、風祭ヲ巨麻ニ封ジ、風間ヲ山梨ニ封ジ、雨宮ヲ八代ニ封ジ、藤巻ヲ都留ニ封ジテ遂ニ此ニ退キテ神トナル、国建明神以後四子亦各々神トナル、刀八毘沙門・山梨明神・八代権現・諏方明神、是レナリト云ヘリ、

史料1によると、国建大明神は、蹴裂明神とともに甲府盆地南部の山を切り開き、水を流して肥沃な土地に変え、甲斐国四郡を創設したという六度仙人が神となった存在とされている。すなわち、国建大明神（六度仙人）であると考えられる本像は、湖水伝説の主役に該当する仏像であると位置付けられる。

この一方、『甲斐国志』の「苗敷山宝生寺」項において、「本地虚空蔵」「国建大明神」とともに虚空蔵堂に祀られ、同所の左の扉に配置されていた「山代王子権現」の消息はどのようになっているのか。

『甲斐国寺記』の「宝生寺由緒書」には、穂見神社に祀られた仏像のうち中核をなす像として、「虚空蔵菩薩 木像」「不動明王 木像」とともに、「明星天子 金仏」が記載されているが、¹⁵⁾ このうち明星天子像が宝生寺の本寺であった法善寺（南アルプス市）に伝来する銅造の虚空蔵菩薩坐像（巻頭図版2）に該当すると考えられている。¹⁶⁾

本像は、像高一六・〇センチメートルあり、鎌倉時代（十三世紀）の制作と考えられ、本来は鏡板が付いた御正体の本尊であった。明治時代初頭の神仏分離政策により宝生寺が廃寺となった際、本像は本地仏であった虚空蔵菩薩像とともに同寺の本寺である法善寺に移されたが、明治四年（一八七二）五月三日の法善寺宝蔵の火災により、

甲斐国湖水伝説の成立について

西川 広平

はじめに

「古来甲斐国は湖であったが、南に連なる山々を切り開いて湖の水を富士川に流した結果、肥沃な耕地が生み出された。」これは、甲斐国の成立を物語る国生み伝説として伝承されてきた甲斐国湖水伝説（以下「湖水伝説」という）の、一般に知られたあらずじである。険阻な山岳地域から盆地や谷筋に流れ込む幾筋もの急流の河川により、水害を受けやすい山梨の地形的特徴が、湖水伝説の背景になったと理解されている^①。

このような山梨県域を対象とした治水・利水史研究では、中世から近世にかけて実施された堤防工事とそれに対応した地域社会の動向^②、また旧河川流路の復元や治水・利水技術の変遷^④などに関する研究が、これまで積極的に行われてきた。

この一方、水に関わる信仰や伝承が、地域社会の中でどのように形成・継承されてきたのかを課題とした研究は、これまで一部の祭礼を除きほとんど行われておらず、治水・利水の展開や河川の流路変遷などにもなう地域社会の再編成が、信仰や伝承といった人々の水に対する心象表現にどのような影響を及ぼしたのかは、十分に明らかにされていない。

そこで本稿では、冒頭で紹介した湖水伝説を事例に、この伝説がどのようにして形成・継承されてきたのかを考察する。

湖水伝説は複数の内容が伝えられているが、このうち国母稻積地蔵による開削を伝える湖水伝説をめぐっては、既に高達奈緒美氏が国母稻積地蔵の縁起である「国

母地蔵由来記」および「上条地蔵大菩薩縁起」を史料紹介し、その記述内容の分析を行っている^⑥。

この一方、苗敷山（韮崎市）を舞台として伝承されてきたもう一つの湖水伝説については、韮崎市教育委員会により総合学術調査報告書が刊行されており、考古・文献・美術・建築・民俗という学際的な分野から苗敷山の信仰と遺跡・遺物が総合的に研究されている^⑦。中でも、山本義孝氏は、神仏が習合した苗敷山の信仰を「宮寺」様式として位置付けるとともに、鳳凰三山の山岳信仰と連携したものと指摘し、また湖水伝説について、大地に恵みをもたらす国土の母神信仰を基盤にして、甲府盆地の開発において最大の難敵であった御勅使川と釜無川の水を鎮める信仰と、苗敷山を含んだ鳳凰三山周辺の山岳信仰の中で醸成された山の地蔵菩薩の信仰が重なりに合い形成されたことを論じている^⑧。

本稿では、苗敷山と国母稻積地蔵にそれぞれ関係する、二つの湖水伝説をとりあげ、これらの関係性について考える。

一 苗敷山の仏像と湖水伝説

本章では、苗敷山に関係する湖水伝説について考察する。苗敷山は甲府盆地の西部、御勅使川扇状地の扇頂部北側にそびえる標高約一〇〇〇メートル程の山地であり、赤石山脈（南アルプス）に属する鳳凰三山（観音岳・薬師岳・地蔵岳）から辻山・千頭星山・甘利山へと続く尾根筋の先端に位置する。

苗敷山の山頂付近は、穂見神社奥宮の境内となっており、明治時代初頭までは真

永祿三年（一五六〇）

五月二十九日、北条家より正木兵部大輔代官仲居大炊助らに対し、富士参詣のため相模国関本通の通行を許す。

補34「鳥海家文書」北条家朱印状（『静岡県史』資料編7、二七九〇号）

為正木兵部太輔代官、中居大炊輔上下五人、富士参詣候、関々無相違可勘過旨、被仰出状如件、

申（「禄寿応穩」朱印）（永祿二年九） 奉

五月廿九日 遠山新四郎（康安）

関本通（神奈川県南足柄市）

役所中

永祿六年（一五六三）

三月十九日、駿河国衆葛山氏元が、芹沢伊賀守に駿河国須走口の関銭の納入と荷物を通過につき指示する。

補35「芹沢家文書」葛山氏元朱印状（『静岡県史』資料編7、三二二〇号）

料編7、三二二〇号

須走口過書之事、半分六拾貫文（静岡県小山町）相定之間、従去正月

上荷物を勘定仁合、右之員数相調之、公方へ直（可納之）

如此相定上者、脇之荷物之事一切停止之、万一於相通

者、六拾貫文之内可立勘定、然間前々令扶助拾貳駄之

荷物之事、不准自余、自当月無相違可通之、猶以六拾

貫文之内、縦少雖為不足為弁、右之員数之透可納之、

雖然境目就念劇路次於無通用者、可及其断之状如件、

永祿六亥（「万歳」朱印）

三月十九日

芹沢伊賀守殿

※永祿七年には須走道者関について（三三二二）、同八年には須走役所について（三三六四）、それぞれ朱印状が出されている。

永祿十年（一五六七）

八月十七日、葛山氏元が、甲斐国への塩留によって没収した塩の納入を、芹沢玄蕃允らに命じる。

補36「芹沢家文書」葛山氏元朱印状（『静岡県史』資料編7、三四一〇号）

料編7、三四一〇号

過書銭之儀、当（月九）殊外上之由申条、三人前急度可納

所、塩荷被留候条、只今まで上候荷物之儀可納所、為

其小者秋若遣者也、仍如件、

永祿十年卯（「万歳」朱印）

八月十七日

鈴木若狭守（殿カ）

武藤新左衛門尉殿

芹沢玄蕃允殿

※宛所の鈴木氏は竹之下（静岡県駿東郡小山町）、武藤氏は神山（同県御殿場市）、芹沢氏は柴荻沢（同）をそれぞれ拠点とする。いずれも鎌倉街道（御坂路）から甲斐国へと通じる要衝に所在する地域である。

元龜二年（一五七二）

七月十六日、武田家より下伊那口の宿中に対し、伝馬

三疋の抛出を命じる手形が発せられる。

補37「柳沢文庫所蔵文書」武田家伝馬手形（山

5二七一四）

（伝馬）朱印）

伝馬参足無異儀可出之者也、仍如件、

辛未（元龜二年）

甘利甚九郎

七月十六日 奉之

下伊奈口（長野県）

宿中

天正五年（一五七七）

七月十七日、武田家より甲府へ下伊那間の宿中に対し、伝馬五疋の抛出を命じる手形が発せられる。

補38「柳沢文庫所蔵文書」武田家伝馬手形（山

5二七一五）

（伝馬）朱印）

自甲府至于下伊奈伝馬五疋、無異儀可出之者也、仍如

件、

丑（天正五年）

安西平左衛門尉（有味）

七月十七日

奉之

右宿中

（山梨県立博物館）

キ、ンシテ諸国及餓死也、(中略) 売買ハ米百文、粟ハ八十、大豆七十、モミハ六十五文也、其ノ余ハ更ニ売カイ一粒モ無之、就中雜事一本モ無之、冬ヨリ富士へ往覆シテ、イモノカラヲ買越テタへ候、(後略)

天文四年(一五三五)

七月、武田信虎が駿河に侵攻し、八月に今川氏と万沢口で戦う。また今川氏を支援する北条氏が甲斐国都留郡に侵攻し、山中において武田勢と戦う。

補28「為和集」四(山6下八六二・三頁)

今月五日に、從甲州敵出張、廿七日に諸勢出陣、八月十九日に、万沢口にて合戦、同廿日に、從相州氏綱兄弟父子、何か「に」一万計にて出陣、同廿二日に相働を、都留郡主小山田衆(武田)合戦終日侍りて、未剋に散、小山田衆討捨七八百、三百六七十討捕、斃而廿三日二小田原へ帰陣、小田原衆手負二百、討死衆は二人、河村与太夫子也、(足輕)

補29「孕石家文書」今川氏輝感状写(『静岡県史』資料編7、一三五〇号)

去十九日於万沢口一戦之上、別而成下知走廻之由、甚以神妙也、弥可被抽粉骨、仍如件、

孕石郷左衛門殿

氏輝書判

補30「感状写」所収、今川氏輝感状写(『静岡県史』資料編7、一三五二号)

今度為手合、就氏綱出張、七月廿二日於都留郡山中遂一戦、自身敵討捕、粉骨無比類次第、感悦候、委細猶岡部左京進可申届候、恐々謹言、(親類)

九月五日(天文四年) 氏輝在判
太田又三郎殿

※この時の北条氏の動向に関する史料は、「稿本」94に収録した。

天文十年(一五四一)

六月、武田晴信が父信虎を駿河に追放する。信虎が駿河を訪問中に、兵を河内の甲斐国境に出して帰路を封鎖したという。

補31「塩山向嶽禅庵小年代記」天文十年条(山6上

一一五・二一六頁)
十辛 竹岩和尚再住
十丑

爰有海野一城、信州士卒馳聚保此地不相隨、故信虎・晴信出馬、六月四日攻破退陣也

信虎平生惡逆無道也、國中人民牛馬畜類共愁惱、然駿州太守義元聚信虎之女、依之辛丑六月中旬行駿府、晴信欲濟万民愁、足輕出河内境斷其歸道、即位保国々、人民悉含快樂笑

天文十七年(一五四八)

四月、武田晴信が山本菅助に、信濃伊那郡での働きの

恩賞として、黒駒関錢のうち百貫文を与える。

補32「真下家所蔵文書」武田晴信判物(山5一〇七七)(花押)(武田晴信)

今度於伊奈郡忠信無比類次第候、因茲黒駒関錢之内百貫文可出置者也、仍如件、(音吹也)

天文拾七(戊申)
卯月吉日

山本菅介との

※『山梨県史』では「東京大学史料編纂所所蔵「古文書雜纂」所収文書」として写が収録されたが、内容は検討を要する旨の注記があったため、「稿本」では採録を見合わせた。その後原本が発見され、正文であることが確認された(海老沼編『山本菅助の実像を探る』戎光祥出版、二〇一三年六月)。

弘治四年(一五五八)

三月六日、穴山信友が下山の新宿西十五番の屋敷を亀山新左衛門尉に与える。

補33「旧穴山町宗固旧蔵文書」武田穴山信友判物写(山

4一)
信友(花押影)(身延也)
新宿西十五番・同屋敷出置候、急度家結構可相立者也、仍如件、

弘治四年
三月六日

亀山新左衛門尉

馳向致忠節訖

凡於所々抽忠節上者、給御判為備後証、目安言上如件、

正平七年正月 日

(証明)
〔承了(花押)〕
(小笠原政長)

観応年間頃(一一三五〇〜五二)

このころ、歌人宗久が都から東国へ旅をする。途中、甲斐国木賊山を訪れた後、武蔵野を経て常陸へ向かう。補24「都のつと」(新日本古典文学大系51『中世日記紀行集』)

紀行集』)

そのあたりに仮の宿りを尋ね、とゞまり侍りにしに、

行脚の僧などあまたありし中に、常陸国高岡といふ所に、

やんごとなき知識おはすと語る人侍りしかば、や

がて訪ねまかりぬ、法雲寺といふ寺あり、宗己庵主と

て、空岩和尚の高弟にておはしけるが、在唐久しくし

給ひて、天目の中峰和尚などにも見え給けるとかや、

世を捨つるとならばかくこそあらまほしく覚えしか

ば、其山に三間の茅屋を結びて、一夏を過し侍ぬ、

また、甲斐国木賊山に山籠り久しき僧ありと聞きし

かば、かの室にも訪ねまかりて、しばしありて、又常

陸国へ帰り侍りにしに、武蔵野の果なき道に行暮れて、

その夜は道連れの僧などあまたありしも、皆かりそめ

の草の枕を結びてとゞまり侍りし程に、此野は昔も盗

人ありてこそ、「今日はな焼きそ」とも詠まれけると

聞きをきしかど、さまざまやほと思ひしに、苔の衣をき

へ引きて帰りし白浪の荒かりし名残に、いとゞ旅の床
もの憂くこそ侍りしか、

厭はずはかゝらまじやは露の身の憂きにも消えぬ

武蔵野の原

文明十年(一一四七八)

四月十四日、甲斐鶴瀬の住人加藤らが、奥三保付近で太田道灌の軍勢を攻めるが、敗退する。道灌の軍勢が甲斐に侵入し、鶴河を放火して帰陣する。補25島原図書館「松平文庫所蔵文書」所収、太田道灌

書状写(山5三〇二七)

(前略)

一、修理大夫二八、親候入道相添河越候之処、景

春令蜂起、浅羽へ打出、吉里二勢相加、大石駿河守

城地二宮へ着陣、小机陣へ致後詰様謀略候之処、三月

十日自河越浅羽陣差懸、追散候之間、景春者成田御陣

参、千葉介相談小机返馬羽生峯取陣候、同十九日

自小机陣、同名図書助一勢相添、河越越、翌日廿日向

羽生陣、修理大夫寄馬間、千葉介・景春不及一戦、令

退散成田御陣逃参候、方々儀共如此候之間、小机城四

月十日令没落候、相州ニも御敵城共五六ヶ所候、専金

子掃部助小沢城令再興相拘候、当方分国候間、急

彼等可有追放旨雖申仁候、先当国令静謐、速御迎以参

度分、大石駿河桶籠候二宮寄陣申有候之間、服先忠

候、二宮事如此之間、相州磯部之城々令降参、小沢

城者致自落候、雖殘党等奥三保桶籠候之間、道灌者

当国村山与申所寄陣、同名図書助・同六郎自両口奥三

保へ差寄候処、本間近江守・海老名左衛門尉・甲州住

人加藤、其外彼国境者共相談、去月十四日御方陣江寄

来候処、於搦手図書助搦手得勝利候、海老名左衛門尉

討取候由、夜中村山陣江告来候間、未明罷立、甲州境越、

加藤要害へ差寄打散、為始鶴河所令放火候間、其儘
相州東西静謐仕候、
(中略)
十一月廿八日
道灌状
謹上 高瀬民部少輔殿
※同様の経緯が「鎌倉大草紙」にも記される(「稿本」67)。
明応五年(一一四九六)
この年、伊豆国の足利茶々丸が、武蔵国から甲斐国吉
田に赴き、ついで富士山に登る。
補26「勝山記」明応五年条(山6上二二二頁)
此年北条ノ君武州ヨリ甲斐国都留郡吉田正覚庵へ移
リ玉イテ富士へ御出テ、(後略)
永正十六年(一一五一九)
冬、飢饉のため、甲斐国郡内から富士(駿河国富士郡)
に食糧を調達していたという。
補27「勝山記」永正十六年条(山6上二二七頁)
此年モ銭ヲエルナリ、此年惣テ一國二國ナラス日本國

狼藉之輩者可擲進之由被仰下畢、嘉祿二年賜国中人夫

嘉禎三年被免鮎沢宿御雜事畢、代々將軍家御歸依

如此、早不論神社仏寺之領、無謂權門勢家之地、賜信

濃国棟別、欲致本堂以下造營云云者、任申請充取件国

棟別拾文錢貨、可令遂造營功之状、依仰下知如件、

延慶三年五月五日 陸奥守平朝臣(花押)

相模守平朝臣(花押)

※嘉禎三年の鮎沢宿雜事免許についての関東下知状は、東京大学史料編纂所の影写本が残されている(「稿本」42)。

観応二年・正平六年(一一三五)

三月、市河頼房代泰房が、信濃各所と甲斐須沢城での戦功を報告する。

補20本問美術館所蔵「市河家文書」市河頼房代泰房軍

忠状(山5六五、『信濃史料』第六卷、七六頁)

信濃国市河松王丸代甥孫三郎泰房軍忠事

右、為凶徒対治御発向之間、属御手為致軍忠、去正月

二日馳参諏方郡湯河鱒、同五日船山郷内守護館令放

火、同十日当国守護代小笠原弥次郎已下楯籠放光寺之

間、押寄彼城欲抽忠節之処、悉令降参訖、次高播磨守

師冬・逸見孫六入道等、楯籠甲州須沢城之由依有其間、

御発向之間、泰房一族相共、同十六日馳向当城大手、

捨身命致散々合戦、同十七日追落訖、爰合戦之段、上

原弥四郎・英多弾正左衛門尉見知之上者、有御尋、賜

御証判、為備後証、言上如件、

観応二季三月 日

「承了(花押)」

※同日付のほぼ同内容で、市河経助も軍忠状を提出している(山5六四)。

十二月十五日、足利尊氏が小笠原政長の信濃国での勲功を賞し、駿河国内房の陣に参じるよう命じる。

補21「小笠原家文書」足利尊氏御判御教書(「静岡県

史」資料編6、四六五号、『信濃史料』第六卷、一一三・四頁)

去十日注進状披見畢、信州之凶徒悉討捕、御方討勝候之条、忠節之至、尤神妙也、仍為退治富士河凶徒、今月十三日、於由比山取陣畢、随而去十一日、於蒲原河原、凶徒数百人討取、御方打勝畢、退治相殘凶徒、恣可有発向関東、不廻時日可馳参海道之状如件、

正平六年十二月十五日 (花押)

小笠原遠江守殿

補22「小笠原家文書」足利尊氏御内書(「静岡県史」

資料編6、四六六号、『信濃史料』第六卷、一一四頁)

十一日の合戦にゆい・かん八らにてうちかつといへとも、猶大せいゆいこへうつふさこの道へかゝり候て、

すてにせんとの合戦にて候、いそきくハせさんして、

この合戦のちからになられ候へく候、国のかたきもい

てぬやうにハからハれ候て、いそきくハせまいられ

候へく候、猶くこの合戦きうに候ほとに、かやうに

おほせられ候、

「尊氏御自筆」

十二月十五日

小笠原遠江守殿

※なお関連史料として、「稿本」55〜57も参照されたい。

正平七年(一一三五)

正月、武田乗信が前年の子息友光の信濃各地での合戦、甲州七覚寺での合戦の戦功を報告する。

補23「武田家文書」武田乗信軍忠状(山4一一五五)

武田按察房乗信息弥六友光軍忠事

右当国凶徒称孫次郎宗貞下輩、率多勢於、陣取、小笠原余次為経、同十郎次郎大将能向之間、

属彼手、去六月廿九日野辺原御合戦之時、抽戦功

大次第小笠原五郎太郎令見知、

同七月三日御合戦之時、致忠節畢

同八月三日凶徒等蜂起之間、馳向富部西河原、致

合戦忠之条、同所合戦之間、令見知畢

一、同十日於善光寺横山、凶徒等寄来之間、抽戦功訖

一、信濃守直頼依寄来、米子城連日致忠節者也

一、当大将自甲州、信州夜山御陣御付候間、自野尻城

馳参候処、小笠原十郎次郎為奥郡静謐発向、

令供奉罷向訖

一、甲州凶徒武田上野介以下輩、於七覚寺退治之間、

またま御勘気を蒙て、此島に放されたるを御赦免あるとていけて帰さんは心うき事也と云て、やうやうの支度ありしかども、何なる事にや有けん、思はざるに順風吹来て、島をばたちしかば、あはいあしければ百日五十日にもわたらず、順風には三日なる所を須臾の間に渡りぬ、越後のこう、信濃の善光寺の念佛者・持齋・真言等は雲集して僉議す、島の法師原は今までいけてかへすは人かつたい也、我等はいかにも生身の阿弥陀仏の御前をばとをすまじと僉議せしかども、又越後のこうより兵者どもあまた日蓮にそひて、善光寺をとをりしかば力及ばず、三月十三日に島を立て、同三月二十六日に鎌倉へ打入ぬ、同四月八日平左衛門尉に見参しぬ、(後略)

補17 「日蓮聖人註画讃」四 赦免状第二十五 (『信濃

史料』第四卷、二九二・三頁)

(三月)

(新潟県佐渡市)

(前略) 同十三日、出塚原、著網羅津、十四日、留彼

津、十五日、乗船、雖欲至寺泊、依大風幸過二日路

(同県柏崎市)

著柏崎、翌日著府中、於彼又越・信両国念仏者・持齋・

(同県上越市)

真言師等雲集言、日蓮可行信濃路、有其聞、生身阿弥

陀仏御前不可通、雖如是評定、於越府兵士多隨從故、

無事而同月二十六日入于鎌倉、是時聖人御年五十三也矣、

※これらの史料には、甲斐について言及されていないが、川尻秋生氏によると、この時の日蓮の行程は、佐渡・越後・信濃から甲斐を経由して鎌倉へと向かった可能性が

あると指摘されているため、便宜ここに掲げた。川尻秋生「山道と交通路―信濃国・越後国・会津郡と日本海交通―」(鈴木靖民他編『古代山国の交通と社会』、八木書店、二〇一三年五月) 参照。

弘安二年(一二七九)

この年、一遍が信濃国佐久郡伴野庄で踊念仏を行う。

補18 「一遍上人絵巻」四 (『信濃史料』第四卷、

三二六・七頁)

(弘安三年) 同年八月に、因幡堂をいて、善光寺へおもむき給、道

の間の日数自然に四十八日なり、其年信濃国

佐久郡伴野の市庭の在家にして歳末の別時るとき、紫

雲はしめてたち侍りけり、抑をとり念仏は、空也上人

或は市屋或は四條の辻にて、始行し給けり、彼詞云、

心無所縁随日暮止、身無住所随夜暁去、忍辱衣厚不痛

杖木瓦石、慈悲室深不聞罵詈誶、信口称三昧、市中

是道場、順声見仏、息精即念珠、夜々待仏来迎、朝々

喜最後近、任三業於天運、讓四儀於菩提矣、是依為聖持文敬之

それよりこのかた、まなふものをのつからありといへ

とも、利益猶あまねからず、しかるをいま時いたり機

熟けるにや、

同国小田切の里、或武士の屋形にて、聖をとりはしめ

給けるに、道俗おほくあつまりて結縁のあまねかりけ

れば、次第に相続して、一期の行儀と成れり、無量寿

経云、曾更見世尊、即能信此事、謙敬聞奉行誦躍大歡

喜文、善導和尚御釈云、行者傾心常対目、騰神誦躍入

西方文、文の意は、身を穢国にすて、心を淨域にす

まし、偏に本願をあふき、専名号をとふれば、心王

の如来、自然に正覚の台に座し、己身の聖衆、踊躍し

て法界にあそぶ、これしかしなからみつからの行業を

からず、唯他力難思の利益、常没得度の法度なり、然

は行者の信心を踊躍の貞に示し、報仏の聴許を金磬にあらはして、長眠の衆生を驚し、群迷の結縁をすむ、是以、童子の竹馬をはする、是をまなひて処々にをとり、寡婦の蕉衣をうつ、これになすらへて、声々に唱、夫慈尊別意の密化は、善悪おなしく道場に坐し、教主開示の要門は、定散ひとしく無生をう、称念これやすし、往生何の煩かあらむ、(後略)

延慶三年(一一三〇)

五月五日、鎌倉幕府より大善寺に下知状が発せられる。

その文中に嘉禎三年(一二三七)に鮎沢宿禰事を免じ

たことが記される。

補19 「大善寺文書」関東下知状(山4六〇二)

(後筆)

甲斐国柏尾山衆徒等申、信濃国棟「別」拾文銭貨事

右如解状者、当山者薬師如来之霊場、行基菩薩草創也、

右大將家建久年中雖被定寺内四至、更無立錫之田地、

爰文永七年有火災本堂大善寺以下焼失、去弘安七年可

勧進国中之由被成御教書畢、而地頭御家人等依無一分

之助成、未遂数字之造宮、建久九年当山塔供養時、有

補13「梁塵秘抄」卷第二(新日本古典文学大系56『梁

塵秘抄』)

甲斐の国より罷り出でて、(長野県河野郡)信濃の御坂をくれくと、遙く(山)と鳥の子にしもあらねども、座毛も変らで帰れとや、

※同書注釈によると、「甲斐の国」とは都から遠い辺国を内包した表現であるとし、甲斐国そのものを指すものではないとの見解となるが、当時の交通のあり方を反映している可能性があるため、便宜掲出した。

養和元年(一一八一)

六月十三日、越後城氏が信濃へ侵攻するものの、源氏方によって撃退される。信濃の源氏方の一手に「甲斐国武田之党」が含まれていたという。

補14「玉葉」養和元年七月一日条(山6下101頁)

一日、(乙)陰晴不定、未刻、右中弁兼光朝臣(氏院)別当、為長者

使来曰、(中略)此次、兼光相語云、越後国勇士、

欲追討信濃国、(依故蒲門・前幕下等命也)六月十三四兩

日、雖入国中、敢無相防之者、殆多請降之輩、於僅

引籠城等者、可無煩于攻落、仍各成乘勝之思、猶欲

襲攻散在之城等之間、信乃源氏等分三手、(キツ党一手、サコ党一手、)

矢、散々敗乱了、大將軍助職、兩三所被疵、脱甲胄

棄弓箭、僅相率三百余人、(元勢万余騎云々)逃脱本国了、残九千

余人、或被伐取、或落自嶮岨終命、或交山林暗跡、

凡無再可戦之方云々、然間本國在庁官人已下、為遂

宿意、欲凌礫助元之間、欲引籠藍津之城之処、

秀平遣郎従、欲押領、仍逃去佐渡国了、其時所相伴(藤原)纒四五十人云々、是事、前治部卿光隆卿、(藤原)知行邊後、(藤原)國之八世

今日称慥説於院所相語也云々、

建長四年(一二五二)

三月、宗尊親王が京都から鎌倉へ向かう。

補15「宗尊親王鎌倉御下向記」(『静岡県史』資料編5、

一〇〇三号)

御下向の御すくくならひにひるの御まうけの所(野池、滋賀県草津市)のち(鏡、同県竜王町)

かゝみ(天上、同県犬上郡)

いぬかみかわら(箕浦、同県米原市)

みのうら(柏原、同)

かしわはら(垂井、岐阜県垂井町)

たる井(笠縫、同県大垣市)

かさぬい

たかしく

おほくさ(赤池、愛知県稲沢市)

あかいけ(萱津、同県あま市)

かやつ(境川、同県豊明市)

さかいかわ(矢作、同県岡崎市)

やはき(宮路、同県豊川市)

みやちのなか山(豊川、同)

とよかは(大岩、同県豊橋市)

おゝいわ

(橋本、静岡県湖西市)はしもと(引馬、同県浜松市)

ひきま(池田、同県磐田市)

いけた(懸河、同県掛川市)

かけかは(菊川、同県菊川市)

きく河(岡部、同県藤枝市)

おかへ(手越、同県静岡市)

てこし(興津、同)

おきつ(蒲原、同)

かんはら(同)

はゝなか(阿野、同県富士沼津市)

さの(佐野、同県裾野市)

あゆさわ(船沢、同県御殿場市)

やまなか(山中湖村カ)

おゝいそ(大磯、同県大磯町)

むさしのかみ

おなし

おなし

おなし

同

さかみのかみ

同

同

同

あ(同)の(黄瀬川、同県沼津市)きせかわ

さのゝちとう

かいのくに(甲斐国乙)

せきもと(関本、神奈川県南足柄市)かのゝしんさえもん

みうらのすけ

文永十一年(一二七四)

三月二十六日、佐渡に配流されていた日蓮が、幕府の赦免を受けて佐渡を出国し、信濃を経て鎌倉に戻る。

補16「種々御振舞御書」(『昭和定本日蓮聖人遺文』第

二巻、九七八・九頁)

(前略)

かくの如くして上へ此由を申されければ、案に相違して、去文永十一年二月十四日御赦免の状、同三月八日に島につきぬ、念仏者等僉議して云、此れ程の阿弥陀仏の御敵、善導和尚・法然上人をのるほどの者が、た

れば、昔、こはたといひけむが孫といふ、髪いと長く、
ひたひいとよくかゝりて、色白くきたなげなくて、さ
てもありぬべき下仕へなどにもありぬべしなど、人
々あはれがるに、声すべて似るものなく、さらに澄
みのぼりてめでたくうたを歌ふ、人々いみじうあは
れがりて、け近くて、人々もてけうずるに、「西国
の遊女はえかゝらじ」などいふを聞きて、「難波わた
りにくらぶれば」とめでたく歌ひたり、見る目のいと
きたなげなきに、声さへ似るものなく歌ひて、さばか
り恐ろしげなる山中にたちて行くを、人々飽かず思
ひてみな泣くを、おさなき心地には、ましてこのやど
りを立たむことさへ飽かずおぼゆ、

まだ暁より足柄を越ゆ、まいて山の中のおそろしげ
なる事はむ方なし、雲は足のしたに踏まる、山の
下許の、木の下のわづかなるに、葵のたゞ三筋ばかり
あるを、世離れてかゝる山中にしも生いけむよと、人
々あはれがる、水はその山に三所ぞ流れたる、

からうじて、越えいでて、関山にとゞまりぬ、これよ
りは駿河也、横走の関のかたはらに、岩壺といふ所あり、
えもいはず大きな石のよほうなる中に、穴のあきた
る中より出づる水の、清く冷たきことかぎりなし、

富士の山はこの国也、わが生いいでし国にては西を
もてに見えし山也、その山のさま、いと世に見えぬさ
まなり、さまことなる山の姿の、紺青を塗りたるやう
なるに、雪の消ゆる世もなく積りたれば、色濃き衣に、

白きあこめ着たらむやうに見えて、山の頂のすこし平
ぎたるより、煙は立ちのぼる、夕暮れは火の燃え立つ
も見ゆ、(後略)

永承五年(一一〇五〇)

このころ、能因が死去する。これ以前、能因が甲斐国
を訪れ、和歌を詠む。

補9 「能因法師集」中(山3六四二、二二二〇)

なすべきことありてまたみちのくにへくだるに、
はるかにかひのしらねのみゆるを見て、
かひがねに雪のふれるか白雲かはるけきほどは分きぞ
かねつる

みさかちはこほりかじけるかひがねのささなかさらす
てづくりのごと

※能因(九八九年生)の没年は未詳。年記の判明する作歌
の終見が永承五年であるので、便宜ここに掲げた。

承德三年(一一〇九九)

この年、「承德本古謡集」が書写される。その中に、
甲斐国に関する風俗歌が含まれる。

補10 「承德本古謡集」(山3二二八九)

加比宇止乃 与女尔者奈良之 古止加良之 加比乃見
左加乎 与留也古由良无
甲斐人の 嫁にはならじ 事辛し 甲斐の御坂を 夜

や越ゆらむ

大治二年(一一二七)

この年、「金葉和歌集」が奏上される。その中に橘能
元が甲斐国へ下向する途次に詠んだ歌が収載される。

補11 「金葉和歌集三奏本」第三 秋(山3二〇二二)

甲斐国にまかりけるみちにて二村山のもみちをみ
てよめる 橘能元

いくらともみえぬもみちのにしきかなたれふたむらの
山といひけん

治承四年(一一八〇)

十二月三日、越後の城助永が、甲斐・信濃両国の反乱
は自らが鎮圧すると申し出てきたことが都に伝えられ
る。

補12 「玉葉」治承四年十二月三日条(山6下一〇〇頁)

三日、^日天晴、(中略)伝聞、(中略)越後城太郎助永、
於甲斐・信濃両国者、不交他人、一身可攻落之由、
令申請云々、又上野・常陸等之辺、乖頼朝之輩出来
云々、依還都之騷、凶賊等頗勢衰者歟、但如此之伝
聞、多是虚詐也、難存実説歟、

治承年間(一一七七〜八一)

このころ、後白河法皇撰による古謡集「梁塵秘抄」が
成立。甲斐国に関連する歌が含まれる。

どもをみて、手も見知りたりければ、みつけて、いとあはれと思ひけり、

延長五年（九二七）

十二月二十六日、『延喜式』が撰上され、甲斐国と都との往来、貢進物の運送等に関する規定がなされる。

補5 「延喜式」巻二十四 主計上（山3二八〇）、『静

岡県史』資料編4、八七五号）

東海道

（中略）

駿河国

行程、上十八日、下九日

（中略）

伊豆国

行程、上廿二日、下十二日

（中略）

甲斐国

行程、上廿五日、下十三日

調 緋帛卅疋、紺帛六十疋、阜帛廿五疋、椽帛十疋、

自余輸絶、

庸 輸布、

中男作物 紙、熟麻、紅花、芥子、胡桃油、鹿脯、猪脂、

相模国

行程、上廿五日、下十三日

（後略）

補6 「延喜式」巻二十六 主税上（山3二八八）

諸国運漕雑物功賃

（中略）

東海道

伊賀国

（駿河国）
伊勢国十二

志摩国十八

尾張国廿一

参河国

世三

海路米一斛充賃稻十六束二把、遠江国廿五 海路

米一斛充賃稻廿三束、駿河国五

伊豆国六

甲斐国

七十

相模国七

武蔵国八

安房国百

上総国百

総国九

常陸国百

（中略）

右、運漕・功賃並依前件、其路糧者各准程給、上

人日米二升、塩二勺、下人減半、

天曆十年（九五六）

十月二十一日、駿河国の国司および郡司に帯剣が認められる。

補7 「朝野群載」巻二十二 諸国雑事上 天曆十年六月二十一日駿河国司解（『静岡県史』資料編4、

一〇二二号）

（頭書）

駿河国司国司

以下帯剣申文

国司以下申帯剣、

駿河国司解 申請 官裁事

請因准諸国例、被令国司并軍事雜任帯剣状

右、謹検案内、当国西作遠江国榛原郡、東承相模国

足柄関、況復国内帯清見・横走両関、坂東暴戻之類、

得地往反、隣国奸猾之徒、占境栖集、侵害屢闕、奪擊

自発、百姓不安、境内无静、国宰守官符旨、勘糺奸犯

之輩、不帯弓箭、無使追捕、近則、管益頭郡司伴成正・

判官代永原忠藤等、去天曆八年、被殺害、介橋朝臣忠幹、

去年、被殺害也、是或拒捍公事、或忽結私怨、往々所

侵也、重檢傍例、甲斐・信濃等国、雖云不置関門、去

承平・天慶之間、任国申請、已被裁許、此国已帯両関、

何不申請、加以不可捕糺私帯兵仗之輩、及勤行警固

之状、官符重疊、若無弓矢之儲、何禦非常之危、望請、

官裁、準諸国例、被裁許件帯剣、將為不慮之備、仍録

事状、謹請官裁、謹解、

天曆十年六月廿一日

件帯剣事、同年十月廿一日、中納言師尹宣、奉勅、

依請、

寛仁四年（一〇二〇）

九月、藤原孝標娘が父とともに常陸国から都へ向かう。その折りの駿河国横走関等の情景を記す。

補8 「更級日記」（『静岡県史』資料編4、説話・物語・

縁起 一四号）

足柄山といふは、四五日かねて、おそろしげに暗がり

りわたれり、やうく入りたつふものほどだに、空

のけしき、はかしく見えず、えもいはず茂りわ

たりて、いとおそろしげなり、ふもとに宿りたるに、

月もなく暗き夜の、やみにまどふやうなるに、あそび

三人、いづくよりともなく出で来たり、五十許なる一

人、二十許なる、十四五なるとあり、庵の前からかさ

をさへせてすへたり、をのこども、火をともして見

宝亀二年（七七二）以降

西大寺旧境内出土の木簡に、甲斐国に関する記述が含まれる。

補1「西大寺旧境内出土木簡」

(表)

伊賀 尾張 遠江 伊豆 上総 常陸 近江 火太 甲斐 下野

・東海道 「内」 志麻 武蔵 東巽道 「錦」 □

伊勢 □河 駿河 相武 下総 阿波 美濃 信野 上野 常奥 □□

(裏)

伊刀 海麻 牟呂 淡路国 □□ □土左国 阿川 「人人」

・紀国 那賀 安□ 「金」 御原 □□ □□ □ 「葦足□□芋芋□」

名草 日高 津名 □□ □□ □長岡 □ 土左「合」

土左

※本木簡は西大寺旧境内南西部の溝（八世紀頃）から出土。武蔵国が東海道の所屬として追記のように記されていることから、武蔵国が東山道から東海道に所屬が転換する宝亀二年からそれほどくならない時期のものとして推定される。

九世紀前半頃

このころ、甲斐国で生産された土器が、長野県佐久市の聖原遺跡にもたらされる。その中に「甲斐国山梨郡大野郷」などとヘラ書きされた仏鉢形の土器が含まれる。

補2「聖原遺跡出土仏鉢形土器」（佐久市埋蔵文化財

調査報告書126『聖原（第五分冊）』

甲斐国山梨郡大野郷戸□

□乙作八千

此後与仏成爲

八千作願

※同報告書によると、本資料の年代は九世紀前半に位置づけられている。ヘラ書きは、甲斐型土器の暗文と同じ手法である。

延喜五年（九〇五）

このころ、「古今和歌集」が成立する。その中に、在原滋春が旅の途中に甲斐国で詠んだ歌が収載される。

補3「古今和歌集」巻第十六 哀傷歌（山3二〇〇三）

かひのくににあひしりて侍りける人とがらはむとて
まかりけるを、みち中にてにはかにやまひをしてい
まいまとなりにければ、よみて京にもてまかりて母
に見せよといひて人につけ侍りけるうた

在原しげはる

かりそめのゆきかひちとぞ思ひこし今はかぎりのかど
でなりけり

※在原滋春は在原業平の子息。滋春が旅中に甲斐国において死去することが、次の史料に見える。ただし没年は未詳。

補4「大和物語」百四十四段（山3一九八八）

この在次君、在中将の東にいきたりけるけにやあらむ、この子どもも、人の国がよひをなむ時々しける、心ある物にて、人の国のあはれに心細き所々にては歌よみてかきつけなどしける、小総の駅といふところは海辺になむありける、それによみて書きつけたりける、わたつみと人やみるらむあふことの涙をふさになきつめつれば

又箕輪の里といふ駅にて、

何時とはわかねどたえて秋の夜ぞ身のわびしさ
は知りまさりける

とよみてかきつけたりけり、かくて人の国ありきく、て、甲斐の国にいたりて住みけるほどに、病して死ぬとてよみたりける、

かりそめのゆきかひちとぞ思ひしを今は限りの門
出なりけり

とよみてなむ死にける、

此の在次君の、一所に具して知りたりける人、三河の国よりのぼるとて、この駅どもにやどりて、この歌

古代・中世甲斐国交通関係文献史料（補遺）

海老沼 真 治

はじめに

山梨県立博物館では、基本テーマ「山梨の自然と人」の関わりの歴史とともに、山梨の「交流の歴史」を明らかにすることを、館の活動の基礎としている。この「交流の歴史」の解明を目指す調査研究事業の一つとして、平成十七年～十九年度に、共同研究「古代の交易と道」を実施した。その中で筆者は、古代から中世にかけての甲斐国の交通に関わる文献史料の収集を担当し、その成果を「古代・中世甲斐国交通関係文献史料（稿本）」として報告した（山梨県立博物館調査・研究報告2『古代の交易と道』、二〇〇八年三月。以下「稿本」と略記）。「稿本」では、『山梨県史』資料編からの収集を基本としたため、他地域の関係史料を収集するまでには至らなかった。また紙幅の都合から掲載を見送ったものも少なからず存在した。とくに古代甲斐国関係の和歌についてはほとんど考慮していなかったという反省点もあった。「稿本」によって、古代・中世における甲斐国の交通の大意を把握することはできるものと考えているが、上記のような課題も残り、また出土文字資料を中心に新出史料の確認も進んでいることから、今後も資料収集を継続的に行うことは不可欠の作業である。そこで、現時点までに新たに収集した史料及び「稿本」での採録から漏れた史料をあわせて紹介し、「稿本」の補遺とすることとしたい。

古代・中世甲斐国交通関係文献史料（補遺）作成の方針

本史料集作成にあたっては、「稿本」と同様の記載方式とし、以下の方針に従つ

て記載する。

- ・主に公刊されている史料集の中から、甲斐の交通に関わる文献・文字史料を抽出し、編年化する。
- ・本文の記載は、綱文・出典・史料原文の順で掲載する。史料原文は、交通に関わる部分を抄出する場合がある。
- ・史料の出典は、『山梨県史』資料編の場合には、「山」にその巻数と資料番号又は掲載頁を併せて記す（例：『山梨県史』資料編4、一二三四号＝山4一二三四）。『山梨県史』以外から採録した史料については、別途注記する。
- ・史料の表記については、原則として『山梨県史』各資料編における表記に従うものとする。ただし印章については、輪郭を記さず、（朱印）（黒印）の別を記し、印文が判読できる場合は「」で示す。また、返り点は省略する。
- ・史料中の人名・地名・年次等は必要に応じて（）で傍注を加える。地名については、山梨県内の場合には現市町村名、県外の場合は現都道府県名と市町村名を記す。
- ・掲出した史料について、「稿本」の中で関連する史料がある場合は、史料本文の後に「稿本」での採録番号を注記する。

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業 学術研究助成基金助成金 若手研究 B「日本古代・中世期における中部内陸地域の交通・交易体系に関する基礎的研究」（課題番号：233720338）による成果の一部である。

山梨県立博物館研究紀要 第8集

発行日 2014(平成26)年3月24日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055(261)2631
印刷 株式会社 島田プロセス
